■認定歴史的風致維持向上計画の変更箇所一覧

様式1

市町村名添田町

変更後ページ	変更前ページ	変更内容	変更理由
表紙	表紙	平成27年3月	変更認定申請に伴う記載
表紙	表紙	平成27年3月	変更認定申請に伴う記載
目次	目次	5．英彦山詣でと英彦山権現講にみる歴史的風致	『5．英彦山参詣でと…』の誤記の修正
目次	目次	4．計画の実施方法及び実施体制	記載漏れ
P4	P4	別府大学 教授（学長補佐） 文化庁　文化審議会専門委員 福岡県文化財保護審議会専門委員	本人からの申し出により変更
P4	P4	一級建築士 福岡県文化財保護審議会専門委員 英彦山調査指導委	本人からの申し出により変更
P4	P4	英彦山行政区代表者	委員会設置要綱では、代表者（区長に限定していない）としており、それに基づく修正
P4	P4	町二行政区代表者	委員会設置要綱では、代表者（区長に限定していない）としており、それに基づく修正
P4	P4	町三行政区代表者	委員会設置要綱では、代表者（区長に限定していない）としており、それに基づく修正
P5	P5	6月23日（月）添田町歴史的風致維持向上計画の認定	策定経緯の更新
P6	―	本計画の認定後、添田町歴史的風致維持向上計画推進協議会等での検討協議を踏まえつつ、事業の推進に取り組んでいる。事業を推進する中で計画内容の変更の必要性が生じた事項については、認定申請と同様の方法を経て、計画変更を行った。 詳細は、以下に示すとおりである。	認定後の経緯の記載
P6	―	平成26 年6月25 日（水）【第2回】歴史的風致維持向上計画推進協議会 7月23 日（水）庁内計画推進協議会の設置 8月25 日（月）【第1回】庁内計画推進協議会 11 月13 日（木）【第3回】歴史的風致維持向上計画推進協議会 平成27 年1月22 日（木）【第4回】歴史的風致維持向上計画推進協議会 2月18 日（水）　意見募集・計画変更（案） ～3月2日（月） 3月10 日（火）添田町歴史的風致維持向上計画の変更認定申請	認定後の経緯の記載
P8	P8	標高1199mを	国土地理院の修正に伴う修正
P20	P20	庄原遺跡	位置修正
P20	P20	岩石城	表記
P20	P20	宮ノ前遺跡	誤記の修正
P20	P20	惣仏遺跡	追記
P20	P20	後遺跡	位置修正

市町村名添田町

変更後ページ	変更前ページ	変更内容	変更理由
P24	P24	霊元法皇	誤表記の修正
P31	P31	豊前英彦山の	脱字の修正
P31	P31	座主院跡に	誤表記の修正
P32	P32	30件	指定文化財件数の誤表記の修正（県指定建造物2⇒1）に伴う修正
P32	P32	県指定文化財は13 件ある。その内訳は、彫刻1件、工芸品1件、建造物1件、	指定文化財件数の誤表記の修正（県指定建造物2⇒1）
P32	P32	建造物／ 4／ 1／ 1／ ー ／6	指定文化財件数の誤表記の修正（県指定建造物2⇒1）
P32	P32	合計／11／ 13／ 6／ ー／ 30	指定文化財件数の誤表記の修正（県指定建造物2⇒1）
P34	P34	岩壁をなす典型的なビュート地形の	表記の修正
P35	P35	県指定文化財は13 件あり、その内訳は、彫刻1件、工芸品1件、建造物1件、	指定文化財件数の誤表記の修正（県指定建造物2⇒1）
P50	P50	山内全山潔斎として、	余分な語句の削除
P51	P51	小倉藩主細川忠興	誤記の修正
P51	P51	英彦山霊仙寺は	脱字の修正
P54	P54	往時英彦山最大の行事	誤記の修正
P54	P54	旧暦1月14 日の	誤記の修正
P54	P54	26・27 日から晦日にかけて、今川、祓川流域の九里八丁（36km）の道程を辿り、	誤記の修正
P55	P55	みやこ町喜多良四宮八幡宮へ赴き	表記の修正
P57	P57	これは古来より英彦山神事が	脱字の修正
P58	P58	洪浩然の筆になる銘文があり、	脱字の修正
P58	P58	円筒を各1個はずしたため	余分な語句の削除
P61	P61	寛政4（1792）年の	誤記の修正
P61	P61	平戸藩主松浦家が奉納した『英彦山大権現松会之図』に	誤記の修正
P62	P62	神職により、「国土のひろき荒野を田になして鍬のみほこにつゆの玉よね」の御神歌が歌われる。	表現の適正化
P62	P62	神職により、「塊をなおこまやかに砕けとて教えの馬鍬に八束穂の稲」の御神歌が歌われる。	表現の適正化
P64	P64	『英彦山大権現松会之図』には	誤記の修正
P66	P66	稚児舞や鉦舞、	「鉦舞」に統一
P69	P69	『英彦山大権現松会之図』には、	誤記の修正
P69	P69	その後、神前で稚児舞、獅子舞、鉦舞が	「鉦舞」に統一
P70	P70	獅子舞と鉦舞が奉納される。	「鉦舞」に統一
P70	P70	獅子頭に紺地横じまの布を胴にして、	誤記の修正
P71	P71	鉦舞は、	「鉦舞」に統一
P71	P71	一連の神事が終わる。【改行の解消(文章の体裁整理)】	文章の体裁整え
P73	P73	英彦山における峰入り	脱字の修正
P73	P73	その成立は、古代から中世であり、仏教の影響を	文章の体裁整え

市町村名添田町

変更後ページ	変更前ページ	変更内容	変更理由
P73	P73	英彦山の峰入りは	脱字の修正
P73	P73	嘉麻川	脱字の修正
P73	P73	英彦山を拠点に	脱字の修正
P74	P74	不動川は、その上流に位置する不動滝に源流をなす川で、途中に不動池を形成するなど水量豊富で緑豊かな山麓を形成しており、難攻不落の岩石城の礎となった。	文章の体裁整え
P74	P74	【凡例の整理(「添田公園の範囲」、「岩石城跡の遺構測量線」)】	凡例整理
P75	P75	美術館や体育館等の	保健センター機能の移動に伴う修正
P75	P75	美術館	保健センター機能の移動に伴う修正
P75	P75	各村を管轄し、これら各村には庄屋が置かれた。	余分な語句の削除
P80	P80	神幸祭は、まず最初5月10 日に注連下し行事があり、山元に当たった組中の男衆は注連下し行事を行い、女衆は全員で直会の準備をした。	脱字の修正、文章の体裁整え
P85	P85	当番渡しが行われる。	誤字の修正
P86	P86	圓通の滝からの御神水	誤字の修正
P86	P86	「圓通の滝」より流れ出る霊水である。	表現の適正化
P88	P88	英彦山四門のひとつ	脱字の修正
P92	P92	経験者が指導に当たっている。	余分な語句の削除
P92	P92	英彦山三座	脱字の修正
P93	P93	英彦山開基四世羅運上人が	脱字の修正
P96	P96	獅子楽が始まると、三々五々連れ立って多くの人が参集する。普段は静かな山麓農村に、子供たちの楽打ちによる威勢の良い太鼓や笛の音がよく響き、若衆が舞う荒々しい獅子舞への歓声が上がり、静寂を掻き消してゆく。山郷の鎮守の森に鎮座する太祖神社や高木神社の神々に里人たちが楽の音に情念を込めて祈りを捧げる情景が見られ	
P101	P101	吉左右踊りにある	文章の体裁整え
P102	P102	御旅所	位置修正
P102	P102	勢溜	位置修正
P102	P102	報恩寺梵鐘の音が英彦山の情景に	脱字の修正
P110	P110	標高約1199mの	国土地理院の修正に伴う修正
P113	P113	素朴な音色になるよう調整される。	文章の体裁整え
P118	P118	参詣者がお参りとなるため、	文章の体裁整え
P126	―	英彦山門前町においては、歴史的風致を来訪者に体感してもらうための施設が整備されているものの、これらは各施設が孤立し、周遊路として連動していないため、歴史的風致の体感が困難になっており、来訪者の減少につながっている。	英彦山地区再興整備方針策定事業追加に伴う記載
P133	―	英彦山門前町においては、観光や地域住民と来訪者等の交流を促すため、来訪者のニーズに応じた現有公共施設の利活用や各施設の周遊性の向上等の総合的な検討を踏まえ、これに応じた施設整備を行	英彦山地区再興整備方針策定事業追加に伴う記載

市町村名添田町

変更後ページ	変更前ページ	変更内容	変更理由
P133	P133	添田町郷土史会	脱字の修正
P139	P139	「英彦山詣でと英彦山権現講にみる歴史的風致」、	文章の適正記載
P151	P151	県指定文化財が13 件、町指定文化財が6件の合計30 件の	指定文化財件数の誤表記の修正（県指定建造物2⇒1）
P154	P154	添田町郷土史会員	脱字の修正
P154	P154	添田町郷土史会員	脱字の修正
P155	P155	添田町郷土史会	脱字の修正
P156	P156	重要文化財の中島家住宅は、保存活用計画を策定し、	事業見直しのため
P156	P156	ー【事業見直しに伴い削除】	事業見直しのため
P157	P157	【中島家住宅保存修理事業、中島家住宅活用整備事業】（平成27 年度～平成31 年度）	実施期間の見直し（事業詳細調査により判明。）
P157	P157	【中村家住宅保存活用整備事業】（平成29 年度～平成31 年度） 町指定文化財である町所有の中村家住宅について、保存や公開活用の為の整備を実施する。	実施時期及び期間の見直し、事業の見直しのため
P157	ー	英彦山門前町においては英彦山神宮への参詣者などで賑わっていたが、信仰心の薄れから徐々に参詣者が減少してきており、減少に歯止めをかけるために、英彦山修験道館やスロープカーの整備などの対策を講じてきた。しかし、抜本的な対策には至っておらず、また、周遊路として整備されていないため、各施設が孤立しており、若年者に魅力を感じられていないため、結果的に観光客の減少にもつながっている。	英彦山地区再興整備方針策定事業追加に伴う記載
P157	ー	また、英彦山門前町の一体的な魅力を発信する周遊路の整備を検討するなど再興を図るための計画を策定する。	英彦山地区再興整備方針策定事業追加に伴う記載
P157	P157	【案内板等デザイン方針策定事業、案内板等整備事業】（平成26 年度～平成35 年度）	実施期間の見直し
P157	P157	【中島家住宅保存活用計画策定事業、中島家住宅活用整備事業】（平成26 年度～平成31年度）	実施期間の見直し（事業詳細調査により判明。）
P158	P158	【中村家住宅保存活用整備事業】（平成29 年度～平成31 年度） 町指定文化財である町所有の中村家住宅について、添田本町神幸祭や岩石城等の地域の歴史や文化財等に関する情報発信を行う機能の導入とともに、トイレ等の便益施設を整備する。	実施時期及び期間の見直し、事業の見直しのため
P158	ー	【英彦山地区再興整備方針策定事業】（平成27 年度～平成28 年度） 英彦山門前町全体において、来訪者のニーズの把握や現有公共施設の利活用、各施設の周遊性の向上、参詣者や観光客の誘導等の総合的な検討を行い、英彦山門前町全体の観光や地域住民と来訪者等の交流を促すための施設整備の方針を策定する。	新規事業の追加
P158	P158	【眺望広場整備事業】（平成29 年度～平成31 年度）	実施時期及び期間の見直し
P158	P158	【公共施設修景整備事業】（平成29 年度～平成30 年度）	実施時期及び期間の見直し
P159	P159	【案内板等デザイン方針策定事業、案内板等整備事業】（平成26 年度～平成35 年度）	実施期間の見直し

市町村名添田町

変更後ページ	変更前ページ	変更内容	変更理由
P159	P159	【中島家住宅保存修理事業】(平成27 年度～平成31 年度)	実施期間の見直し(事業詳細調査により判明。)
P159	P159	【添田本町・岩石山・添田公園周遊マップ作製事業】(平成27 年度)	実施時期の見直し
P161	P161	3. 中島家住宅保存修理事業(平成27年度～平成31年度)	実施期間の見直し(事業詳細調査により判明。)
P161	P161	4. 中島家住宅活用整備事業(平成27年度～平成31年度)	実施期間の見直し(事業詳細調査により判明。)
P161	P161	ー【事業見直しにより削除(以下(旧事業番号11まで)事業番号の繰り上げ)】	実施の見直し
P161	P161	5. 中村家住宅保存活用整備事業(平成29年度～平成31年度)	実施時期及び期間の見直し
P161	P161	9. 公共施設修景整備事業(平成29年度～平成30年度)	実施時期及び期間の見直し
P161	P161	10. 眺望広場整備事業(平成29年度～平成31年度)	実施時期及び期間の見直し
P162	ー	12. 英彦山地区再興整備方針策定事業(平成27年度)	新規事業の追加
P162	P162	14. 案内板等整備事業(平成27年度～平成35年度)	実施期間の見直し
P162	P162	15. 添田本町・岩石山・添田公園周遊マップ作製事業(平成27年度)	実施時期の見直し
P163	P163	ー【事業見直しにより削除(以下(旧事業番号11まで)事業番号の繰り上げ)】	実施の見直し
P163	P163	ー【】	町全域を対象に記載
P163	P163	ー【町全域を対象とする事業のため】	町全域を対象に記載
P163	P163	英彦山神宮奉幣殿	誤字の修正
P163	P163	英彦山神宮銅鳥居	誤字の修正
P163	ー	12. 英彦山地区再興整備方針策定事業	新規事業の追加
P163	ー	14. 案内板等整備事業	町全域を対象に記載
P165	P165	文化財建造物等を活用した地域活性化事業	事業手法確定のため修正
P166	P166	平成27 年度～平成31 年度	実施期間の見直し(事業詳細調査により判明。)
P167	P167	平成27 年度～平成31 年度	実施期間の見直し(事業詳細調査により判明。)
ー	P168	ー【事業見直しにより削除(以下(旧事業番号11まで)事業番号・ページの繰り上げ)】	実施の見直し
P168	P169	平成29 年度～平成31 年度	実施時期及び期間の見直し
P168	P169	歴史的風致形成建造物に指定するとともに、保存修理や	実施の見直し
P172	P173	平成29 年度～平成30 年度	実施時期及び期間の見直し
P173	P174	平成29 年度～平成31 年度	実施時期及び期間の見直し
P175	ー	2. 英彦山地区再興整備方針策定事業	新規事業の追加
P175	ー	添田町	新規事業の追加
P175	ー	町単独事業 ＊社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業の効果促進事業)の活用を検討	新規事業の追加
P175	ー	平成27 年度～平成28 年度	新規事業の追加
P175	ー	大字英彦山	新規事業の追加

市町村名添田町

変更後ページ	変更前ページ	変更内容	変更理由
P175	―	英彦山門前町全体において、来訪者のニーズの把握や現有公共施設の利活用、各施設の周遊性の向上、参詣者や観光客の誘導等等の総合的な検討を行い、英彦山門前町全体の観光や地域住民と来訪者等の交流を促すための施設整備の方針を策定する。	新規事業の追加
P175	―	英彦山門前町は英彦山神宮への参詣者などで賑わっていたが、信仰心の薄れから徐々に参詣者が減少し、その対策として英彦山修験道館やスロープカーの整備などの対策を講じてきたが、抜本的な対策には至っておらず、周遊路として連動していない。周遊路として整備されていないため、各施設が孤立し、結果的に観光客の減少にもつながっている。 本事業の実施により、各施設の整備方針及び英彦山門前町の一体的な魅力を発信する周遊路の整備方針が策定され、それに基づく事業が実施されることにより、効率的かつ魅力的な周遊が図られ、来訪者が歴史的風致の体感をすることができるようになることで、歴史的風致の	新規事業の追加
P176	P176	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業の効果促進事業）	事業手法確定のため修正
P176	P176	平成27 年度～平成35 年度	実施期間の見直し
P177	P177	平成27 年度	実施時期の見直し
P177	P177	添田町	誤記の修正
奥付	奥付	変　更　日　　平成27 年3月	変更認定申請に伴う記載
概要版	概要版	○英彦山地区再興整備方針策定事業	新規事業の追加
概要版	概要版	―	実施の見直し
概要版	概要版	町指定文化財の中村家住宅の今後の公開活用に向けて、建物の保存整備や便益施設等の活用整備を行う。	実施の見直し
概要版	概要版	―	実施の見直し

■新旧対照表

様式2

新	（表紙）
旧	（表紙）

■新旧対照表

様式２

新	旧
（目次） ― 目次 ― 序章 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 １．計画策定の背景・目的 ２．計画の位置づけ ３．計画期間 ４．計画策定の体制及び経緯 第１章　添田町の歴史的風致形成の背景 ・・・・・・・・・・・・・・ 7 １．自然的環境 ２．社会的環境 ３．歴史的環境 ４．文化財の分布及び特徴 第２章　添田町の維持向上すべき歴史的風致 ・・・・・・・・・・・・ 47 １．英彦山神宮にまつわる歴史的風致 ２．添田本町地区と神幸祭にみる歴史的風致 ３．英彦山水系流域と伝統芸能にみる歴史的風致 ４．彦山踊りにみる歴史的風致 ５．英彦山詣でと英彦山権現講にみる歴史的風致 ６．高住神社にまつわる歴史的風致 第３章　歴史的風致維持向上に関する方針 ・・・・・・・・・・・・・ 123 １．歴史的風致の維持向上に関する課題 ２．上位関連計画の状況と関連性 ３．歴史的風致の維持向上方針 ４．計画の実施方法及び実施体制 第４章　重点区域の位置及び区域 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 135 １．重点区域の位置 ２．重点区域の区域 ３．重点区域の歴史的風致の維持及び向上の効果 ４．重点区域における歴史的風致の維持及び向上に関する取組み 第５章　文化財の保存及び活用に関する事項 ・・・・・・・・・・・・ 151 １．全町に関する方針 ２．重点区域に関する方針	（目次） ― 目次 ― 序章 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 １．計画策定の背景・目的 ２．計画の位置づけ ３．計画期間 ４．計画策定の体制及び経緯 第１章　添田町の歴史的風致形成の背景 ・・・・・・・・・・・・・・ 7 １．自然的環境 ２．社会的環境 ３．歴史的環境 ４．文化財の分布及び特徴 第２章　添田町の維持向上すべき歴史的風致 ・・・・・・・・・・・・ 47 １．英彦山神宮にまつわる歴史的風致 ２．添田本町地区と神幸祭にみる歴史的風致 ３．英彦山水系流域と伝統芸能にみる歴史的風致 ４．彦山踊りにみる歴史的風致 ５．英彦山参詣でと英彦山権現講にみる歴史的風致 ６．高住神社にまつわる歴史的風致 第３章　歴史的風致維持向上に関する方針 ・・・・・・・・・・・・・ 123 １．歴史的風致の維持向上に関する課題 ２．上位関連計画の状況と関連性 ３．歴史的風致の維持向上方針 第４章　重点区域の位置及び区域 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 135 １．重点区域の位置 ２．重点区域の区域 ３．重点区域の歴史的風致の維持及び向上の効果 ４．重点区域における歴史的風致の維持及び向上に関する取組み 第５章　文化財の保存及び活用に関する事項 ・・・・・・・・・・・・ 151 １．全町に関する方針 ２．重点区域に関する方針

■新旧対照表

様式2

新

（P4）

表　添田町歴史的風致維持向上計画策定委員会及び添田町歴史的風致維持向上計画推進協議会　委員一覧

氏名	所属	分野	策定委員会	法定協議会
森山　沽一	福岡県立大学 顧問 田川まるごと博物館 館長	公共社会学	○ （委員長）	○ （会長）
段上　達雄	別府大学 教授（学長補佐） 文化庁　文化審議会専門委員 福岡県文化財保護審議会専門委員	民俗学	○ （副委員長）	○ （副会長）
長野　覚	元駒澤大学 教授 英彦山調査指導委員	歴史地理学	○	○
河上　信行	一級建築士 福岡県文化財保護審議会専門委員 英彦山調査指導委員	建築学	○	○
城戸　康利	太宰府市 教育委員会 文化財課 副課長	行政機関 （先認定市）	○	○
福岡県 教育庁 文化財保護課 課長		行政機関	○	○
福岡県 建築都市部 都市計画課 課長		行政機関	○	○
国土交通省 九州地方整備局 建政部 都市・住宅整備課 課長		行政機関	○	○
副町長		添田町	－	○
教育長		添田町	－	○
英彦山行政区代表者		地元代表	－	○
英彦山神宮宮司		地元代表	－	○
町二行政区代表者		地元代表	－	○
町三行政区代表者		地元代表	－	○

表　添田町歴史的風致維持向上計画策定庁内会議　委員一覧

参加者属名	備考
副町長	委員長
教育長	
教育委員会	
まちづくり課	
財政課	
地域産業推進課	
総務課	
建設課	
住環境整備課	
まちづくり課　文化財係	事務局

旧

（P4）

表　添田町歴史的風致維持向上計画策定委員会及び添田町歴史的風致維持向上計画推進協議会　委員一覧

氏名	所属	分野	策定委員会	法定協議会
森山　沽一	福岡県立大学 顧問 田川まるごと博物館 館長	公共社会学	○ （委員長）	○ （会長）
段上　達雄	別府大学 教授	民俗学	○ （副委員長）	○ （副会長）
長野　覚	元駒澤大学 教授 英彦山調査指導委員	歴史地理学	○	○
河上　信行	一級建築士 英彦山調査指導委員	建築学	○	○
城戸　康利	太宰府市 教育委員会 文化財課 副課長	行政機関 （先認定市）	○	○
福岡県 教育庁 文化財保護課 課長		行政機関	○	○
福岡県 建築都市部 都市計画課 課長		行政機関	○	○
国土交通省 九州地方整備局 建政部 都市・住宅整備課 課長		行政機関	○	○
副町長		添田町	－	○
教育長		添田町	－	○
英彦山行政区長		地元代表	－	○
英彦山神宮宮司		地元代表	－	○
町二行政区長		地元代表	－	○
町三行政区長		地元代表	－	○

表　添田町歴史的風致維持向上計画策定庁内会議　委員一覧

参加者属名	備考
副町長	委員長
教育長	
教育委員会	
まちづくり課	
財政課	
地域産業推進課	
総務課	
建設課	
住環境整備課	
まちづくり課　文化財係	事務局

■新旧対照表

様式2

新

（P5）

（２）計画策定の経緯

本計画の策定の経緯は、添田町歴史的風致維持向上計画策定委員会を２回、添田町歴史的風致維持向上計画策定庁内会議を４回、添田町歴史的風致維持向上計画推進協議会を１回、開催して検討を行い、添田町文化財専門委員会の意見聴取や町民意見募集を経て、認定申請を行った。

詳細は、以下に示すとおりである。

表　計画策定の経緯

開催日		主な検討内容
平成 25 年 6 月 21 日（金）	【第１回】添田町歴史的風致維持向上計画策定庁内会議	・計画の背景・目的・体制、進め方 ・添田町の歴史的風致形成の背景 ・維持向上すべき歴史的風致
7 月 19 日（金）	【第１回】添田町歴史的風致維持向上計画策定委員会	・計画策定の背景・目的・体制、進め方 ・添田町の歴史的風致形成の背景 ・維持向上すべき歴史的風致
8 月 28 日（水）	【第２回】添田町歴史的風致維持向上計画策定庁内会議	・歴史的風致維持向上のための事業
11 月 19 日（火）	添田町文化財専門委員会の意見聴取	・文化財の保存及び活用に関する事項
11 月 21 日（木）	【第２回】添田町歴史的風致維持向上計画策定委員会	・歴史的風致維持向上方針 ・重点区域の位置及び区域 ・歴史的風致維持向上のための事業 ・歴史的風致形成建造物
11 月 27 日（水）	【第３回】添田町歴史的風致維持向上計画策定庁内会議	・歴史的風致維持向上のための事業
平成 26 年 2 月 24 日（月）～3 月 7 日（金）	町民意見募集	・歴史的風致維持向上計画（案）
3 月 4 日（火）	【第４回】添田町歴史的風致維持向上計画策定庁内会議	・歴史的風致維持向上計画（案）
3 月 10 日（月）	添田町文化財専門委員会の意見聴取	・歴史的風致維持向上計画（案）
3 月 13 日（木）	歴史的風致維持向上計画推進協議会の設置、 【第１回】歴史的風致維持向上計画推進協議会	・歴史的風致維持向上計画（案）の決定・答申
5 月 2 日（金）	添田町歴史的風致維持向上計画の認定申請	
6 月 23 日（月）	添田町歴史的風致維持向上計画の認定	

旧

（P5）

（２）計画策定の経緯

本計画の策定の経緯は、添田町歴史的風致維持向上計画策定委員会を２回、添田町歴史的風致維持向上計画策定庁内会議を４回、添田町歴史的風致維持向上計画推進協議会を１回、開催して検討を行い、添田町文化財専門委員会の意見聴取や町民意見募集を経て、認定申請を行った。

詳細は、以下に示すとおりである。

表　計画策定の経緯

開催日		主な検討内容
平成 25 年 6 月 21 日（金）	【第１回】添田町歴史的風致維持向上計画策定庁内会議	・計画の背景・目的・体制、進め方 ・添田町の歴史的風致形成の背景 ・維持向上すべき歴史的風致
7 月 19 日（金）	【第１回】添田町歴史的風致維持向上計画策定委員会	・計画策定の背景・目的・体制、進め方 ・添田町の歴史的風致形成の背景 ・維持向上すべき歴史的風致
8 月 28 日（水）	【第２回】添田町歴史的風致維持向上計画策定庁内会議	・歴史的風致維持向上のための事業
11 月 19 日（火）	添田町文化財専門委員会の意見聴取	・文化財の保存及び活用に関する事項
11 月 21 日（木）	【第２回】添田町歴史的風致維持向上計画策定委員会	・歴史的風致維持向上方針 ・重点区域の位置及び区域 ・歴史的風致維持向上のための事業 ・歴史的風致形成建造物
11 月 27 日（水）	【第３回】添田町歴史的風致維持向上計画策定庁内会議	・歴史的風致維持向上のための事業
平成 26 年 2 月 24 日（月）～3 月 7 日（金）	町民意見募集	・歴史的風致維持向上計画（案）
3 月 4 日（火）	【第４回】添田町歴史的風致維持向上計画策定庁内会議	・歴史的風致維持向上計画（案）
3 月 10 日（月）	添田町文化財専門委員会の意見聴取	・歴史的風致維持向上計画（案）
3 月 13 日（木）	歴史的風致維持向上計画推進協議会の設置、 【第１回】歴史的風致維持向上計画推進協議会	・歴史的風致維持向上計画（案）の決定・答申
5 月 2 日（金）	添田町歴史的風致維持向上計画の認定申請	

■新旧対照表

様式2

新

（P6）

本計画の認定後、函田町歴史的風致維持向上計画推進協議会等での検討協議を踏まえつつ、事業の推進に取り組んでいる。事業を推進する中で計画内容の変更の必要性が生じた事項については、認定申請と同様の方法を経て、計画変更を行った。

詳細は、以下に示すとおりである。

表　計画策定後の経緯

開催日		主な検討内容
平成 26 年 6 月 25 日（水）	【第 2 回】歴史的風致維持向上計画推進協議会	・歴史的風致維持向上計画の認定報告 ・事業実施スケジュールの確認
7 月 23 日（水）	庁内計画推進協議会の設置	―
8 月 25 日（月）	【第 1 回】庁内計画推進協議会	・事業実施スケジュールの確認 ・街なみ環境整備事業整備方針の検討・承認
11 月 13 日（木）	【第 3 回】歴史的風致維持向上計画推進協議会	・本年度実施事業の状況報告 ・次年度実施予定事業の検討
平成 27 年 1 月 22 日（木）	【第 4 回】歴史的風致維持向上計画推進協議会	・計画変更（案）の協議
2 月 18 日（水） ～3 月 2 日（月）	意見募集	・計画変更（案）
3 月 10 日（火）	函田町歴史的風致維持向上計画の変更認定申請	

旧

（P6）

■新旧対照表

様式2

新	旧
（P8） （２）地勢 町域は、東西 13 ｋｍ、南北 16 ｋｍ、面積 132.10 ｋ㎡であり、県下有数の広大な面積を有している。 地形は、標高 1199 ｍを有する英彦山を主峰として、鷹巣山や岳滅鬼山等の山々が南部の東西に高原状に連なっており、これに直交するように幾つかのまとまった高地や丘陵地が広がり、北部の添田駅周辺に平地が広がる。英彦山は、北部九州有数の高山であり、北部の眼下には筑豊の山野が広がり、晴れた日には南部の方角に遠く阿蘇の山々を眺望することができる。英彦山に連なる山々には登山道や九州自然歩道等が整備されており、老若男女を問わず気軽に登れる山として、一年を通じて多くの登山客が訪れている。 また、北部に位置する岩石山は、ところどころに巨岩が露出する地形険しい山である一方、山頂から北西部に位置する田川盆地を望むことができる山として、戦国時代から戦略上の要地として重要視されてきた。 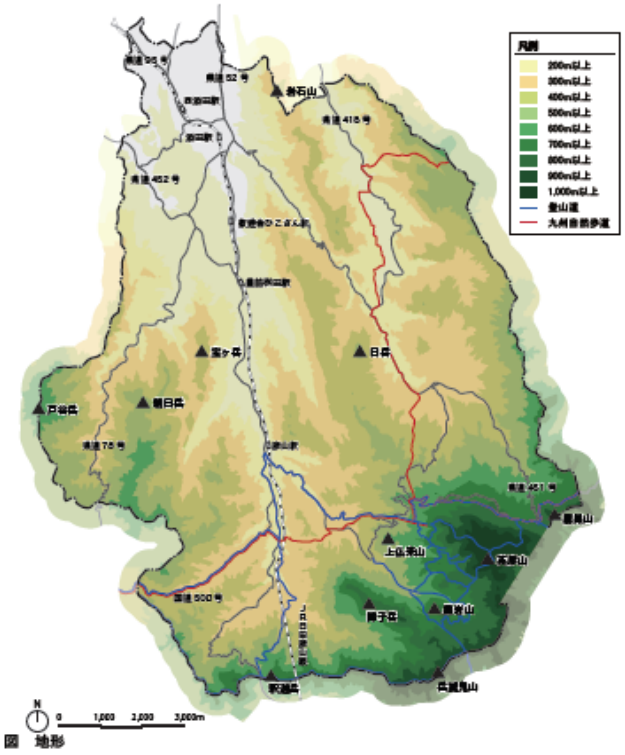 図　地形 8 第１章　添田町の歴史的風致形成の背景	（P8） （２）地勢 町域は、東西 13 ｋｍ、南北 16 ｋｍ、面積 132.10 ｋ㎡であり、県下有数の広大な面積を有している。 地形は、標高 1,200 ｍを有する英彦山を主峰として、鷹巣山や岳滅鬼山等の山々が南部の東西に高原状に連なっており、これに直交するように幾つかのまとまった高地や丘陵地が広がり、北部の添田駅周辺に平地が広がる。英彦山は、北部九州有数の高山であり、北部の眼下には筑豊の山野が広がり、晴れた日には南部の方角に遠く阿蘇の山々を眺望することができる。英彦山に連なる山々には登山道や九州自然歩道等が整備されており、老若男女を問わず気軽に登れる山として、一年を通じて多くの登山客が訪れている。 また、北部に位置する岩石山は、ところどころに巨岩が露出する地形険しい山である一方、山頂から北西部に位置する田川盆地を望むことができる山として、戦国時代から戦略上の要地として重要視されてきた。 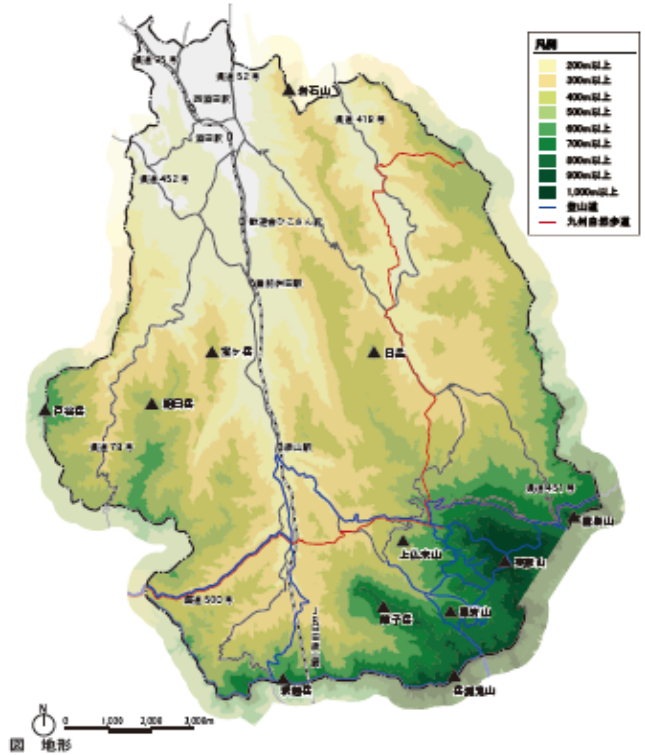 図　地形 8 第１章　添田町の歴史的風致形成の背景

■新旧対照表

様式2

新

（P20）

墳文化が及んでいたことは大陸・朝鮮半島から進んだ農業生産技術を導入することにより稲作が普及し、いままでの小地域集団の統合が進むことで、小国家の体制が整えられてきたことを示している。

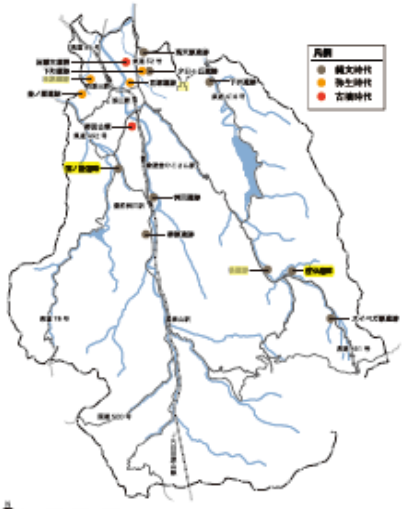

図　主要遺跡の分布

（2）古代

ア　彦山の開山

彦山の開山は、仏教が日本に伝来した初期のころで、中国の僧侶が英彦山に靈山寺を開いたと伝えられている。『彦山縁起』等によれば、継体天皇 25（531）年に北魏の僧、善正による開山説が見られるが、８世紀の初め頃になると、役小角の入峯説や、その門流寿元の開山（734）、また豊前宇佐出身の僧である法蓮上人の修験開祖説（822）など様々な説がある。

彦山の名称の由来は、御祭神である天忍穂耳命にある。天忍穂耳命は、八百万の神の最高位、日の神である天照大神の御子であることから「日子山」と呼ばれていたと伝わり、その後の弘仁 10（819）年、嵯峨天皇が、彦山中興の祖宇佐弥勒寺の別当である法蓮上人に「日子」の２文字を「彦」に改めるよう詔勅を下したことで、「彦山」となったと伝わる。

聖域である彦山内は、三つの鳥居を結界とした天台教学の四土結界思想に基づき領域区分がなされており、その聖域の中心的な位置づけにある実報荘厳土には、弥勒菩薩の都卒修行四十九窟を置き、山伏は「即身仏」たる厳しい修行をした。平安時代、末法思想の流布とともに山頂に多くの経塚が営まれ、彦山への信仰が広まっていたことが分かる。

図　彦山開山縁起絵

旧

（P20）

墳文化が及んでいたことは大陸・朝鮮半島から進んだ農業生産技術を導入することにより稲作が普及し、いままでの小地域集団の統合が進むことで、小国家の体制が整えられてきたことを示している。

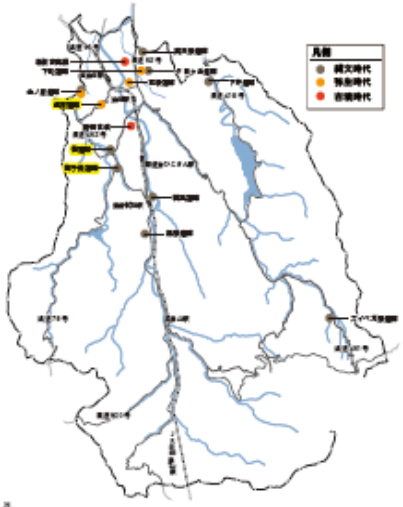

図　主要遺跡の分布

（2）古代

ア　彦山の開山

彦山の開山は、仏教が日本に伝来した初期のころで、中国の僧侶が英彦山に靈山寺を開いたと伝えられている。『彦山縁起』等によれば、継体天皇 25（531）年に北魏の僧、善正による開山説が見られるが、８世紀の初め頃になると、役小角の入峯説や、その門流寿元の開山（734）、また豊前宇佐出身の僧である法蓮上人の修験開祖説（822）など様々な説がある。

彦山の名称の由来は、御祭神である天忍穂耳命にある。天忍穂耳命は、八百万の神の最高位、日の神である天照大神の御子であることから「日子山」と呼ばれていたと伝わり、その後の弘仁 10（819）年、嵯峨天皇が、彦山中興の祖宇佐弥勒寺の別当である法蓮上人に「日子」の２文字を「彦」に改めるよう詔勅を下したことで、「彦山」となったと伝わる。

聖域である彦山内は、三つの鳥居を結界とした天台教学の四土結界思想に基づき領域区分がなされており、その聖域の中心的な位置づけにある実報荘厳土には、弥勒菩薩の都卒修行四十九窟を置き、山伏は「即身仏」たる厳しい修行をした。平安時代、末法思想の流布とともに山頂に多くの経塚が営まれ、彦山への信仰が広まっていたことが分かる。

図　彦山開山縁起絵

20 第１章　添田町の歴史的風致形成の背景

■新旧対照表

様式2

新	旧
（P24）	（P24）

（4）近世

ア　彦山の再建

江戸時代になると前代の豊後大友勢戦禍の灰塵の中から修験道が再興し、大講堂（現・奉幣殿）の再建、銅鳥居の建立などを中心に英彦山十谷に修験集落が完成した。細川忠興は領内落合 1100 石を、黒田長政も上座郡黒川 300 石を寄進し、各地の大名の庇護の下に再興した。

また、江戸幕府が宗教統制として行った寺請制度などによって檀家は九州一円に広がり、彦山は「西国一の霊験所」としてその数は 42 万軒にも達した。また、元禄 9（1696）年、天台本山派修験京都聖護院門跡との本末論争の末、幕府より「別山紛れなし」の裁許をくだされ、隆盛を極めた。山伏の数も増加し、俗に「彦山三千八百坊」と言われたように、800 もの坊と 3000 人もの衆人が山中に集った。九州各地からの参詣者も増加し、２月の松会祈年祭には７万人もの参詣があった。

「彦山」の名称は、享保 14（1729）年、豊元法皇により「英」の一字を賜り「英彦山」となった。

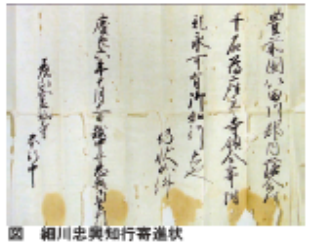

図　細川忠興知行寄進状

英彦山神宮奉幣殿（重要文化財）

山伏の坊舎（写真は財蔵坊）

イ　四土結界思想に基づく集落の配置

江戸時代における英彦山の聖域と集落立地の関係は、天台教学の四土結界思想に基づく相配の構造が認められている。すなわち、英彦山三所権現の三峰を中核に、三つの鳥居を結界として山内に四土結界の聖域観を設け、銅の鳥居から下は、凡人・聖人の雑居世界（凡聖同居土）、銅の鳥居から奉幣殿の石の鳥居の間は、行者の世界（方便浄土）、石の鳥居から行者堂の木の鳥居の間は、菩薩の世界（実報荘厳土）、木の鳥居から山頂までは、仏の世界（常寂光土）とした。

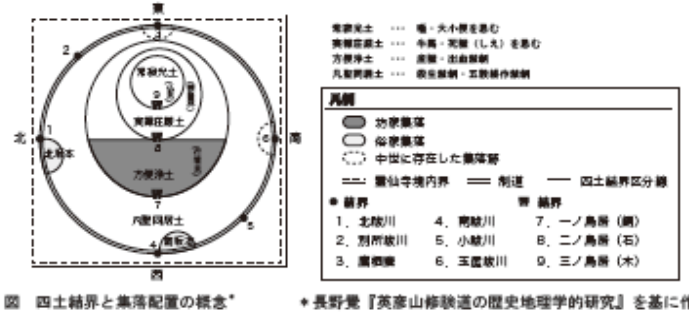

図　四土結界と集落配置の概念*

*長野覚『英彦山修験道の歴史地理学的研究』を基に作成

（4）近世

ア　彦山の再建

江戸時代になると前代の豊後大友勢戦禍の灰塵の中から修験道が再興し、大講堂（現・奉幣殿）の再建、銅鳥居の建立などを中心に英彦山十谷に修験集落が完成した。細川忠興は領内落合 1100 石を、黒田長政も上座郡黒川 300 石を寄進し、各地の大名の庇護の下に再興した。

また、江戸幕府が宗教統制として行った寺請制度などによって檀家は九州一円に広がり、彦山は「西国一の霊験所」としてその数は 42 万軒にも達した。また、元禄 9（1696）年、天台本山派修験京都聖護院門跡との本末論争の末、幕府より「別山紛れなし」の裁許をくだされ、隆盛を極めた。山伏の数も増加し、俗に「彦山三千八百坊」と言われたように、800 もの坊と 3000 人もの衆人が山中に集った。九州各地からの参詣者も増加し、２月の松会祈年祭には７万人もの参詣があった。

「彦山」の名称は、享保 14（1729）年、豊元法王により「英」の一字を賜り「英彦山」となった。

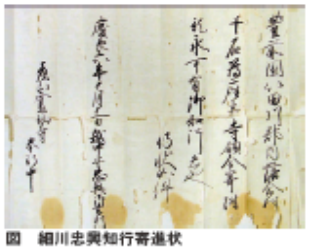

図　細川忠興知行寄進状

英彦山神宮奉幣殿（重要文化財）

山伏の坊舎（写真は財蔵坊）

イ　四土結界思想に基づく集落の配置

江戸時代における英彦山の聖域と集落立地の関係は、天台教学の四土結界思想に基づく相配の構造が認められている。すなわち、英彦山三所権現の三峰を中核に、三つの鳥居を結界として山内に四土結界の聖域観を設け、銅の鳥居から下は、凡人・聖人の雑居世界（凡聖同居土）、銅の鳥居から奉幣殿の石の鳥居の間は、行者の世界（方便浄土）、石の鳥居から行者堂の木の鳥居の間は、菩薩の世界（実報荘厳土）、木の鳥居から山頂までは、仏の世界（常寂光土）とした。

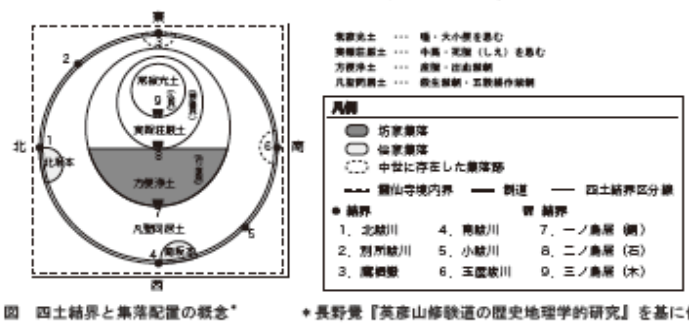

図　四土結界と集落配置の概念*

*長野覚『英彦山修験道の歴史地理学的研究』を基に作成

■新旧対照表

様式2

新

（P31）

エ　蔵内次郎作【弘化４（1847）年－大正 12（1923）年】実業家、政治家

豊前国築城郡下城井村字深野（現・福岡県築上郡築上町大字上深野）に生まれる。明治 18（1885）年田川市弓削田村に峰地炭鉱を開坑し、炭鉱経営者となる。明治 26（1893）年には企救郡（現・福岡県北九州市小倉北区）に足立炭鉱を開坑、生産規模を拡大し、明治 35（1902）年から添田坑区 84 万坪の未開発地域の開坑に着手した。大正２（1913）年、川崎村（現・福岡県田川郡川崎町）・大任村（現・福岡県田川郡大任町）の大峰炭鉱を譲渡され、大正５（1916）年に峰地炭鉱と大峰炭鉱を合併し、蔵内鉱業が発足、養子として迎えた保房が社長に就任する。大正 14（1925）年には年間生産量 85 万トンで全国９位の石炭会社となり、同 11 位の飯塚麻生商店（70 万トン）を抜くほどの成長を遂げる。また、明治 41（1908）年 62 歳で衆議院議員に当選して以降、没するまで 16 年間議員を続けた。

オ　杉田久女【明治 23（1890）年－昭和 21（1946）年】俳人

鹿児島県鹿児島市で生まれる。明治 41（1908）年東京女子高等師範学校附属高等女学校（現・お茶の水女子大学附属中学校・高等学校）を卒業。大正５（1916）年兄で俳人の赤堀月蟾が久女の家に寄宿し、兄より俳句の手ほどきを受ける。それまで小説家を志していた久女は、大正６（1917）年ホトトギス１月号に初めて出句。この年５月に高浜虚子に出会い、英彦山を訪れ、宮司婦人である高千穂雪江（峰女）と交流を持つ。その後、吟行のため英彦山に度々出向き、英彦山を題材にして詠んだ句「谺して　山ほととぎすほしいまゝ」が昭和６（1931）年帝国風景院賞金賞を受賞。翌年、女性だけの俳誌「花衣」を創刊して主宰となり、昭和９（1934）年中村汀女・竹下しづの女などとともにホトトギス同人となる。昭和 21（1946）年１月、腎臓病の悪化により福岡県筑紫郡太宰府町（現・太宰府市）の福岡県立筑紫保養院で死去、享年 57。

カ　高千穂宣麿【元治元（1865）年－昭和 25（1950）年】昆虫学者、貴族院議員、宮司、男爵

京都に生まれる。明治 10（1877）年学習院に入学し、博物学を志して東京の大学予備門の入学を目指したが、明治 16（1883）年豊前英彦山の座主高千穂家を継ぐため、学業を中断して英彦山神社の宮司となり、同年に男爵の位を受ける。英彦山で生物の採集と観察に熱中し、明治 21（1888）年に日本人で初めてタカチホヘビを採集し、明治 33（1900）年座主院跡に高千穂昆虫学実験所（後に九州昆虫学研究所と改称）を設立した。明治 40（1907）年貴族院議員に選ばれ東京に転居し、農商務省農事試験場にて害虫の飼育研究や、東京帝室博物館（現・東京国立博物館）天産部で昆虫標本を整理する。大正 14（1925）年英彦山に移住後は、九州昆虫学研究所を九州帝国大学に寄付し、昭和 11（1936）年九州帝国大学彦山生物学研究所（現・九州大学農学部附属彦山生物学実験所）を開設すると、自らもこの研究所で嘱託として勤務した。

旧

（P31）

エ　蔵内次郎作【弘化４（1847）年－大正 12（1923）年】実業家、政治家

豊前国築城郡下城井村字深野（現・福岡県築上郡築上町大字上深野）に生まれる。明治 18（1885）年田川市弓削田村に峰地炭鉱を開坑し、炭鉱経営者となる。明治 26（1893）年には企救郡（現・福岡県北九州市小倉北区）に足立炭鉱を開坑、生産規模を拡大し、明治 35（1902）年から添田坑区 84 万坪の未開発地域の開坑に着手した。大正２（1913）年、川崎村（現・福岡県田川郡川崎町）・大任村（現・福岡県田川郡大任町）の大峰炭鉱を譲渡され、大正５（1916）年に峰地炭鉱と大峰炭鉱を合併し、蔵内鉱業が発足、養子として迎えた保房が社長に就任する。大正 14（1925）年には年間生産量 85 万トンで全国９位の石炭会社となり、同 11 位の飯塚麻生商店（70 万トン）を抜くほどの成長を遂げる。また、明治 41（1908）年 62 歳で衆議院議員に当選して以降、没するまで 16 年間議員を続けた。

オ　杉田久女【明治 23（1890）年－昭和 21（1946）年】俳人

鹿児島県鹿児島市で生まれる。明治 41（1908）年東京女子高等師範学校附属高等女学校（現・お茶の水女子大学附属中学校・高等学校）を卒業。大正５（1916）年兄で俳人の赤堀月蟾が久女の家に寄宿し、兄より俳句の手ほどきを受ける。それまで小説家を志していた久女は、大正６（1917）年ホトトギス１月号に初めて出句。この年５月に高浜虚子に出会い、英彦山を訪れ、宮司婦人である高千穂雪江（峰女）と交流を持つ。その後、吟行のため英彦山に度々出向き、英彦山を題材にして詠んだ句「谺して　山ほととぎすほしいまゝ」が昭和６（1931）年帝国風景院賞金賞を受賞。翌年、女性だけの俳誌「花衣」を創刊して主宰となり、昭和９（1934）年中村汀女・竹下しづの女などとともにホトトギス同人となる。昭和 21（1946）年１月、腎臓病の悪化により福岡県筑紫郡太宰府町（現・太宰府市）の福岡県立筑紫保養院で死去、享年 57。

カ　高千穂宣麿【元治元（1865）年－昭和 25（1950）年】昆虫学者、貴族院議員、宮司、男爵

京都に生まれる。明治 10（1877）年学習院に入学し、博物学を志して東京の大学予備門の入学を目指したが、明治 16（1883）年豊前彦山の座主高千穂家を継ぐため、学業を中断して英彦山神社の宮司となり、同年に男爵の位を受ける。英彦山で生物の採集と観察に熱中し、明治 21（1888）年に日本人で初めてタカチホヘビを採集し、明治 33（1900）年英彦山神宮の社務所の付近に高千穂昆虫学実験所（後に九州昆虫学研究所と改称）を設立した。明治 40（1907）年貴族院議員に選ばれ東京に転居し、農商務省農事試験場にて害虫の飼育研究や、東京帝室博物館（現・東京国立博物館）天産部で昆虫標本を整理する。大正 14（1925）年英彦山に移住後は、九州昆虫学研究所を九州帝国大学に寄付し、昭和 11（1936）年九州帝国大学彦山生物学研究所（現・九州大学農学部附属彦山生物学実験所）を開設すると、自らもこの研究所で嘱託として勤務した。

■新旧対照表

様式2

新

（P32）

4．文化財の分布及び特徴

（1）指定文化財の分布状況

本町は、美術工芸品も含め様々な指定文化財を有しており、国指定文化財と福岡県指定文化財（以下、県指定文化財）、添田町指定文化財（以下、町指定文化財）を合計すると31件の指定文化財が存在する。多くの指定文化財は、修験道に関する文化財であり、英彦山神宮鋼鳥居や奉幣殿等の社殿、山伏の宿坊等の有形文化財が英彦山周辺に分布している。英彦山の麓には、英彦山への往来により形成された日田道の町家建築や集落の農家住宅等の有形文化財（建造物）が分布している。これらの文化財は、修験道が興隆した中世から神仏分離により修験道の終焉を迎える近世までを物語る文化財である。

■国指定文化財

国指定文化財は11件ある。その内訳は、工芸品2件、書跡・典籍1件、考古資料1件、建造物4件、名勝1件、天然記念物2件となっている。

■県指定文化財

県指定文化財は14件ある。その内訳は、彫刻1件、工芸品1件、建造物2件、有形民俗文化財4件、史跡1件、名勝1件、天然記念物4件となっている。

■町指定文化財

町指定文化財は6件ある。その内訳は、彫刻1件、建造物1件、無形民俗文化財1件、史跡1件、天然記念物2件となっている。

表　指定文化財件数

類型		国指定	県指定	町指定	国登録	合計
有形文化財	絵画	－	－	－	－	－
	彫刻	－	1	1	－	2
	工芸品	2	1	－	－	3
	書跡・典籍	1	－	－	－	1
	古文書	－	－	－	－	－
	考古資料	1	－	－	－	1
	歴史資料	－	－	－	－	－
	建造物	4	2	1	－	7
無形文化財		－	－	－	－	－
民俗文化財	有形民俗文化財	－	4	－	－	4
	無形民俗文化財	－	－	1	－	1
記念物	史跡	－	1	1	－	2
	名勝	1	1	－	－	2
	天然記念物	2	4	2	－	8
文化的景観		－	－	－	－	－
伝統的建造物群		－	－	－	－	－
合計		11	14	6	－	31

（平成26(2014)年3月31日現在）

旧

（P32）

4．文化財の分布及び特徴

（1）指定文化財の分布状況

本町は、美術工芸品も含め様々な指定文化財を有しており、国指定文化財と福岡県指定文化財（以下、県指定文化財）、添田町指定文化財（以下、町指定文化財）を合計すると30件の指定文化財が存在する。多くの指定文化財は、修験道に関する文化財であり、英彦山神宮鋼鳥居や奉幣殿等の社殿、山伏の宿坊等の有形文化財が英彦山周辺に分布している。英彦山の麓には、英彦山への往来により形成された日田道の町家建築や集落の農家住宅等の有形文化財（建造物）が分布している。これらの文化財は、修験道が興隆した中世から神仏分離により修験道の終焉を迎える近世までを物語る文化財である。

■国指定文化財

国指定文化財は11件ある。その内訳は、工芸品2件、書跡・典籍1件、考古資料1件、建造物4件、名勝1件、天然記念物2件となっている。

■県指定文化財

県指定文化財は13件ある。その内訳は、彫刻1件、工芸品1件、建造物1件、有形民俗文化財4件、史跡1件、名勝1件、天然記念物4件となっている。

■町指定文化財

町指定文化財は6件ある。その内訳は、彫刻1件、建造物1件、無形民俗文化財1件、史跡1件、天然記念物2件となっている。

表　指定文化財件数

類型		国指定	県指定	町指定	国登録	合計
有形文化財	絵画	－	－	－	－	－
	彫刻	－	1	1	－	2
	工芸品	2	1	－	－	3
	書跡・典籍	1	－	－	－	1
	古文書	－	－	－	－	－
	考古資料	1	－	－	－	1
	歴史資料	－	－	－	－	－
	建造物	4	1	1	－	6
無形文化財		－	－	－	－	－
民俗文化財	有形民俗文化財	－	4	－	－	4
	無形民俗文化財	－	－	1	－	1
記念物	史跡	－	1	1	－	2
	名勝	1	1	－	－	2
	天然記念物	2	4	2	－	8
文化的景観		－	－	－	－	－
伝統的建造物群		－	－	－	－	－
合計		11	13	6	－	30

（平成26(2014)年3月31日現在）

■新旧対照表

様式2

新	旧
（P34） 「旧数山家住宅」は、天保 13（1842）年に建築された茅葺の寄棟造の建造物で、よく原型を保っているばかりでなく、県下の直屋の好例として貴重な住宅である。 「中島家住宅」は、江戸時代（19 世紀前半）に建築された櫨蝋製造や酒・醤油等の醸造で財を成した旧家の住居とそれらの製造にまつわる蔵で構成され、昔から人通りの多かった添田本町に位置する。県下の町家が入母屋造・妻入が多く見られるなか、切妻造・平入となって間口が広く、商家であるのに農家に近い平面をもつ建築物であり、良質で保存状態がよい住宅である。 旧数山家住宅 名勝は、英彦山修験道坊家の代表的な庭園である「旧亀石坊庭園」があり、雪舟の作庭と伝わる。 天然記念物は、樹齢 1,200 年、樹高 38m で森の巨人たち 100 選にも選ばれた「英彦山の鬼スギ」が英彦山にある他、山頂部が平坦でその周囲が垂直の岩壁をなす典型的なビュート地形の「鷹巣山」がある。 旧亀石坊庭園 鷹巣山（一ノ鷹巣岳） 34 第1章　添田町の歴史的風致形成の背景	（P34） 「旧数山家住宅」は、天保 13（1842）年に建築された茅葺の寄棟造の建造物で、よく原型を保っているばかりでなく、県下の直屋の好例として貴重な住宅である。 「中島家住宅」は、江戸時代（19 世紀前半）に建築された櫨蝋製造や酒・醤油等の醸造で財を成した旧家の住居とそれらの製造にまつわる蔵で構成され、昔から人通りの多かった添田本町に位置する。県下の町家が入母屋造・妻入が多く見られるなか、切妻造・平入となって間口が広く、商家であるのに農家に近い平面をもつ建築物であり、良質で保存状態がよい住宅である。 旧数山家住宅 名勝は、英彦山修験道坊家の代表的な庭園である「旧亀石坊庭園」があり、雪舟の作庭と伝わる。 天然記念物は、樹齢 1,200 年、樹高 38m で森の巨人たち 100 選にも選ばれた「英彦山の鬼スギ」が英彦山にある他、山頂部が平坦でその周囲が垂直の岩壁をなす特徴的な地形の「鷹巣山」がある。 旧亀石坊庭園 鷹巣山（一ノ鷹巣岳） 34 第1章　添田町の歴史的風致形成の背景

■新旧対照表

様式2

新

（P35）

イ　県指定文化財

県指定文化財は13件あり、その内訳は、彫刻1件、工芸品1件、建造物1件、有形民俗文化財4件、史跡1件、名勝1件、天然記念物4件となっている。

彫刻は、平安時代に比叡山の高僧である恵心僧都が民衆の病気平癒を祈り、薬師如来を安置したと伝えられる「木造薬師如来坐像及び台座」があり、衣文が台座にたれる裳懸座が珍しい。

梵鐘　文禄三年追銘

工芸品は、南北朝時代に製作された肥前鐘で、文禄3（1594）年に当時豊前岩石城の城主であった毛利久八郎が玉屋般若窟から移して寄進した「梵鐘文禄三年追銘」がある。

建造物は、もと座主院の文庫で、分厚い板材を積み上げ、柱を持たない組積式構造に特徴が表れている「板倉」がある。

板倉

有形民俗文化財は、「英彦山資料」と「英彦山楞厳坊修験資料」、「英彦山修験道関係文書」、「高田家所蔵英彦山修験道文書」があり、いずれも修験道にまつわる文化財である。「英彦山資料」には、参道に沿って立ち並んだ坊舎の一つで、小形ながらほぼ全形を保ち坊舎特有の雛壁をなす建築物である「財蔵坊」が含まれている他、「英彦山楞厳坊修験資料」には宿坊建築である「楞厳坊」が含まれている。

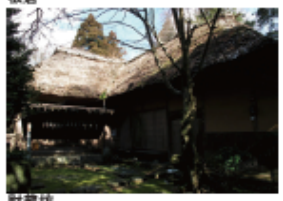

財蔵坊

史跡は、弥生時代中期初頭から始まる県内最古級の初期青銅器生産遺跡であると考えられる「庄原遺跡」がある。

名勝は、英彦山修験道坊家の庭園である「英彦山顕揚坊庭園」がある。

天然記念物は、英彦山に樹高24mの「英彦山のトチノキ」と樹高17mの「英彦山のボダイジュ」、中元寺に樹高27mの「諏訪神社のイチイガシ」がある他、5月頃に英彦山に飛来し、ブッポウソウ目ブッポウソウ科に属する唯一の珍しい鳥である「英彦山のぶっぽうそう」がある。

表　県指定文化財一覧

種別		指定年月日	名称	所在	備考
有形文化財	彫刻	昭和30年7月21日	木造薬師如来坐像及び台座	中元寺	平安後期、像高72cm
	工芸品	昭和41年10月1日	梵鐘　文禄三年追銘	英彦山	室町文禄3（1594）年全高94cm、毛利氏寄進
	建造物	昭和41年11月15日	板倉	英彦山	江戸、もと座主院の文庫
民俗文化財	有形民俗文化財	昭和52年4月9日	英彦山資料	英彦山	英彦山修験信仰の遺品、財蔵坊を含む
		昭和53年3月25日	英彦山修験道関係文書	英彦山	鎌倉～江戸、英彦山神宮や坊舎に残る英彦山修験道関係文書・記録等
		昭和53年3月25日	高田家所蔵英彦山修験道文書	英彦山	廃絶した坊舎の文書・記録類を収集保存したもの
		平成3年11月15日	英彦山楞厳坊修験資料	英彦山	英彦山坊家に伝わる江戸時代の修験道資料及び坊舎
記念物	史跡	平成15年2月5日	庄原遺跡	庄	弥生時代中期前半の貯蔵穴から銅やりがんなの鋳型が出土
	名勝	平成23年3月18日	英彦山顕揚坊庭園	英彦山	江戸前期、座観式庭園
	天然記念物	昭和32年8月13日	英彦山のぶっぽうそう	英彦山	11羽繁殖（昭和32（1975）年）
		昭和39年5月7日	英彦山のトチノキ	英彦山	樹高24m、胸高周囲4.5m
		昭和39年5月7日	英彦山のボダイジュ	英彦山	樹高17m、胸高周囲1.5m
		昭和46年6月15日	諏訪神社のイチイガシ	中元寺	樹高27m、胸高周囲9.6m

旧

（P35）

イ　県指定文化財

県指定文化財は14件あり、その内訳は、彫刻1件、工芸品1件、建造物2件、有形民俗文化財4件、史跡1件、名勝1件、天然記念物4件となっている。

彫刻は、平安時代に比叡山の高僧である恵心僧都が民衆の病気平癒を祈り、薬師如来を安置したと伝えられる「木造薬師如来坐像及び台座」があり、衣文が台座にたれる裳懸座が珍しい。

梵鐘　文禄三年追銘

工芸品は、南北朝時代に製作された肥前鐘で、文禄3（1594）年に当時豊前岩石城の城主であった毛利久八郎が玉屋般若窟から移して寄進した「梵鐘文禄三年追銘」がある。

建造物は、もと座主院の文庫で、分厚い板材を積み上げ、柱を持たない組積式構造に特徴が表れている「板倉」がある。

板倉

有形民俗文化財は、「英彦山資料」と「英彦山楞厳坊修験資料」、「英彦山修験道関係文書」、「高田家所蔵英彦山修験道文書」があり、いずれも修験道にまつわる文化財である。「英彦山資料」には、参道に沿って立ち並んだ坊舎の一つで、小形ながらほぼ全形を保ち坊舎特有の雛壁をなす建築物である「財蔵坊」が含まれている他、「英彦山楞厳坊修験資料」には宿坊建築である「楞厳坊」が含まれている。

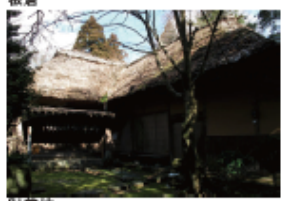

財蔵坊

史跡は、弥生時代中期初頭から始まる県内最古級の初期青銅器生産遺跡であると考えられる「庄原遺跡」がある。

名勝は、英彦山修験道坊家の庭園である「英彦山顕揚坊庭園」がある。

天然記念物は、英彦山に樹高24mの「英彦山のトチノキ」と樹高17mの「英彦山のボダイジュ」、中元寺に樹高27mの「諏訪神社のイチイガシ」がある他、5月頃に英彦山に飛来し、ブッポウソウ目ブッポウソウ科に属する唯一の珍しい鳥である「英彦山のぶっぽうそう」がある。

表　県指定文化財一覧

種別		指定年月日	名称	所在	備考
有形文化財	彫刻	昭和30年7月21日	木造薬師如来坐像及び台座	中元寺	平安後期、像高72cm
	工芸品	昭和41年10月1日	梵鐘　文禄三年追銘	英彦山	室町文禄3（1594）年全高94cm、毛利氏寄進
	建造物	昭和41年11月15日	板倉	英彦山	江戸、もと座主院の文庫
民俗文化財	有形民俗文化財	昭和52年4月9日	英彦山資料	英彦山	英彦山修験信仰の遺品、財蔵坊を含む
		昭和53年3月25日	英彦山修験道関係文書	英彦山	鎌倉～江戸、英彦山神宮や坊舎に残る英彦山修験道関係文書・記録等
		昭和53年3月25日	高田家所蔵英彦山修験道文書	英彦山	廃絶した坊舎の文書・記録類を収集保存したもの
		平成3年11月15日	英彦山楞厳坊修験資料	英彦山	英彦山坊家に伝わる江戸時代の修験道資料及び坊舎
記念物	史跡	平成15年2月5日	庄原遺跡	庄	弥生時代中期前半の貯蔵穴から銅やりがんなの鋳型が出土
	名勝	平成23年3月18日	英彦山顕揚坊庭園	英彦山	江戸前期、座観式庭園
	天然記念物	昭和32年8月13日	英彦山のぶっぽうそう	英彦山	11羽繁殖（昭和32（1975）年）
		昭和39年5月7日	英彦山のトチノキ	英彦山	樹高24m、胸高周囲4.5m
		昭和39年5月7日	英彦山のボダイジュ	英彦山	樹高17m、胸高周囲1.5m
		昭和46年6月15日	諏訪神社のイチイガシ	中元寺	樹高27m、胸高周囲9.6m

■新旧対照表

様式2

新	旧
（P50）	（P50）

1－1．柱松神事にみる歴史的風致

柱松は、松会の名の由来ともなる大柱を斎庭に立て、英彦山権現に万物成就を祈念するトーテム（妻象）信仰の現れであった。文安２(1445) 年の『彦山諸神役次第』によると、正月14日松盛座、正月 26、27 日の御潮井採り、２月５日松会ナラシ座、２月８日勅宣延年祭の後、２月 13 日に柱松起こしが行われていたことが記されており、室町時代には行われていたことが分かる。江戸時代の『英彦山大権現松会之図』にその様子が描かれている。

図　柱松起こし『英彦山大権現松会之図』（英彦山神宮所蔵）

図　幣切り『英彦山大権現松会之図』（英彦山神宮所蔵）

英彦山松会については、明治中期の『官幣小社英彦山神社古来伝来之祭典旧儀並音楽神楽等書上記』に詳細が示されており、松盛座については「陰暦正月十四日松盛座トテ、神事奉行所勤之両輪神官御田植司出仕…神事奉行ヘ対義之末、両輪御田ヨリ神事役割其他祭祀二関スル…年中諸祭典事務取扱、潮井採等祭事ノ儀ヲ神事奉行二協議シ、座主ノ命令ヲ受」とあり、その年の諸役の分担が決められる。これは、現在も２月 14 日に行われている。その後、旧暦正月 26 日～ 27 日の御潮井採りで山内全山潔斎して、旧暦２月 13 日に「柱松起こし」が行われたことが見える。

明治維新後は山伏の離山から柱松神事として正月行事として行われるようになり、奉幣殿前の境内中央に柱が建てられ、１年の豊作と泰平を祈念する行事として行われている。

1－1．柱松神事にみる歴史的風致

柱松は、松会の名の由来ともなる大柱を斎庭に立て、英彦山権現に万物成就を祈念するトーテム（妻象）信仰の現れであった。文安２(1445) 年の『彦山諸神役次第』によると、正月14日松盛座、正月 26、27 日の御潮井採り、２月５日松会ナラシ座、２月８日勅宣延年祭の後、２月 13 日に柱松起こしが行われていたことが記されており、室町時代には行われていたことが分かる。江戸時代の『英彦山大権現松会之図』にその様子が描かれている。

図　柱松起こし『英彦山大権現松会之図』（英彦山神宮所蔵）

図　幣切り『英彦山大権現松会之図』（英彦山神宮所蔵）

英彦山松会については、明治中期の『官幣小社英彦山神社古来伝来之祭典旧儀並音楽神楽等書上記』に詳細が示されており、松盛座については「陰暦正月十四日松盛座トテ、神事奉行所勤之両輪神官御田植司出仕…神事奉行ヘ対義之末、両輪御田ヨリ神事役割其他祭祀二関スル…年中諸祭典事務取扱、潮井採等祭事ノ儀ヲ神事奉行二協議シ、座主ノ命令ヲ受」とあり、その年の諸役の分担が決められる。これは、現在も２月 14 日に行われている。その後、旧暦正月 26 日～ 27 日の御潮井採りで山内全山潔斎として、旧暦２月 13 日に「柱松起こし」が行われたことが見える。

明治維新後は山伏の離山から柱松神事として正月行事として行われるようになり、奉幣殿前の境内中央に柱が建てられ、１年の豊作と泰平を祈念する行事として行われている。

50 第２章　添田町の維持向上すべき歴史的風致

■新旧対照表

様式2

新

（P51）

この柱松神事から始まる松会祈年祭が行われる英彦山神宮奉幣殿は、『奉幣殿棟札』によると、元和2（1616）年に小倉藩主細川忠興により、彦山豊仙寺の大講堂として再建された、英彦山の中心仏堂である。大講堂は、天平12(740）年に創建されたとされ、『彦山流記』（鎌倉初期（13世紀））によると「大講堂一宇　二階　七間一丈二尺間」と記されている。「二階」とあることから2階建の大規模仏殿であったことが窺われ、現在の奉幣殿よりも高かったことがわかる。また、桁行は84尺となり、現今の74尺よりも一回り大きな建物であったことがわかる。近年の発掘調査で、中世講堂の礎石跡に赤色顔料が付着していて、外装に赤色塗装が施されていたことが判明した。また、豊後大友義統率いる4千人の軍勢に焼き討ちに遭い、焼失したと伝えられていたが、このことを示すように礎石が焼けて被熱した痕跡がみられ、土間下からも炭化層が確認された。

英彦山神宮奉幣殿（重要文化財）

細川忠興の再建以後も、歴代小倉藩主によって、営繕がなされている。寛永9（1632）年、小笠原氏が細川氏に代わり入封しているが、寛文4（1664）年には小笠原忠真により大規模修理が計画され、翌5（1665）年に完成した。奉幣殿の小壁裏に残る昭和9（1934）年の修理銘板「官幣中社英彦山神社奉幣殿重修記」には、この修理を含め小倉藩小笠原家による営繕は英彦山豊仙寺が廃寺となる慶応4（1868）年までに享保8(1723）年、宝暦13(1763）年、天明3(1783）年、文化6(1809）年、嘉永6(1853）年の合計6度に亘って改修が行われている。特に享保の修理では寄棟造の屋根構造を入母屋造に変更し、棟を一段と高くしたことが記されており、この時に掲げられたであろう奉幣殿の箱棟には、小笠原家の家紋である三階菱が装飾されている。明治元（1868）年の神仏分離にともない、英彦山豊仙寺は英彦山神社と改称したが、『彦山村戸長日記』によると、「大講堂」も明治8（1875）年には神社としての「奉幣殿」と改称されていることがわかる。しかし現在の奉幣殿にも寺院の講堂として機能が残され、内部は仏堂としての内陣と外陣に区別され、内陣は化粧垂木の天井で、一段高く祭壇（須弥壇）が設けられている。この祭壇に元和4(1618）年細川忠興が本尊釈迦如来、阿弥陀三尊、不動三尊を安置したことが近年台風被害時に後堂の部材とともに発見された釈迦如来本尊仏背で判明した。これらの仏像は明治8(1875）年講堂内の仏像とともにすべて焼却された。(『明治維新神仏分離史料』)

奉幣殿は英彦山の中心社殿として、現在も威風堂々たる大屋根に圧倒される。

奉幣殿（外陣から内陣祭壇を望む）

旧

（P51）

この柱松神事から始まる松会祈年祭が行われる英彦山神宮奉幣殿は、『奉幣殿棟札』によると、元和2（1616）年に豊前国藩主細川忠興により、彦山豊仙寺の大講堂として再建された、英彦山の中心仏堂である。大講堂は、天平12(740）年に創建されたとされ、『彦山流記』（鎌倉初期（13世紀））によると「大講堂一宇　二階　七間一丈二尺間」と記されている。「二階」とあることから2階建の大規模仏殿であったことが窺われ、現在の奉幣殿よりも高かったことがわかる。また、桁行は84尺となり、現今の74尺よりも一回り大きな建物であったことがわかる。近年の発掘調査で、中世講堂の礎石跡に赤色顔料が付着していて、外装に赤色塗装が施されていたことが判明した。また、豊後大友義統率いる4千人の軍勢に焼き討ちに遭い、焼失したと伝えられていたが、このことを示すように礎石が焼けて被熱した痕跡がみられ、土間下からも炭化層が確認された。

英彦山神宮奉幣殿（重要文化財）

細川忠興の再建以後も、歴代小倉藩主によって、営繕がなされている。寛永9（1632）年、小笠原氏が細川氏に代わり入封しているが、寛文4（1664）年には小笠原忠真により大規模修理が計画され、翌5（1665）年に完成した。奉幣殿の小壁裏に残る昭和9（1934）年の修理銘板「官幣中社英彦山神社奉幣殿重修記」には、この修理を含め小倉藩小笠原家による営繕は英彦山豊仙寺が廃寺となる慶応4（1868）年までに享保8(1723）年、宝暦13(1763）年、天明3(1783）年、文化6(1809）年、嘉永6(1853）年の合計6度に亘って改修が行われている。特に享保の修理では寄棟造の屋根構造を入母屋造に変更し、棟を一段と高くしたことが記されており、この時に掲げられたであろう奉幣殿の箱棟には、小笠原家の家紋である三階菱が装飾されている。明治元（1868）年の神仏分離にともない、彦山豊仙寺は英彦山神社と改称したが、『彦山村戸長日記』によると、「大講堂」も明治8（1875）年には神社としての「奉幣殿」と改称されていることがわかる。しかし現在の奉幣殿にも寺院の講堂として機能が残され、内部は仏堂としての内陣と外陣に区別され、内陣は化粧垂木の天井で、一段高く祭壇（須弥壇）が設けられている。この祭壇に元和4(1618）年細川忠興が本尊釈迦如来、阿弥陀三尊、不動三尊を安置したことが近年台風被害時に後堂の部材とともに発見された釈迦如来本尊仏背で判明した。これらの仏像は明治8(1875）年講堂内の仏像とともにすべて焼却された。(『明治維新神仏分離史料』)

奉幣殿は英彦山の中心社殿として、現在も威風堂々たる大屋根に圧倒される。

奉幣殿（外陣から内陣祭壇を望む）

■新旧対照表

様式2

新	旧
（P54）	（P54）

1－2．御潮井採りにみる歴史的風致

英彦山神宮の御潮井採りは、往時英彦山最大の行事であった「勅宣度松会祈年祭」の前行として行われる行事であった。今も御田祭、神幸祭の前のお浄めのため「山中祓い」をする神事である。

文安２(1445) 年の『彦山諸神役次第』によると、旧暦１月 14 日の松盛座で当役を決め、26・27 日から晦日にかけて、今川、祓川流域の九里八丁 (36km) の道程を辿り、行橋市沓尾浜の姥ケ懐へ出向き御潮井採りを行う。『英彦山大権現松会之図』にその様子が示されていることからも、室町時代には行われていた。正月晦日に持ち帰った「御潮井」によって山内一円の清め祓いがなされると、２月朔日には松会注連おろし、２月５日に舞楽、８日に松会ならし座が持たれ、11 日から三日間の増慶御供、そして 13 日には大講堂庭前に巨大な柱松が立てられ、14 日から二日間にわたる松会を迎える、という流れであった。江戸時代に著された『古書集義』には「潮井下之事」として詳細な規式が記されている。

図　松盛当役受杯『英彦山大権現松会之図』（英彦山神宮所蔵）

現在も２月 14 日に松盛座で当役を決め、２月末日から３月１日にかけて、英彦山神宮の神職２名と出仕３名からなる御潮井採りの一行５名が、白装束にわらじ履きといういでたちで、「英彦山神宮潮井採神使」の幟を手に出立する。一行は奉幣殿での参拝を済ませると上宮本殿、下宮への拝礼の後、英彦山町への挨拶を済ませ、北坂本の「七大童子社」へと向かい拝礼を行う。

奉幣殿、英彦山権現へ拝礼する様子

幟を手に山中挨拶をして出立する様子

1－2．御潮井採りにみる歴史的風致

英彦山神宮の御潮井採りは、往時彦山最大の行事であった「勅宣度松会祈年祭」の前行として行われる行事であった。今も御田祭、神幸祭の前のお浄めのため「山中祓い」をする神事である。

文安２(1445) 年の『彦山諸神役次第』によると、旧暦１月 15 日の松盛座で当役を決め、２月 26 日から 27 日にかけて今川、祓川流域の九里八丁 (39km) の道程を辿り、行橋市沓尾浜の姥ケ懐へ出向き御潮井採りを行う。『英彦山大権現松会之図』にその様子が示されていることからも、室町時代には行われていた。正月晦日に持ち帰った「御潮井」によって山内一円の清め祓いがなされると、２月朔日には松会注連おろし、２月５日に舞楽、８日に松会ならし座が持たれ、11 日から三日間の増慶御供、そして 13 日には大講堂庭前に巨大な柱松が立てられ、14 日から二日間にわたる松会を迎える、という流れであった。江戸時代に著された『古書集義』には「潮井下之事」として詳細な規式が記されている。

図　松盛当役受杯『英彦山大権現松会之図』（英彦山神宮所蔵）

現在も２月 14 日に松盛座で当役を決め、２月末日から３月１日にかけて、英彦山神宮の神職２名と出仕３名からなる御潮井採りの一行５名が、白装束にわらじ履きといういでたちで、「英彦山神宮潮井採神使」の幟を手に出立する。一行は奉幣殿での参拝を済ませると上宮本殿、下宮への拝礼の後、英彦山町への挨拶を済ませ、北坂本の「七大童子社」へと向かい拝礼を行う。

奉幣殿、英彦山権現へ拝礼する様子

幟を手に山中挨拶をして出立する様子

■新旧対照表

様式2

新

（P55）

七大童子社は、英彦山修験道の北坂本門口にある末社殿である。古来、英彦山秋峰篤城修行を守護する七童子を祀る堂として建立された。地元である北坂本地区によって営繕されてきたが、昭和36(1961)年焼失により宝殿は基壇のみとなっている。焼失後、翌年に入母屋造、鋼板葺、二間規模の拝殿を再建した。拝殿奥に祭壇を設け、焼失を免れた祭神七大童子の尊像を祀り、11月に坂本神社祭（童子講）が行われている。

七大童子社

七大童子社を参詣後、御潮井採りの一行は、上津野七ッ石道を下って「上津野高木神社」（旧彦山大行事社）、下津野高木神社を神事参詣する。

上津野高木神社

下津野高木神社

下津野高木神社を参詣後、御潮井採りの一行は、赤村地蔵の木の接待座の後は峠道に入り、道中第一とされる接待座が行われるみやこ町喜多良四宮八幡宮へ赴き祭典を執行する。この後、行橋市福原で饗応の後、夕暮れに地域の人々の炬火で今井市場まで向かう。道中では法螺を吹きながら門祓い、屋祓いを行う。今でも「英彦山やんぶしさん」がいらしたと迎え、無病息災として「貝伏せ」といって法螺吹奏後、頭に法螺貝をかぶせてもらう、お礼に法螺貝に賽銭を入れるといったことが行われている。今井市場(熊野神社御旅所)での接待座の後、提灯を提げた今井市場の人の案内で、「今井の宿奥家」へと着く。

昭和 40（1965）年頃の御潮井採り道中の様子

昭和 40（1965）年頃の貝伏せの様子

旧

（P55）

七大童子社は、英彦山修験道の北坂本門口にある末社殿である。古来、英彦山秋峰篤城修行を守護する七童子を祀る堂として建立された。地元である北坂本地区によって営繕されてきたが、昭和36(1961)年焼失により宝殿は基壇のみとなっている。焼失後、翌年に入母屋造、鋼板葺、二間規模の拝殿を再建した。拝殿奥に祭壇を設け、焼失を免れた祭神七大童子の尊像を祀り、11月に坂本神社祭（童子講）が行われている。

七大童子社

七大童子社を参詣後、御潮井採りの一行は、上津野七ッ石道を下って「上津野高木神社」（旧彦山大行事社）、下津野高木神社を神事参詣する。

上津野高木神社

下津野高木神社

下津野高木神社を参詣後、御潮井採りの一行は、赤村地蔵の木の接待座の後は峠道に入り、道中第一とされる接待座が行われるみやこ町喜多良四宮八幡宮へ行き祭典を執行する。この後、行橋市福原で饗応の後、夕暮れに地域の人々の炬火で今井市場まで向かう。道中では法螺を吹きながら門祓い、屋祓いを行う。今でも「英彦山やんぶしさん」がいらしたと迎え、無病息災として「貝伏せ」といって法螺吹奏後、頭に法螺貝をかぶせてもらう、お礼に法螺貝に賽銭を入れるといったことが行われている。今井市場(熊野神社御旅所)での接待座の後、提灯を提げた今井市場の人の案内で、「今井の宿奥家」へと着く。

昭和 40（1965）年頃の御潮井採り道中の様子

昭和 40（1965）年頃の貝伏せの様子

■新旧対照表

様式2

新

（P57）

今井宿では二手に分かれて宿入りする。これは古来より英彦山神事が「色衆・刀衆」といった陰陽によって執り行われていたことによるようで、２軒の「奥家」が決められている。この際、両家では陰陽合体を意味する「入れ違いの儀」が行われ、しめ縄を張った桶の中にお神酒１本、潮吹貝２個を奉書に包み箱に入れて取り交わす神事がある。宿では英彦山神宮の御神号が掲げられた床の間に供物が安置され、神前祓いが行われる。その後英彦山から持参した「音物」（木札、宝印など）が両家に贈られる。深夜、沓尾浜まで向かうが、宿人が提灯を掲げ今井大橋まで見送る。この後は深秘とされ、何人も見てはならないと伝え、「見たものは目がつぶれる」といって、道筋の人家は戸を閉ざし、垣間見ることも許されない。一行は姥ケ懐まで行き、禊を行い２尺ほどの竹筒に潮を汲んで宿へと持ち帰る。

入れ違いの儀

沓尾浜姥ケ懐御潮井場（福岡県行橋市）

接待座前の貝伏せの様子

接待座の様子

翌朝、今井西公民館で祭典を行い、金屋・春日神社に向かう。ここの接待座では「きなこ餅」などが振舞われ、ここで「潮井玉」と呼ばれる土産のハマグリ、潮吹貝、ワカメなどを受け取り、往路と一部経路を変えながらみやこ町「生立神社」へと向かい、赤村油須原で接待座の後、復路をたどり、津野高木神社へと戻ってくる。津野高木神社以降の接待を「サカ迎え」と呼んでいる。これは「酒」、「境」の意味に捉えられ、神使を労い村境まで迎え接待したことに由来すると思われる。一行は英彦山神宮に帰着し、「潮井玉」と「潮井」を神前に供えて行事が終わる。

旧

（P57）

今井宿では二手に分かれて宿入りする。これは古来より彦山神事が「色衆・刀衆」といった陰陽によって執り行われていたことによるようで、２軒の「奥家」が決められている。この際、両家では陰陽合体を意味する「入れ違いの儀」が行われ、しめ縄を張った桶の中にお神酒１本、潮吹貝２個を奉書に包み箱に入れて取り交わす神事がある。宿では英彦山神宮の御神号が掲げられた床の間に供物が安置され、神前祓いが行われる。その後英彦山から持参した「音物」（木札、宝印など）が両家に贈られる。深夜、沓尾浜まで向かうが、宿人が提灯を掲げ今井大橋まで見送る。この後は深秘とされ、何人も見てはならないと伝え、「見たものは目がつぶれる」といって、道筋の人家は戸を閉ざし、垣間見ることも許されない。一行は姥ケ懐まで行き、禊を行い２尺ほどの竹筒に潮を汲んで宿へと持ち帰る。

入れ違いの儀

沓尾浜姥ケ懐御潮井場（福岡県行橋市）

接待座前の貝伏せの様子

接待座の様子

翌朝、今井西公民館で祭典を行い、金屋・春日神社に向かう。ここの接待座では「きなこ餅」などが振舞われ、ここで「潮井玉」と呼ばれる土産のハマグリ、潮吹貝、ワカメなどを受け取り、往路と一部経路を変えながらみやこ町「生立神社」へと向かい、赤村油須原で接待座の後、復路をたどり、津野高木神社へと戻ってくる。津野高木神社以降の接待を「サカ迎え」と呼んでいる。これは「酒」、「境」の意味に捉えられ、神使を労い村境まで迎え接待したことに由来すると思われる。一行は英彦山神宮に帰着し、「潮井玉」と「潮井」を神前に供えて行事が終わる。

第２章　添田町の維持向上すべき歴史的風致 57

■新旧対照表

様式2

新

（P58）

金屋春日神社での祭典

上津野高木神社サカ迎え

翌日、持ち帰った「潮井」で門前山中祓いを行う。英彦山神宮鍋島居や旅殿等の建造物の他、参道の要所を祓い、護法神、辻神や屋敷神を祓い清める。門前坊中の門祓いも行い、坊家の人々は清め祓いを受け、持ち帰った「潮井玉」を受取り、神前にお供えする。この後、英彦山では３月 15 日の「御田祭」、４月の「神幸祭」の祭の準備へと取り掛かる。

山中祓いの様子（３月２日に神宮から下りながら清め祓いを行う）

英彦山神宮鍋鳥居（重要文化財）

英彦山神宮鍋鳥居は、参道門前を結界する英彦山神宮大門筋入口に位置する。鋳鋼製の鳥居で柱間心々約6.0メートル、地盤面より貫下まで約4.5メートルで、柱は青銅製の円筒六個を積み重ね、中央部の総高は約6.76メートルである。柱の中空部分には石や砂をつめ、足元は根包みして縁り型となっている。貫は青銅製で３片組み合わせとなっており、島木の反りは柱より外に出た部分のみで、形式は明神鳥居である。左柱には「願主　従四位下行侍従鍋島信濃守藤原朝臣勝茂敬白」、右柱には「寛永第十四丁丑年八月吉日」などと刻まれた「文禄の役」で朝鮮被虜人として連れてこられ、勝茂公の右筆となった洪浩然の筆になる銘文があり、英彦山信仰の象徴として、寛永 14（1637）年に佐賀藩主鍋島勝茂が奉納寄進したことがわかる。一説によると、もとは現在の富士屋旅館付近にあり、門前の拡大とともに貞享３（1686）年に現在地へ移したと言われている。その際に、円筒を各１個はずしたため総高が低くなり、全体的にずんぐりとした形になったとも言われている。この鳥居前の広場を「勢溜」といい、参詣者の溜まりとなった場所で、「下乗石」が示すように、ここで籠、馬をおり、徒歩で参詣した。

旧

（P58）

金屋春日神社での祭典

上津野高木神社サカ迎え

翌日、持ち帰った「潮井」で門前山中祓いを行う。英彦山神宮鍋鳥居や旅殿等の建造物の他、参道の要所を祓い、護法神、辻神や屋敷神を祓い清める。門前坊中の門祓いも行い、坊家の人々は清め祓いを受け、持ち帰った「潮井玉」を受取り、神前にお供えする。この後、英彦山では３月 15 日の「御田祭」、４月の「神幸祭」の祭の準備へと取り掛かる。

山中祓いの様子（３月２日に神宮から下りながら清め祓いを行う）

英彦山神宮鍋鳥居（重要文化財）

英彦山神宮鍋鳥居は、参道門前を結界する英彦山神宮大門筋入口に位置する。鋳鋼製の鳥居で柱間心々約6.0メートル、地盤面より貫下まで約4.5メートルで、柱は青銅製の円筒六個を積み重ね、中央部の総高は約6.76メートルである。柱の中空部分には石や砂をつめ、足元は根包みして縁り型となっている。貫は青銅製で３片組み合わせとなっており、島木の反りは柱より外に出た部分のみで、形式は明神鳥居である。左柱には「願主　従四位下行侍従鍋島信濃守藤原朝臣勝茂敬白」、右柱には「寛永第十四丁丑年八月吉日」などと刻まれた「文禄の役」で朝鮮被虜人として連れてこられ、勝茂公の右筆となった洪浩然の筆になる銘文があり、英彦山信仰の象徴として、寛永 14（1637）年に佐賀藩主鍋島勝茂が奉納寄進したことがわかる。一説によると、もとは現在の富士屋旅館付近にあり、門前の拡大とともに貞享３（1686）年に現在地へ移したと言われている。その際に、円筒を各１個はずしたためであるとの説もあり、全体的に総高が低くなり、全体的にずんぐりとした形になったとも言われている。この鳥居前の広場を「勢溜」といい、参詣者の溜まりとなった場所で、「下乗石」が示すように、ここで籠、馬をおり、徒歩で参詣した。

■新旧対照表

様式2

新

（P61）

1－3．御田祭にみる歴史的風致

御田祭は松会の最後に執り行われる行事で、江戸時代までは旧暦２月 15 日に神輿の還幸が行われ、神輿が斎庭に到着して神輿休めに安置されると、御田司が田植えの所作を英彦山権現に奉納して五穀豊穣を祈願する予祝行事であった。

古来、御田祭は下宮に奉祀された英彦山十二所権現に奉納する神事であったことに由縁して前日の３月 14 日に英彦山神宮奉幣殿前に下宮方向を正面として四方に笹竹を立て、しめ縄を張って約 15.6 坪の御田を作ることから始まる。文安２（1445）年の『彦山諸神役次第』によると、室町時代には旧暦２月 15 日に行われていたことが見え、江戸時代の『英彦山大権現松会之図』にはその様子が詳細に描かれている。奉幣殿昭和大改修が行われた昭和８（1933）年には下宮の境内で御田祭が行われた写真が残されている。

英彦山神宮下宮

英彦山神宮下宮は、英彦山中腹、奉幣殿すぐ上の平地に鎮座している。『彦山流記』（鎌倉初期）には「当山下宮者、（中略）宝殿拝殿各八間檜皮葺、三所権現　白山　大行事　玉垂　大南　智室　鷹栖　北山　正體金銅像　皆安置彼社檀」とあり、その他中宮、竹台権現（豊前坊）を加えた 12 社の祭神所謂彦山十二社権現を祀っている。彦山流記に見える社殿は永禄 11（1568）年に焼失し、以後慶長 10（1605）年に再建され、安政４（1857）年に建替えが行われた。中世の建物は社殿、拝殿とも８間規模の壮大なもので、桁行では現在の奉幣殿を凌ぐ規模であったことがわかる。現行建物は社殿３間社流造、銅板葺の建物で、幣殿から拝殿と続く。拝殿は桁行５間、梁間２間、切妻造、銅板葺である。神幸祭でその十二社権現の御神体が３基の神輿によって旅殿まで渡御還幸するとしめやかに御田祭が執り行われる。

江戸時代の『古書集義』では旧暦２月 15 日にお上りの神輿が神輿休めに還幸すると「祈年御田祭」として執り行われていたことが記され、祭りの様子は寛政４（1792）年の英彦山安住院本を模写して平戸藩主松浦家が奉納した『英彦山大権現松会之図』に詳細に描かれており、往時の姿が容易に見て取れる。この御田祭は明治維新後に英彦山神宮の祭事として３月 15 日に執り行われるようになった。

御田役である氏子総代は前日の３月 14 日に御田習礼（練習）を行う。当日３月 15 日の御田祭では 10 時半に社務所から出立する折に宮司、祭員、総代御田役による浄めの「手水の儀」を行った後、奉幣殿へ向かい、内殿での修祓後祭員神官が御田祭具、斎田を清め祓い、その後一同が斎庭に降りて行事が始まる。

図　御田祭斎庭位置

旧

（P61）

1－3．御田祭にみる歴史的風致

御田祭は松会の最後に執り行われる行事で、江戸時代までは旧暦２月 15 日に神輿の還幸が行われ、神輿が斎庭に到着して神輿休めに安置されると、御田司が田植えの所作を英彦山権現に奉納して五穀豊穣を祈願する予祝行事であった。

古来、御田祭は下宮に奉祀された英彦山十二所権現に奉納する神事であったことに由縁して前日の３月 14 日に英彦山神宮奉幣殿前に下宮方向を正面として四方に笹竹を立て、しめ縄を張って約 15.6 坪の御田を作ることから始まる。文安２（1445）年の『彦山諸神役次第』によると、室町時代には旧暦２月 15 日に行われていたことが見え、江戸時代の『英彦山大権現松会之図』にはその様子が詳細に描かれている。奉幣殿昭和大改修が行われた昭和８（1933）年には下宮の境内で御田祭が行われた写真が残されている。

英彦山神宮下宮

英彦山神宮下宮は、英彦山中腹、奉幣殿すぐ上の平地に鎮座している。『彦山流記』（鎌倉初期）には「当山下宮者、（中略）宝殿拝殿各八間檜皮葺、三所権現　白山　大行事　玉垂　大南　智室　鷹栖　北山　正體金銅像　皆安置彼社檀」とあり、その他中宮、竹台権現（豊前坊）を加えた 12 社の祭神所謂彦山十二社権現を祀っている。彦山流記に見える社殿は永禄 11（1568）年に焼失し、以後慶長 10（1605）年に再建され、安政４（1857）年に建替えが行われた。中世の建物は社殿、拝殿とも８間規模の壮大なもので、桁行では現在の奉幣殿を凌ぐ規模であったことがわかる。現行建物は社殿３間社流造、銅板葺の建物で、幣殿から拝殿と続く。拝殿は桁行５間、梁間２間、切妻造、銅板葺である。神幸祭でその十二社権現の御神体が３基の神輿によって旅殿まで渡御還幸するとしめやかに御田祭が執り行われる。

江戸時代の『古書集義』では旧暦２月 15 日にお上りの神輿が神輿休めに還幸すると「祈年御田祭」として執り行われていたことが記され、祭りの様子は寛政４（1872）年の英彦山安住院本を模写して佐賀藩主鍋島家が奉納した『英彦山権現祭礼絵巻』に詳細に描かれており、往時の姿が容易に見て取れる。この御田祭は明治維新後に英彦山神宮の祭事として３月 15 日に執り行われるようになった。

御田役である氏子総代は前日の３月 14 日に御田習礼（練習）を行う。当日３月 15 日の御田祭では 10 時半に社務所から出立する折に宮司、祭員、総代御田役による浄めの「手水の儀」を行った後、奉幣殿へ向かい、内殿での修祓後祭員神官が御田祭具、斎田を清め祓い、その後一同が斎庭に降りて行事が始まる。

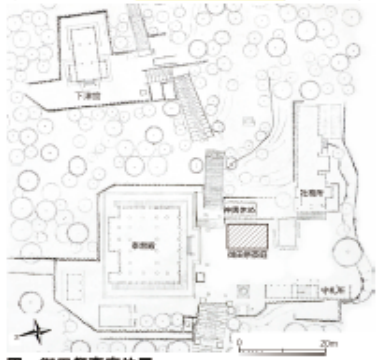

図　御田祭斎庭位置

■新旧対照表

様式2

新

（P62）

御田行事は、「鍬入れ」、「畦切り」、「田打ち」、「畦塗り」、「馬耙」、「犁」、「籾子まき」、「御田植え」、「飯蔵、汁蔵」、「早乙女の舞」の順序で行われる。

「鍬入れ」は、御田役１人がサカキ・ユズリハ・松枝を一束にした神餅を持ち、鍬を肩に抱いて上宮を拝礼し、その束を地上に置いて鍬で土をかける所作をする。その折、神職により、「国土のひろき荒野を田になして鍬のみほこにつゆの玉よね」の御神歌が歌われる。

「畦切り」は、御田役１人が鎌を持ち、御田の四隅で畦の草を刈る所作をする。

「田打ち」は、御田役数名が一列に並び、後にさがりながら、鍬で田を耕す所作をする。

田打ち行事の様子

図　田打ち行事
『英彦山大権現松会之図』（英彦山神宮所蔵）

「畦塗り」は、御田役１人が鍬を持ち、御田の四隅で田の畦を塗り固める所作をする。

「馬耙」は、田を均す所作で、御田役２名が木製の牛を引き、他１名がその後ろに馬耙を持って続き、斎庭を一巡する。その際、神職により、「塊をなおこまやかに砕けとて教えの馬鍬に八束穂の稲」の御神歌が歌われる。

馬耙行事の様子

図　馬耙行事
『英彦山大権現松会之図』（英彦山神宮所蔵）

馬耙の様子（昭和８（1933）年）

旧

（P62）

御田行事は、「鍬入れ」、「畦切り」、「田打ち」、「畦塗り」、「馬耙」、「犁」、「籾子まき」、「御田植え」、「飯蔵、汁蔵」、「早乙女の舞」の順序で行われる。

「鍬入れ」は、御田役１人がサカキ・ユズリハ・松枝を一束にした神餅を持ち、鍬を肩に抱いて上宮を拝礼し、その束を地上に置いて鍬で土をかける所作をする。その折、神職による御神歌が入り、「国土のひろき荒野を田になして鍬のみほこにつゆの玉よね」と歌われる。

「畦切り」は、御田役１人が鎌を持ち、御田の四隅で畦の草を刈る所作をする。

「田打ち」は、御田役数名が一列に並び、後にさがりながら、鍬で田を耕す所作をする。

田打ち行事の様子

図　田打ち行事
『英彦山大権現松会之図』（英彦山神宮所蔵）

「畦塗り」は、御田役１人が鍬を持ち、御田の四隅で田の畦を塗り固める所作をする。

「馬耙」は、田を均す所作で、御田役２名が木製の牛を引き、他１名がその後ろに馬耙を持って続き、斎庭を一巡する。その際、神職による御神歌が入り、「塊をなおこまやかに砕けとて教えの馬鍬に八束穂の稲」と歌われる。

馬耙行事の様子

図　馬耙行事
『英彦山大権現松会之図』（英彦山神宮所蔵）

馬耙の様子（昭和８（1933）年）

■新旧対照表

様式2

新

（P64）

田植行事の様子（昭和８（1933）年）

「飯戴、汁戴」は、種子まき行事が終わるころ、御田上臈（おたじょうろう）といわれる女役が手ぬぐいで頭を「姉さん被り」にし、着物のおなかを膨らませた妊婦姿（はら）で現れる。頭には飯を盛った御椀を入れたはんぎり（浅い桶）を乗せている。この妊婦（孕み）姿は「孕みと実り」が同意義として頭に飯を掲げるものである。頭の上のご飯を食べると無病息災になるということから、この妊婦役の女性が御田斎庭脇に座ると、観衆は競って戴こうとする。戴いたこのご飯は、自家の神前に供えて豊作を願う。

飯戴の様子

競ってはんぎりからご飯を戴く人々

この他に、現在は行われていないが、『英彦山大権現松会之図』には汁戴の様子が描かれている。

図　飯戴、汁戴
『英彦山大権現松会之図』
（英彦山神宮所蔵）

旧

（P64）

田植行事の様子（昭和８（1933）年）

「飯戴、汁戴」は、種子まき行事が終わるころ、御田上臈（おたじょうろう）といわれる女役が手ぬぐいで頭を「姉さん被り」にし、着物のおなかを膨らませた妊婦姿（はら）で現れる。頭には飯を盛った御椀を入れたはんぎり（浅い桶）を乗せている。この妊婦（孕み）姿は「孕みと実り」が同意義として頭に飯を掲げるものである。頭の上のご飯を食べると無病息災になるということから、この妊婦役の女性が御田斎庭脇に座ると、観衆は競って戴こうとする。戴いたこのご飯は、自家の神前に供えて豊作を願う。

飯戴の様子

競ってはんぎりからご飯を戴く人々

この他に、現在は行われていないが、『英彦山権現祭礼絵巻』には汁戴の様子が描かれている。

図　飯戴、汁戴
『英彦山大権現松会之図』
（英彦山神宮所蔵）

■新旧対照表

様式2

新	旧
（P66） 1－4．神幸祭にみる歴史的風致 英彦山神宮の神幸祭は平安時代に増慶上人（ぞうけいしょうにん）が創始し、彦山十二社権現が「下宮」から御幸する祭礼として行われた。文安２（1445）年の『彦山諸神役次第』には正月 14 日松盛座で当出仕が決まると旧暦２月 14、15 日に執り行われたことが見える。現在は２月 14 日に松盛座で当出仕を決め、４月中旬の土曜日、日曜日の２日間にわたって執り行われている。江戸時代の『英彦山大権現松会之図』にはその様子が詳細に描かれている。神幸祭は、英彦山神宮奉幣殿前から大門筋銅鳥居の北側横にある御旅所まで、門前参道を２日間にわたって三基の神輿が往来する。その際、稚児舞や鉾舞、獅子舞、流鏑馬が奉納される。 神幸祭典の様子 （昭和 10 年代（1935 ～ 1944）） 神輿のお下りの様子 （昭和 10 年代（1935 ～ 1944）） 神輿が渡御遷御する参道沿いには、県指定有形民俗文化財である財蔵坊や楞厳坊、県指定名勝の顕揚坊や古式坊舎の増丁坊、松養坊、浄境坊が立ち並んでおり、参道に面した棟門の奥に祈祷道場と宿舎を兼ねた「客殿」と日常生活の場「内證」を鍵屋で繋いだ坊舎、客殿前に配された庭園が往時を偲ばせる。坊舎とは山伏法師として僧団に一定の資格を認められた僧を師とし、その弟子たち、労役に従事する下級の僧、俗体の下男下女までを含めた小組織の本拠となる場所であった。また山伏法師を導師として英彦山に結縁した下界の信者たちが本山に参詣したときには、加持祈祷の場となり、また農家の信者たちには珍しい料理や酒の馳走が振る舞われる場所でもあった。 昭和初期の英彦山門前坊舎群 参道の様子 参道からみた宿坊の様子 66 第２章　添田町の維持向上すべき歴史的風致	（P66） 1－4．神幸祭にみる歴史的風致 英彦山神宮の神幸祭は平安時代に増慶上人（ぞうけいしょうにん）が創始し、彦山十二社権現が「下宮」から御幸する祭礼として行われた。文安２（1445）年の『彦山諸神役次第』には正月 14 日松盛座で当出仕が決まると旧暦２月 14、15 日に執り行われたことが見える。現在は２月 14 日に松盛座で当出仕を決め、４月中旬の土曜日、日曜日の２日間にわたって執り行われている。江戸時代の『英彦山大権現松会之図』にはその様子が詳細に描かれている。神幸祭は、英彦山神宮奉幣殿前から大門筋銅鳥居の北側横にある御旅所まで、門前参道を２日間にわたって三基の神輿が往来する。その際、稚児舞や鉾行事、獅子舞、流鏑馬が奉納される。 神幸祭典の様子 （昭和 10 年代（1935 ～ 1944）） 神輿のお下りの様子 （昭和 10 年代（1935 ～ 1944）） 神輿が渡御遷御する参道沿いには、県指定有形民俗文化財である財蔵坊や楞厳坊、県指定名勝の顕揚坊や古式坊舎の増丁坊、松養坊、浄境坊が立ち並んでおり、参道に面した棟門の奥に祈祷道場と宿舎を兼ねた「客殿」と日常生活の場「内證」を鍵屋で繋いだ坊舎、客殿前に配された庭園が往時を偲ばせる。坊舎とは山伏法師として僧団に一定の資格を認められた僧を師とし、その弟子たち、労役に従事する下級の僧、俗体の下男下女までを含めた小組織の本拠となる場所であった。また山伏法師を導師として英彦山に結縁した下界の信者たちが本山に参詣したときには、加持祈祷の場となり、また農家の信者たちには珍しい料理や酒の馳走が振る舞われる場所でもあった。 昭和初期の英彦山門前坊舎群 参道の様子 参道からみた宿坊の様子 66 第２章　添田町の維持向上すべき歴史的風致

■新旧対照表

様式2

新

（P69）

神輿休めでは女児による稚児舞が行われる。稚児舞は、白の着物に緋の袴をはき、萌黄色の狩衣を身にまとい、瓔珞（ようらく）をかぶり行われる。所作は、左手の鈴を振り、神職の叩く太鼓にあわせて三歩進んでは一呼吸立ちどまる。これを繰り返しながら、約３分間Ｓ字型に進むのである。『美彦山大権現松会之図』には、神楽役である彦一坊神楽が描かれており、その姿は先頭の女児に似ており、両手の持物も同じである。このことから、稚児舞は彦一坊神楽の名残と考えられる。

神輿休めでの稚児舞

御旅所での稚児舞

神輿が御旅所に着くと旅殿に安置され、守護神である水王・火王面や御幣を柱に取り付けて、旅殿着御祭が行われる。その後、神前で稚児舞、獅子舞、鉦舞が奉納される。
旅殿では直会が行われ、神官と総代２名が宿直となる。

御旅所着御の様子

旅殿の神輿着座

鉦舞奉納

獅子舞奉納

旧

（P69）

神輿休めでは女児による稚児舞が行われる。稚児舞は、白の着物に緋の袴をはき、萌黄色の狩衣を身にまとい、瓔珞（ようらく）をかぶり行われる。所作は、左手の鈴を振り、神職の叩く太鼓にあわせて三歩進んでは一呼吸立ちどまる。これを繰り返しながら、約３分間Ｓ字型に進むのである。『英彦山権現松会祭礼絵巻』には、神楽役である彦一坊神楽が描かれており、その姿は先頭の女児に似ており、両手の持物も同じである。このことから、稚児舞は彦一坊神楽の名残と考えられる。

神輿休めでの稚児舞

御旅所での稚児舞

神輿が御旅所に着くと旅殿に安置され、守護神である水王・火王面や御幣を柱に取り付けて、旅殿着御祭が行われる。その後、神前で稚児舞、獅子舞、鉦の舞が奉納される。
旅殿では直会が行われ、神官と総代２名が宿直となる。

御旅所着御の様子

旅殿の神輿着座

鉦舞奉納

獅子舞奉納

■新旧対照表

様式2

新	旧
（P70）	（P70）

翌日のお上りは、午前８時に宿直神官、総代により朝御饌祭が行われ、12 時に一番鐘、12 時 30 分に二番鐘、午後１時に三番鐘が撞かれる。１時 20 分から御還御発輦祭の後、２時にお下りとは逆に参ノ殿から御発輦になる。町口で神輿御駐輦があり、お下りと同様稚児舞が奉納される。

斎庭に神輿が着御すると神輿休めに安置され、獅子舞と鉦舞が奉納される。

図　神輿休め『英彦山大権現松会之図』（英彦山神宮所蔵）

獅子舞は、雌雄一対で胴には二人が入って舞い、古来は楽があったことが絵巻に描かれている。獅子頭は、筑豊域に分布しているものよりずっと大きく、雄獅子は、横幅 55cm、高さ 45cm、重さ 35kg である。雌獅子はやや小さい。獅子頭に紺地横じまの布を胴にして、前立ちの衣装は白衣・白袴に白足袋である。

所作は、獅子頭の口を上にしたまま、神輿に頭を向けたりしながら場内を一巡する。二巡目は「おまねき」といって、神輿や宮司の前に来ると拝礼するように、肩に立てている獅子頭をお辞儀するような所作を見せる。その後、頭を振りながら口を大きく“ガッ”と開く所作を５回繰り返す。雄獅子が終わると雌獅子が入場して同じ所作を行う。奉幣殿前の最後の獅子舞は「三度がえり」という舞がある。雌獅子は舞い終わるとすぐ、下宮へ向かう石鳥居の石段をかけあがり、最後に山頂の方に向かって３回口を開き、咆哮する舞を行う。これは、雄獅子が雌獅子を残して南方から渡来するとき、雌獅子が後を追う場面を表わしたものであり、狂ったように咆哮することから「名残の狂」と言われる所作である。

獅子舞の様子

図　獅子舞
『英彦山大権現松会之図』（英彦山神宮所蔵）

翌日のお上りは、午前８時に宿直神官、総代により朝御饌祭が行われ、12 時に一番鐘、12 時 30 分に二番鐘、午後１時に三番鐘が撞かれる。１時 20 分から御還御発輦祭の後、２時にお下りとは逆に参ノ殿から御発輦になる。町口で神輿御駐輦があり、お下りと同様稚児舞が奉納される。

斎庭に神輿が着御すると神輿休めに安置され、獅子舞と鉦の舞が奉納される。

図　神輿休め『英彦山大権現松会之図』（英彦山神宮所蔵）

獅子舞は、雌雄一対で胴には二人が入って舞い、古来は楽があったことが絵巻に描かれている。獅子頭は、筑豊域に分布しているものよりずっと大きく、雄獅子は、横幅 55cm、高さ 45cm、重さ 35kg である。雌獅子はやや小さい。獅子頭に白黒縦じまの布を胴にして、前立ちの衣装は白衣・白袴に白足袋である。

所作は、獅子頭の口を上にしたまま、神輿に頭を向けたりしながら場内を一巡する。二巡目は「おまねき」といって、神輿や宮司の前に来ると拝礼するように、肩に立てている獅子頭をお辞儀するような所作を見せる。その後、頭を振りながら口を大きく“ガッ”と開く所作を５回繰り返す。雄獅子が終わると雌獅子が入場して同じ所作を行う。奉幣殿前の最後の獅子舞は「三度がえり」という舞がある。雌獅子は舞い終わるとすぐ、下宮へ向かう石鳥居の石段をかけあがり、最後に山頂の方に向かって３回口を開き、咆哮する舞を行う。これは、雄獅子が雌獅子を残して南方から渡来するとき、雌獅子が後を追う場面を表わしたものであり、狂ったように咆哮することから「名残の狂」と言われる所作である。

獅子舞の様子

図　獅子舞
『英彦山大権現松会之図』（英彦山神宮所蔵）

■新旧対照表

様式2

新

（P71）

鉞舞は、白の上衣・袴の２人の演者が向かい合い、鉞を大きく振り打ち合う。その所作演目名は、10番まであり、カタアゲ、キリメグリ、ワタシ、ハアワセ、ヒラアワセ、エアゲ、サンゴノイン、タタギリ、カキ、オイマワシの所作を行う。この中で、印を結び九字を切る所作をするサンゴノインに修験道の名残を見ることができる。この他に、長刀の舞、金棒の舞などがあったことが絵巻に見られる。

図　鉞舞
『英彦山大権現松会之図』（英彦山神宮所蔵）

鉞舞の様子

鉞舞の様子（昭和10年代（1935～1944））

行事の最後には、流鏑馬が執り行われ、一連の神事が終わる。

流鏑馬は、氏子総代が騎手になり、烏帽子・狩衣姿で乗馬し、奉幣殿前広場の四隅で、１本ずつ空に向けて射る。人々は、矢を競って拾おうとする。

図　流鏑馬『英彦山大権現松会之図』（英彦山神宮所蔵）

流鏑馬の様子
（昭和10年代（1935～1944））

流鏑馬の様子

旧

（P71）

鉞の舞は、白の上衣・袴の２人の演者が向かい合い、鉞を大きく振り打ち合う。その所作演目名は、10番まであり、カタアゲ、キリメグリ、ワタシ、ハアワセ、ヒラアワセ、エアゲ、サンゴノイン、タタギリ、カキ、オイマワシの所作を行う。この中で、印を結び九字を切る所作をするサンゴノインに修験道の名残を見ることができる。この他に、長刀の舞、金棒の舞などがあったことが絵巻に見られる。

図　鉞舞
『英彦山大権現松会之図』（英彦山神宮所蔵）

鉞舞の様子

鉞舞の様子（昭和10年代（1935～1944））

行事の最後には、流鏑馬が執り行われ、一連の神事が終わる。

流鏑馬は、氏子総代が騎手になり、烏帽子・狩衣姿で乗馬し、奉幣殿前広場の四隅で、１本ずつ空に向けて射る。人々は、矢を競って拾おうとする。

図　流鏑馬『英彦山大権現松会之図』（英彦山神宮所蔵）

流鏑馬の様子
（昭和10年代（1935～1944））

流鏑馬の様子

■新旧対照表

様式2

新

（P73）

コラム１　峰入り（入峰）

■英彦山における峰入り

修験道の中で最も秘儀とされる行事に峰入りがある。峰入りとは、山伏が行場を巡り、断崖絶壁での荒業や断食等を行う山中修行のことで、その成立は、古代から中世であり、仏教の影響を強く受けている。つまり、仏教に置ける精神世界と現実世界を合体しようとする修行が峰入りであり、英彦山の峰入りは熊野・大峰山・吉野における大峰入りに由来があると言われる。峰入りは、大日如来を中心とする仏菩薩の曼荼羅を山岳に展開しており、大峰入りでは、「胎蔵界」を熊野、「金剛界」を吉野とし、その二つを結ぶ大峰山における修行を通じて山伏は即身即仏となり、民衆を済度するための厳しい修行をしていたとされる。

図　三季峰入りのルート
＊長野覺『英彦山修験道の歴史地理学的研究』を基に作成

英彦山では、熊野・大峰山・吉野における大峰入りにならって英彦山を「胎蔵界」、宝満山を順峰の「金剛界」、福智山を逆峰の「金剛界」とした。順峰は、「春峰」や「胎蔵界入峰」とも称し、英彦山を拠点に宝満山へ往復する２月 15 日～４月初旬（近世は４月９日）までの入峰を指す。同じルートを３月 10 日駈入の「順逆不二峰」は「夏峰」や「華供峰」とも称する。逆峰は、「秋峰」や「金剛界入峰」とも称し、７月晦日に駈入、英彦山から福智山へ往復する（近世は９月４日出峰）。双方とも往復約 130km の行程である。これらを三季入峰と称し、順峰・逆峰ともにそれぞれ 48 宿を配置して仏となるための十界の修行を行った。英彦山胎蔵界から宝満金剛界、福智金剛界に出て、再び英彦山胎蔵界に戻る。このことは、「擬死再生」を意味し、峰入修行をすることで一度生まれ変わったということになる。峰入修行の回数は、山伏の位階にもつながり、三十六度で大越家と呼ばれる最高位に達した。この三季入峰が整った記録は、室町時代の文安２（1445）年に記された『彦山諸神役次第』が最初である。

■近年における峰入り

英彦山における峰入りは、『英彦山神社日誌』によると、明治維新による神仏分離以後は多聞坊により私的に伝承されていたことが分かる。その後、断続的に継承され、明治 43（1910）年８月には大々的に秋峰が行われたと言い、その時の行場を結界する『殺木』が残されている。その後、平成６（1994）年より継続的に修験春風会が福智金剛界への峰入りを執り行い、平成 25（2013）年５月には 150 年ぶりに宝満山修験会により英彦山への峰入りが果たされた。今でもかつて英彦山の山伏たちが挑んだ古式修験道にならって山中を巡り、祈りを捧げている。

殺木

旧

（P73）

コラム１　峰入り（入峰）

■彦山における峰入り

修験道の中で最も秘儀とされる行事に峰入りがある。峰入りとは、山伏が行場を巡り、断崖絶壁での荒業や断食等を行う山中修行のことで、その成立は、古代から中世にかけて仏教の影響を強く受けている。つまり、仏教に置ける精神世界と現実世界を合体しようとする修行が峰入りであり、彦山の峰入りは熊野・大峰山・吉野における大峰入りに由来があると言われる。峰入りは、大日如来を中心とする仏菩薩の曼荼羅を山岳に展開しており、大峰入りでは、「胎蔵界」を熊野、「金剛界」を吉野とし、その二つを結ぶ大峰山における修行を通じて山伏は即身即仏となり、民衆を済度するための厳しい修行をしていたとされる。

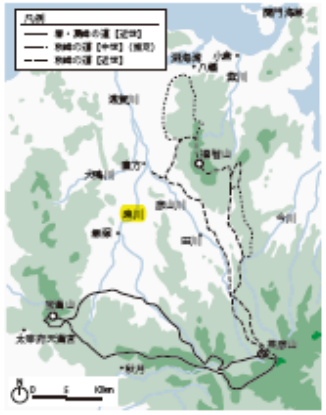

図　三季峰入りのルート
＊長野覺『英彦山修験道の歴史地理学的研究』を基に作成

英彦山では、熊野・大峰山・吉野における大峰入りにならって英彦山を「胎蔵界」、宝満山を順峰の「金剛界」、福智山を逆峰の「金剛界」とした。順峰は、「春峰」や「胎蔵界入峰」とも称し、彦山を拠点に宝満山へ往復する２月 15 日～４月初旬（近世は４月９日）までの入峰を指す。同じルートを３月 10 日駈入の「順逆不二峰」は「夏峰」や「華供峰」とも称する。逆峰は、「秋峰」や「金剛界入峰」とも称し、７月晦日に駈入、英彦山から福智山へ往復する（近世は９月４日出峰）。双方とも往復約 130km の行程である。これらを三季入峰と称し、順峰・逆峰ともにそれぞれ 48 宿を配置して仏となるための十界の修行を行った。英彦山胎蔵界から宝満金剛界、福智金剛界に出て、再び英彦山胎蔵界に戻る。このことは、「擬死再生」を意味し、峰入修行をすることで一度生まれ変わったということになる。峰入修行の回数は、山伏の位階にもつながり、三十六度で大越家と呼ばれる最高位に達した。この三季入峰が整った記録は、室町時代の文安２（1445）年に記された『彦山諸神役次第』が最初である。

■近年における峰入り

英彦山における峰入りは、『英彦山神社日誌』によると、明治維新による神仏分離以後は多聞坊により私的に伝承されていたことが分かる。その後、断続的に継承され、明治 43（1910）年８月には大々的に秋峰が行われたと言い、その時の行場を結界する『殺木』が残されている。その後、平成６（1994）年より継続的に修験春風会が福智金剛界への峰入りを執り行い、平成 25（2013）年５月には 150 年ぶりに宝満山修験会により英彦山への峰入りが果たされた。今でもかつて英彦山の山伏たちが挑んだ古式修験道にならって山中を巡り、祈りを捧げている。

殺木

■新旧対照表

様式2

新

（P74）

2．添田本町地区と神幸祭にみる歴史的風致

添田本町地区の神幸祭は、夏の疫病退散や村中安全を祈願して、山笠の飾り付けの準備から、当日神輿の後を山笠が巡行、山笠の飾り付けを家に持ち帰って玄関先に飾る習俗が、地域の方々により毎年行われている。

添田本町地区の市街地の形成は、中世山城である岩石城の城下として形成されたことに端を発する。岩石城は、平清盛が大宰大弐であった頃、保元３（1158）年に大庭平三景親に命じ、添田町の東にある標高 454m の岩石山の山頂を主郭として城館を築かせた。英彦山修験道の行場でもあった奇岩と急峻な山振で構成され「豊前一の堅城」という要城であったことから、築城以降、菊池氏、大友氏、大内氏、秋月氏に攻められ、帰属を変更しながら、豊前の要城として存続する歴史を繰り返した。天正15(1587)年、豊臣秀吉の九州平定の折、４月１日に秋月種実の城将熊井越中守、芥田悪六兵衛らが守る城館を薦生氏郷、前田利長は二万もの軍勢を率いて一夜にして陥落させた。岩石城陥落後、秋月氏、島津氏など悉く降伏し、秀吉が九州国分けをする発端となった。以降は小倉城の付城として存続し、豊前領主毛利勝信や初代小倉藩主細川忠興に支配されるが、江戸時代初期の元和元（1615）年の一国一城令により廃城となった。

岩石城本丸跡

不動滝

この岩石城を中心として、その麓に位置する現在の添田本町地区などに城下町が形成された。添田本町地区を縦貫する不動川は、その上流に位置する不動滝に源流をなす川で、途中に不動池を形成するなど水量豊富で緑豊かな山麓を形成しており、難攻不落の岩石城の礎となった。『添田町誌』によると、江戸期まで不動川からの水流を湛えた堰割が添田本町地区の南側に形成されていたと示されている。また、不動池とその周辺は、現在添田公園として整備されている。

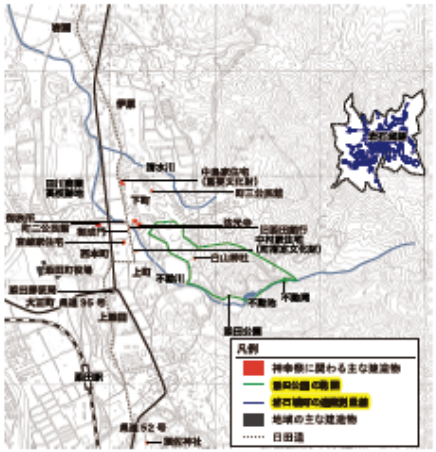

図　添田における通称の地名と主要建造物等の位置

旧

（P74）

2．添田本町地区と神幸祭にみる歴史的風致

添田本町地区の神幸祭は、夏の疫病退散や村中安全を祈願して、山笠の飾り付けの準備から、当日神輿の後を山笠が巡行、山笠の飾り付けを家に持ち帰って玄関先に飾る習俗が、地域の方々により毎年行われている。

添田本町地区の市街地の形成は、中世山城である岩石城の城下として形成されたことに端を発する。岩石城は、平清盛が大宰大弐であった頃、保元３（1158）年に大庭平三景親に命じ、添田町の東にある標高 454m の岩石山の山頂を主郭として城館を築かせた。英彦山修験道の行場でもあった奇岩と急峻な山振で構成され「豊前一の堅城」という要城であったことから、築城以降、菊池氏、大友氏、大内氏、秋月氏に攻められ、帰属を変更しながら、豊前の要城として存続する歴史を繰り返した。天正15(1587)年、豊臣秀吉の九州平定の折、４月１日に秋月種実の城将熊井越中守、芥田悪六兵衛らが守る城館を薦生氏郷、前田利長は二万もの軍勢を率いて一夜にして陥落させた。岩石城陥落後、秋月氏、島津氏など悉く降伏し、秀吉が九州国分けをする発端となった。以降は小倉城の付城として存続し、豊前領主毛利勝信や初代小倉藩主細川忠興に支配されるが、江戸時代初期の元和元（1615）年の一国一城令により廃城となった。

岩石城本丸跡

不動滝

この岩石城を中心として、その麓に位置する現在の添田本町地区などに城下町が形成された。添田本町地区を縦貫する不動川は、その上流に位置する不動池、不動池への水流である不動滝に源流をなす川で、この川により水量豊富で緑豊かな山麓が形成され、難攻不落の岩石城の礎となっていた。『添田町誌』によると、江戸期まで不動川からの水流を湛えた堰割が添田本町地区の南側に形成されていたと示されている。また、不動池とその周辺は、現在添田公園として整備されている。

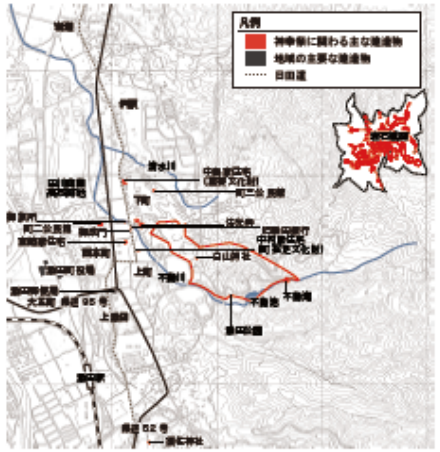

図　添田における通称の地名と主要建造物等の位置

■新旧対照表

様式2

新

（P75）

添田公園は、岩石山のもつ山谷林泉の美を活かして昭和６（1931）年に都市公園として開園した公園である。峰地炭鉱を興した藏内氏の同族であった久良知妙真は、不動池やその周辺の岩石山の山麓に地蔵尊を祀り、不動滝周辺の霊場園地整備を行い、大日寺として完成させた。公園の東南側に不動滝があり、この水が公園の南側に位置する不動池に流れ込み、西側に流れて不動川となる。不動滝は、高さ約30m、幅約２mでその水は清冷で、岩に砕けて飛沫する様子は盛夏でも涼を覚える。

また、不動池周りに多数植えられた梅の古木をはじめ、2,000本余の桜、4,000株余のつつじが春夏を彩り、秋には山麓の紅葉、蔦、ハゼなどが錦色に輝き、園地から添田本町地区への動線は趣のある情景を醸し出している。この風光明媚な情景は、岩石山の軽登山とともに多くの人々が訪れるハイキングコースとして活用されている。

公園区域内には、添田神社や白山神社等の神社が立地する他、美術館や体育館等の公共施設が立地し、多くの方が訪れている。

不動池

図　添田公園の区域と配置

近世以降の添田本町地区は、南から北へと貫く日田道が小倉から天領日田を結んだことにより、英彦山参詣路としての役目を果たす日田道の要衝として繁栄した。慶長７（1602）年、細川忠興は小倉入りしてから領内の検地を行い、「手永」制という行政制度を導入した。手永は、小倉藩の統括支配の制度の一つで、田川郡には６手永を配置し、その一つを添田に設けた。添田本町地区は添田手永の中心をなした場所である。

昭和30（1955）年頃の中島家住宅周辺

小倉藩は、企救と田川、京都、仲津、築城の５郡と上毛郡の一部を領域としており、各郡を統括支配するために郡代という役を設けた。この郡代は、家老に次ぐ重職であったと言われている。この郡代の下には各郡を統轄する奉行が置かれ、これを筋奉行と称した。筋奉行の管理する各郡内は、だいたい６～７千石、村数にして15～25村を単位として１人の大庄屋を置き、この大庄屋が管轄する地域内を手永と称した。田川郡には、糒、上野、金田、伊田、猪膝、添田の６つの手永がおかれていた。

添田手永は、元松や副田、柿原、白土、成光（現、大任町）、落合、桝田、野田、添田、庄、新城、真木、岩瀬、伊原、津野（現、添田町）の各村を管轄し、これら各村には庄屋が置かれた。

旧

（P75）

添田公園は、岩石山のもつ山谷林泉の美を活かして昭和６（1931）年に都市公園として開園した公園である。峰地炭鉱を興した藏内氏の同族であった久良知妙真は、不動池やその周辺の岩石山の山麓に地蔵尊を祀り、不動滝周辺の霊場園地整備を行い、大日寺として完成させた。公園の東南側に不動滝があり、この水が公園の南側に位置する不動池に流れ込み、西側に流れて不動川となる。不動滝は、高さ約30m、幅約２mでその水は清冷で、岩に砕けて飛沫する様子は盛夏でも涼を覚える。

また、不動池周りに多数植えられた梅の古木をはじめ、2,000本余の桜、4,000株余のつつじが春夏を彩り、秋には山麓の紅葉、蔦、ハゼなどが錦色に輝き、園地から添田本町地区への動線は趣のある情景を醸し出している。この風光明媚な情景は、岩石山の軽登山とともに多くの人々が訪れるハイキングコースとして活用されている。

公園区域内には、添田神社や白山神社等の神社が立地する他、保健センターや体育館等の公共施設が立地し、多くの方が訪れている。

不動池

図　添田公園の区域と配置

近世以降の添田本町地区は、南から北へと貫く日田道が小倉から天領日田を結んだことにより、英彦山参詣路としての役目を果たす日田道の要衝として繁栄した。慶長７（1602）年、細川忠興は小倉入りしてから領内の検地を行い、「手永」制という行政制度を導入した。手永は、小倉藩の統括支配の制度の一つで、田川郡には６手永を配置し、その一つを添田に設けた。添田本町地区は添田手永の中心をなした場所である。

昭和30（1955）年頃の中島家住宅周辺

小倉藩は、企救と田川、京都、仲津、築城の５郡と上毛郡の一部を領域としており、各郡を統括支配するために郡代という役を設けた。この郡代は、家老に次ぐ重職であったと言われている。この郡代の下には各郡を統轄する奉行が置かれ、これを筋奉行と称した。筋奉行の管理する各郡内は、だいたい６～７千石、村数にして15～25村を単位として１人の大庄屋を置き、この大庄屋が管轄する地域内を手永と称した。田川郡には、糒、上野、金田、伊田、猪膝、添田の６つの手永がおかれていた。

添田手永は、元松や副田、柿原、白土、成光（現、大任町）、落合、桝田、野田、添田、庄、新城、真木、岩瀬、伊原、津野（現、添田町）の各村と添田町を管轄した。これら各村、町には庄屋が置かれた。

■新旧対照表

様式2

新

（P80）

白山神社は『白山神社縁起』によると昔、新羅国曽婆里から３神が岩石山にやって来て、岩石山に草木が生えるようにした。その後、吾勝尊（天忍骨尊）が天降ったという。保元３（1158）年に平清盛の家臣の大庭景親が岩石城を築城した折、豊比咩神社と曽婆里宮を合わせて白山明神を興して岩石山西麓に白山権現社を移した。その後宮崎家が代々宮柱家として造営してきた。記録には「蔦城白山宮御遷宮　寛永二十一（1644）甲申三月　山下　御遷宮奉仕　…　添田町　宮崎五郎衛門」、「奉建立白山宮宝永六（1709）歳乙丑十月二十一日　…　施主　宮崎五郎兵衛」「白山宮拝殿再建　文化十一（1814）年甲戌卯月四日　…宮柱　宮崎彌兵衛」と有り、白山宮と深い縁が認められる。現在は添田神社の北側に隣接しているが、元は西側の台地上にあり、昭和 54（1979）年に移築された。

白山神社

須佐神社は出雲国の須佐神社を本地に勧請したことに由来する。『添田町史』によると、延宝３(1675)年流行病により村民に多くの死者が出たため、祇園社を勧請して神殿を建立し平癒を祈願したと伝えている。現行建物は大正 10(1921) 年に改築されている。須佐神社は「祇園さん」と親しまれ、豊前では、行橋市の今井祇園神社が最も古く、今井祇園神社を中心に各地に祇園社が勧請され、祇園祭が行われている。

須佐神社

神幸祭は毎年当番役に受け継がれ、神輿台帳、山鉾台帳に記録され、明年の当番の組に申し送っている。

神幸祭は、まず最初５月 10 日に注連下し行事があり、山元に当たった組中の男衆は注連下し行事を行い、女衆は全員で直会の準備をした。

山車の飾り花のバレンは、花切と称して、各家庭で花形に切った和紙を色染めする。それを長さ５m程の割竹に色紙を巻きつけ、桜花の切花を付け 500 本余作り、稲穂に見立てて、山車の四方に垂らす。今は公民館で仕立てている。

公民館で行われるバレン作り

旧

（P80）

白山神社は『白山神社縁起』によると昔、新羅国曽婆里から３神が岩石山にやって来て、岩石山に草木が生えるようにした。その後、吾勝尊（天忍骨尊）が天降ったという。保元３（1158）年に平清盛の家臣の大庭景親が岩石城を築城した折、豊比咩神社と曽婆里宮を合わせて白山明神を興して岩石山西麓に白山権現社を移した。その後宮崎家が代々宮柱家として造営してきた。記録には「蔦城白山宮御遷宮　寛永二十一（1644）甲申三月　山下　御遷宮奉仕　…　添田町　宮崎五郎衛門」、「奉建立白山宮宝永六（1709）歳乙丑十月二十一日　…　施主　宮崎五郎兵衛」「白山宮拝殿再建　文化十一（1814）年甲戌卯月四日　…宮柱　宮崎彌兵衛」と有り、白山宮と深い縁が認められる。現在は添田神社の北側に隣接しているが、元は西側の台地上にあり、昭和 54（1979）年に移築された。

白山神社

須佐神社は出雲国の須佐神社を本地に勧請したことに由来する。『添田町史』によると、延宝３(1675)年流行病により村民に多くの死者が出たため、祇園社を勧請して神殿を建立し平癒を祈願したと伝えている。現行建物は大正 10(1921) 年に改築されている。須佐神社は「祇園さん」と親しまれ、豊前では、行橋市の今井祇園神社が最も古く、今井祇園神社を中心に各地に祇園社が勧請され、祇園祭が行われている。

須佐神社

神幸祭は毎年当番役に受け継がれ、神輿台帳、山鉾台帳に記録され、明年の当番の組に申し送っている。

神幸祭は、まず最初５月 10 日に注連御行事があった。山元に当たった組中の男衆は注連下し行事をない、女衆は全員で直会の準備をした。

山車の飾り花のバレンは、花切と称して、各家庭で花形に切った和紙を色染めする。それを長さ５m程の割竹に色紙を巻きつけ、桜花の切花を付け 500 本余作り、稲穂に見立てて、山車の四方に垂らす。今は公民館で仕立てている。

公民館で行われるバレン作り

■新旧対照表

様式2

新	旧
（P85）	（P85）

コラム２　白山宮の権現祭

添田本町地区では法光寺前にあったゑびす様のゑびす祭、白山宮の権現祭、白山宮の秋大祭が行われていた。ゑびす祭は近年行われなくなり、秋大祭も権現祭と併せて行われるようになっている。

白山宮の権現祭は添田旧町部の祭りで現在の行政区単位では添田本町地区のある町一・町二・町三・町四行政区の氏子が参加して行われている。

旧暦 11 月第二午の前日に町一・町二・町三・町四の回り当番で宮座が行われていた。その時、宮柱宮崎家に保管されている３枚の「オト帳」という錦の垂幕を神殿に掛けなくては祭典が始まらず、供物や直会座の規律も厳しかったという。当場渡しという来年の当番への引継ぎには豆腐十丁を礼として差し出し、祭り帳と一緒に引渡していた。

この「オト帳」を保管している宮柱宮崎家は地域では「御隠居」と呼ばれ、記録では寛永年間から白山宮造営の時の施主を務めた。

「オト帳」は荘厳な花草竜紋の錦で出来ており、天保３(1832) 年５月に寄進されている。このことから権現祭は江戸時代後期には既に行われていたものと思われる。

権現祭は現在、10 月中旬の日曜に行われており、同様に町一・町二・町三・町四で回り当番で行われ、当番となった座元は白山宮宮柱に出立を促す。以前は「３回呼びに来るまで出立しない」といわれ、現御当主も若い頃早く出向くのを母親から窘められたという。ようやく、宮柱が神社へ出向き、「オト帳」が神殿に掛けられると、神主の祝詞奏上が始まる。参列者への修祓いの後、宮柱から玉串拝礼が始まる。祭典が終わると直会座が始まり、当番渡しが行われる。

権現祭りの後、後日組内では内座と呼ばれる権現祭の講が持たれ、今でも広く信仰されていることがわかる。

このように今でも厳しい規律で祭りが行われ、添田本町地区の秋の風情として権現祭が行われている。

宮柱宮崎家に伝わる「オト帳」

宮柱が神前にオト帳を掛ける様子

白山神社で行われる権現祭の様子

コラム２　白山宮の権現祭

添田本町地区では法光寺前にあったゑびす様のゑびす祭、白山宮の権現祭、白山宮の秋大祭が行われていた。ゑびす祭は近年行われなくなり、秋大祭も権現祭と併せて行われるようになっている。

白山宮の権現祭は添田旧町部の祭りで現在の行政区単位では添田本町地区のある町一・町二・町三・町四行政区の氏子が参加して行われている。

旧暦 11 月第二午の前日に町一・町二・町三・町四の回り当番で宮座が行われていた。その時、宮柱宮崎家に保管されている３枚の「オト帳」という錦の垂幕を神殿に掛けなくては祭典が始まらず、供物や直会座の規律も厳しかったという。当場渡しという来年の当番への引継ぎには豆腐十丁を礼として差し出し、祭り帳と一緒に引渡していた。

この「オト帳」を保管している宮柱宮崎家は地域では「御隠居」と呼ばれ、記録では寛永年間から白山宮造営の時の施主を務めた。

「オト帳」は荘厳な花草竜紋の錦で出来ており、天保３(1832) 年５月に寄進されている。このことから権現祭は江戸時代後期には既に行われていたものと思われる。

権現祭は現在、10 月中旬の日曜に行われており、同様に町一・町二・町三・町四で回り当番で行われ、当番となった座元は白山宮宮柱に出立を促す。以前は「３回呼びに来るまで出立しない」といわれ、現御当主も若い頃早く出向くのを母親から窘められたという。ようやく、宮柱が神社へ出向き、「オト帳」が神殿に掛けられると、神主の祝詞奏上が始まる。参列者への修祓いの後、宮柱から玉串拝礼が始まる。祭典が終わると直会座が始まり、来当渡しが行われる。

権現祭りの後、後日組内では内座と呼ばれる権現祭の講が持たれ、今でも広く信仰されていることがわかる。

このように今でも厳しい規律で祭りが行われ、添田本町地区の秋の風情として権現祭が行われている。

宮柱宮崎家に伝わる「オト帳」

宮柱が神前にオト帳を掛ける様子

白山神社で行われる権現祭の様子

第２章　添田町の維持向上すべき歴史的風致 85

■新旧対照表

様式2

新

（P86）

3．英彦山水系流域と伝統芸能にみる歴史的風致

農耕の予祝祭として行われる神幸祭は、天水分の山「英彦山」から始まり、水の流れとともに下流地域に広がるように、時期をずらしながら各集落で神幸祭が行われる。この神幸祭においては、各集落において大切に守られてきた神社で様々な伝統芸能が奉納されている。自然と共生する農耕信仰を今も感じ取ることができる。

天水分の山「英彦山」は、彦山川や今川の水源地であり、水源地から流れ出る水は沢となり、いくつもの沢が合流することで川となり、最終的に彦山川や今川として、英彦山の麓の集落に流れ出ている。彦山川の水源地の一つは、奉幣殿の境内に祀られている天水分神にある。天水分神は、流水を疎通、分配することを司る神として祀られ、古くから人々に信仰されてきた。かつては、修験行者が入峰時に必ず水筒に入れ、峰中の保健飲用とお守りとして用いたとされ、近年は、不老長寿の御神水として頂く参詣者が多く、水源は岩の間より流れる「圓通の滝」より流れ出る霊水である。また、今川の水源地は、高住神社の獅子口にある。

圓通の滝からの御神水

高住神社の獅子口

これらの水源から流れ出てきた水は、彦山川として下流地域の落合や野田等の地域へ、今川として下流地域の津野へ流れ出でている。この水は水量が豊富であることから、古来より下流地域で営む農業用水として使われてきた。現在も英彦山の麓の集落においては、農業が営まれており、英彦山から流れ出ている水を使用することで、お米をはじめとして様々な野菜や花弁等の豊かな作物が作られている。

これらの集落は、地形的に平地が少ないことから、谷筋に流れる河川周辺にある少ない平地を農地として使い、地形が急勾配となる山林との境界に民家が建ち並ぶ空間構造の集落が多い。また、農地は地形に合わせて作られているため、段々の形状となり、棚田が多く見られる。

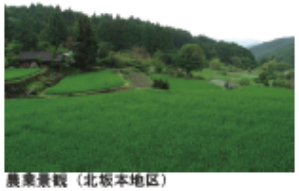

農業景観（北坂本地区）

また、集落には様々な神社が立地しており、地域の守り神として、境内にある樹齢を重ねた樹木とともに地域の人々によって大切に守られてきている。これらの集落には、重要文化財に指定されている旧数山家住宅をはじめとして、往時の面影を残す茅葺屋根の住宅も残されている。これらの棚田と伝統家屋、神社、周囲の山林等が一体となることで、趣のある景観が現在も見られる。

天水分の山「英彦山」は、豊かな自然を擁しており、豊かな水量を持つ彦山川や今川等の河川が麓に流れ出でている。これらの河川は、農耕を営む人々にとっての生命の源であり、

旧

（P86）

3．英彦山水系流域と伝統芸能にみる歴史的風致

農耕の予祝祭として行われる神幸祭は、天水分の山「英彦山」から始まり、水の流れとともに下流地域に広がるように、時期をずらしながら各集落で神幸祭が行われる。この神幸祭においては、各集落において大切に守られてきた神社で様々な伝統芸能が奉納されている。自然と共生する農耕信仰を今も感じ取ることができる。

天水分の山「英彦山」は、彦山川や今川の水源地であり、水源地から流れ出る水は沢となり、いくつもの沢が合流することで川となり、最終的に彦山川や今川として、英彦山の麓の集落に流れ出ている。彦山川の水源地の一つは、奉幣殿の境内に祀られている天水分神にある。天水分神は、流水を疎通、分配することを司る神として祀られ、古くから人々に信仰されてきた。かつては、修験行者が入峰時に必ず水筒に入れ、峰中の保健飲用とお守りとして用いたとされ、近年は、不老長寿の御神水として頂く参詣者が多く、水源は岩の間より流れる「圓通の滝」よりきている霊水とされる。また、今川の水源地は、高住神社の獅子口にある。

龍窟からの御神水

高住神社の獅子口

これらの水源から流れ出てきた水は、彦山川として下流地域の落合や野田等の地域へ、今川として下流地域の津野へ流れ出でている。この水は水量が豊富であることから、古来より下流地域で営む農業用水として使われてきた。現在も英彦山の麓の集落においては、農業が営まれており、英彦山から流れ出ている水を使用することで、お米をはじめとして様々な野菜や花弁等の豊かな作物が作られている。

これらの集落は、地形的に平地が少ないことから、谷筋に流れる河川周辺にある少ない平地を農地として使い、地形が急勾配となる山林との境界に民家が建ち並ぶ空間構造の集落が多い。また、農地は地形に合わせて作られているため、段々の形状となり、棚田が多く見られる。

農業景観（北坂本地区）

また、集落には様々な神社が立地しており、地域の守り神として、境内にある樹齢を重ねた樹木とともに地域の人々によって大切に守られてきている。これらの集落には、重要文化財に指定されている旧数山家住宅をはじめとして、往時の面影を残す茅葺屋根の住宅も残されている。これらの棚田と伝統家屋、神社、周囲の山林等が一体となることで、趣のある景観が現在も見られる。

天水分の山「英彦山」は、豊かな自然を擁しており、豊かな水量を持つ彦山川や今川等の河川が麓に流れ出でている。これらの河川は、農耕を営む人々にとっての生命の源であり、

■新旧対照表

様式2

新	旧
（P88）	（P88）

3－1．津野神楽にみる歴史的風致

津野神楽は、上津野と下津野に鎮座する高木神社において、毎年５月３～４日の二日間にわたって行われる神幸祭の際に、万念願を祈年して、奉納される伝統芸能である。

福岡県文化財調査研究委員会編『豊前神楽調査報告書』によると大正３(1914) 年に創始したといい、それ以前はみやこ町伊良原や鐘畑から神楽を雇っていた。更に大正５(1916) 年頃伊良原から移り住んだ加来松平が指導したという。その後、昭和 16(1941) 年みやこ町上高屋から養子に来た長末登が指導して今日に至っている。以前は津野神幸の曳山とともに神楽が奉納されていたが、昭和 40(1965) 年の油木ダムの建設による人口減少により、神楽は一時期行われていなかったものの、郷土の芸能として残していこうと若い人達が奮起して、昭和 46(1971) 年に保存会が発足した。現在は、津野神楽保存会の人達によって行われ、10 数名の座員をもって奉納されている。津野の神楽は、豊前一帯に分布している岩戸神楽の系譜を引いている。

上津野高木神社

上津野高木神社拝殿内部

上津野高木神社の創建は、明治 40（1907）年『津野高木神社明細帳訂正願』によると、弘仁５（814）年に彦山開基四世藤運上人が彦山七口の各所に四十八大行事の大願を創出したとされる。彦山七口については、『太宰管内志』に「上代、彦山に領じたり地には、其神社を建て限とす。是を七大行事ノ社と云。其今ものこれり。七大行事と云は、日田郡 夜開（よあけ）郷林村の大行事、又鶴河内村の大行事、筑前国上座郡福井村の大行事、同郡小石原村の大行事、豊前国田川郡添田村の大行事、下毛郡山国郷守実村の大行事などなり。此社今も有て神官是を守れり」と記されている。高皇産霊神の託宣により七ッ石下胎蔵界不動坂付近に大行事神を安置し、禮宮大行事社とされた。また本社英彦山の御潮井採りの霊場となり、「津野口大行事社」として祀られている。『高木神社棟札』によると天保 15(1844) 年に小笠原右京太夫の寄進により造立したことが見え、その後改修が繰り返されてきたと思われる。

宝殿は桁行３間、入母屋造、鋼板葺、向拝（こうはい）１間で麒麟妻飾、斗供など随所に江戸後期の彫刻が残る。拝殿は桁行５間半、梁間２間半、入母屋造、瓦葺、向拝１間、納戸付で内部には江戸時代後期の天井絵が残る。

下津野高木神社は、明治 40（1907）年『津野高木神社明細帳訂正願』によると、英彦山四門のひとつ津野峠大行事殿として、弘仁 13(822) 年に彦山藤運上人が創立したとされる。宝徳（1449 ～ 1452）年中に、津野峠から正護山に移されたというが、『添田町史』によると、昭和 40（1965）年の油木ダム建設に伴い、荒掘高台に移設された。

社殿は切妻造、瓦葺で、ダム建設に伴い新築された建物であるものの、移設以前の下津野高木神社の内陣が移築されている。御旅所（拝殿）は桁行４間、梁間２間、切妻造、向拝１間で、社殿と同様に移設前の拝殿の部材が移築され、内部には大行事社の額や蟇股（かえるまた）、斗供、

3－1．津野神楽にみる歴史的風致

津野神楽は、上津野と下津野に鎮座する高木神社において、毎年５月３～４日の二日間にわたって行われる神幸祭の際に、万念願を祈年して、奉納される伝統芸能である。

福岡県文化財調査研究委員会編『豊前神楽調査報告書』によると大正３(1914) 年に創始したといい、それ以前はみやこ町伊良原や鐘畑から神楽を雇っていた。更に大正５(1916) 年頃伊良原から移り住んだ加来松平が指導したという。その後、昭和 16(1941) 年みやこ町上高屋から養子に来た長末登が指導して今日に至っている。以前は津野神幸の曳山とともに神楽が奉納されていたが、昭和 40(1965) 年の油木ダムの建設による人口減少により、神楽は一時期行われていなかったものの、郷土の芸能として残していこうと若い人達が奮起して、昭和 46(1971) 年に保存会が発足した。現在は、津野神楽保存会の人達によって行われ、10 数名の座員をもって奉納されている。津野の神楽は、豊前一帯に分布している岩戸神楽の系譜を引いている。

上津野高木神社

上津野高木神社拝殿内部

上津野高木神社の創建は、明治 40（1907）年『津野高木神社明細帳訂正願』によると、弘仁５（814）年に彦山開基四世藤運上人が彦山七口の各所に四十八大行事の大願を創出したとされる。彦山七口については、『太宰管内志』に「上代、彦山に領じたり地には、其神社を建て限とす。是を七大行事ノ社と云。其今ものこれり。七大行事と云は、日田郡 夜開（よあけ）郷林村の大行事、又鶴河内村の大行事、筑前国上座郡福井村の大行事、同郡小石原村の大行事、豊前国田川郡添田村の大行事、下毛郡山国郷守実村の大行事などなり。此社今も有て神官是を守れり」と記されている。高皇産霊神の託宣により七ッ石下胎蔵界不動坂付近に大行事神を安置し、禮宮大行事社とされた。また本社英彦山の御潮井採りの霊場となり、「津野口大行事社」として祀られている。『高木神社棟札』によると天保 15(1844) 年に小笠原右京太夫の寄進により造立したことが見え、その後改修が繰り返されてきたと思われる。

宝殿は桁行３間、入母屋造、鋼板葺、向拝（こうはい）１間で麒麟妻飾、斗供など随所に江戸後期の彫刻が残る。拝殿は桁行５間半、梁間２間半、入母屋造、瓦葺、向拝１間、納戸付で内部には江戸時代後期の天井絵が残る。

下津野高木神社は、明治 40（1907）年『津野高木神社明細帳訂正願』によると、彦山四門のひとつ津野峠大行事殿として、弘仁 13(822) 年に彦山藤運上人が創立したとされる。宝徳（1449 ～ 1452）年中に、津野峠から正護山に移されたというが、『添田町史』によると、昭和 40（1965）年の油木ダム建設に伴い、荒掘高台に移設された。

社殿は切妻造、瓦葺で、ダム建設に伴い新築された建物であるものの、移設以前の下津野高木神社の内陣が移築されている。御旅所（拝殿）は桁行４間、梁間２間、切妻造、向拝１間で、社殿と同様に移設前の拝殿の部材が移築され、内部には大行事社の額や蟇股（かえるまた）、斗供、

88 第２章　添田町の維持向上すべき歴史的風致

■新旧対照表

様式2

新	旧
（P92）	（P92）

3－2．落合獅子楽にみる歴史的風致

落合獅子楽は、上落合に鎮座する太祖神社境内にある須佐神社と下落合に鎮座する高木神社境内にある須佐神社において、毎年５月上旬に行われる神幸祭の際に、豊穣と泰平を祈年して獅子舞と楽打ちが神社境内と御旅所で奉納されている。『郷土史誌そえだ』によると、太祖神社で奉納される獅子楽は、旧嘉穂郡筑穂町に鎮座する大分八幡宮で奉納されており、県指定無形民俗文化財となっている「大分の獅子舞」を伝授したとされている。この大分八幡宮の獅子舞は、京都石清水八幡宮より習得して享保９（1724）年に奉納したのが始まりで、筑豊地区各地の楽の源流とされている。本須佐神社の獅子舞もこの大分八幡宮より習得し、享保年間中（～1735）には成立したとされる。

一方、下落合高木神社で奉納される獅子楽は、『添田町史』によると、幕末の頃に現在の川崎町の木城から学んで現在に伝わっているとされ、木城も上落合獅子楽と同様に旧嘉穂郡筑穂町大分から学んだとされている。そのため、落合で奉納されている二つの獅子楽は、その源流において同じと考えられる。現在は、昭和 50（1975）年頃に、高木神社獅子楽保存会が出来て、会長は公民館長が兼ねており、楽打ちと獅子舞にはそれぞれ、経験者が指導に当たっている。

太祖神社

神社記録によると、太祖神社の創建は寛永元（1642）年とされ、江戸時代は妙見社と称していたが、明治４（1871）年太祖神社と改称した。元禄 17（1704）年に落合が上下に分村した時、英彦山三座（伊弉諾尊、伊弉冉尊、天忍穂耳尊）を勧請し、上落合村の産土神となった。11 月下旬には江戸時代から続く酉祭りが宮座として行われている。

宝殿は石積高殿となっており、桁行 10 尺、梁間９尺、三間社流造、鋼板葺、向拝４尺の建物である。両妻に下龍の妻飾などの江戸期彫物装飾が施されている。拝殿は桁行柱間８尺６間、梁間８尺２間、入母屋造、瓦葺、壁吹抜であり、宝殿と拝殿は２間規模の幣殿で繋いでいる。

脇殿の須佐神社にも拝殿には江戸時代の天井絵が残されている。

図　太祖神社境内の配置

太祖神社宝殿・幣殿

3－2．落合獅子楽にみる歴史的風致

落合獅子楽は、上落合に鎮座する太祖神社境内にある須佐神社と下落合に鎮座する高木神社境内にある須佐神社において、毎年５月上旬に行われる神幸祭の際に、豊穣と泰平を祈年して獅子舞と楽打ちが神社境内と御旅所で奉納されている。『郷土史誌そえだ』によると、太祖神社で奉納される獅子楽は、旧嘉穂郡筑穂町に鎮座する大分八幡宮で奉納されており、県指定無形民俗文化財となっている「大分の獅子舞」を伝授したとされている。この大分八幡宮の獅子舞は、京都石清水八幡宮より習得して享保９（1724）年に奉納したのが始まりで、筑豊地区各地の楽の源流とされている。本須佐神社の獅子舞もこの大分八幡宮より習得し、享保年間中（～1735）には成立したとされる。

一方、下落合高木神社で奉納される獅子楽は、『添田町史』によると、幕末の頃に現在の川崎町の木城から学んで現在に伝わっているとされ、木城も上落合獅子楽と同様に旧嘉穂郡筑穂町大分から学んだとされている。そのため、落合で奉納されている二つの獅子楽は、その源流において同じと考えられる。現在は、昭和 50（1975）年頃に、高木神社獅子楽保存会が出来て、会長は公民館長が兼ねており、楽打ちと獅子舞にはそれぞれ、経験者が指導に当たっている。

太祖神社

神社記録によると、太祖神社の創建は寛永元（1642）年とされ、江戸時代は妙見社と称していたが、明治４（1871）年太祖神社と改称した。元禄 17（1704）年に落合が上下に分村した時、彦山三座（伊弉諾尊、伊弉冉尊、天忍穂耳尊）を勧請し、上落合村の産土神となった。11 月下旬には江戸時代から続く酉祭りが宮座として行われている。

宝殿は石積高殿となっており、桁行 10 尺、梁間９尺、三間社流造、鋼板葺、向拝４尺の建物である。両妻に下龍の妻飾などの江戸期彫物装飾が施されている。拝殿は桁行柱間８尺６間、梁間８尺２間、入母屋造、瓦葺、壁吹抜であり、宝殿と拝殿は２間規模の幣殿で繋いでいる。

脇殿の須佐神社にも拝殿には江戸時代の天井絵が残されている。

図　太祖神社境内の配置

太祖神社宝殿・幣殿

■新旧対照表

様式2

新

（P93）

下落合高木神社は、英彦山四門の第一西口にあたり英彦山参詣の拠点であった。社伝によると、弘仁 13(822) 年に英彦山開基四世羅漢上人が創建したと伝えられている。現行建物は拝殿・幣殿ともに昭和 26（1951）年に改修が行われている。宝殿は桁行 10 尺、梁間 8 尺、三間社流造、柿葺覆屋、向拝 4 尺の建物で、両妻に麒麟妻飾、虹梁にも蟇股、木鼻などの江戸時代装飾が随所に施されている。拝殿は柱間 10 尺、桁行 3 間、梁間 3 間、入母屋造、瓦葺、吹抜の建物で、宝殿、拝殿は 2 間規模の幣殿で繋いでいる。英彦山の末社大行事社であり、11 月下旬に霜月祭りが宮座として行われている。

下落合高木神社

図　下落合高木神社境内の配置

高木神社妻飾りの意匠

上落合獅子楽は神輿発輦にあたり社殿の前庭で 1 回、御旅所に着座になって 2 回目の奉納を行う。この御幸に神輿と山車が同行し、氏子はその後に従いお供をする。翌日発輦神事後に 3 回目の獅子舞が奉納され、神輿還御の折、最後の獅子楽を奉納して神幸祭は終了する。

お上り御旅所発輦前の楽打ち

お上り御旅所発輦前に舞われる獅子舞

獅子楽は、集落を 6 地区に分割し、その組が祭座元（山元）として、毎年輪番で氏子青年が獅子舞、子供が大太鼓叩きを、奏曲の篠竹笛にあわせて舞う。演舞は、神社での祭典の後、神輿に神移しが終わってから始まる。まず、男女の 10 数人の小学生が社殿に向かって 2 列に並ぶ。その衣装は、白衣に小倉藩主小笠原氏三階菱の家紋が入った黒の胸当てをつけ、頭にはシャグマに黒の刺しゅうが入った鉢巻きを巻き、黒の手甲を着ける。下は黒の脚絆を履く。青か赤のたすきをして、背中には、黄・赤・緑・白の御幣を掲げる。

獅子楽は子供らの楽打ちから始まる。2 列の前に 1 個ずつ太鼓が置いてあり、先頭の者が

旧

（P93）

下落合高木神社は、英彦山四門の第一西口にあたり英彦山参詣の拠点であった。社伝によると、弘仁 13(822) 年に彦山開基四世羅漢上人が創建したと伝えられている。現行建物は拝殿・幣殿ともに昭和 26（1951）年に改修が行われている。宝殿は桁行 10 尺、梁間 8 尺、三間社流造、柿葺覆屋、向拝 4 尺の建物で、両妻に麒麟妻飾、虹梁にも蟇股、木鼻などの江戸時代装飾が随所に施されている。拝殿は柱間 10 尺、桁行 3 間、梁間 3 間、入母屋造、瓦葺、吹抜の建物で、宝殿、拝殿は 2 間規模の幣殿で繋いでいる。英彦山の末社大行事社であり、11 月下旬に霜月祭りが宮座として行われている。

下落合高木神社

図　下落合高木神社境内の配置

高木神社妻飾りの意匠

上落合獅子楽は神輿発輦にあたり社殿の前庭で 1 回、御旅所に着座になって 2 回目の奉納を行う。この御幸に神輿と山車が同行し、氏子はその後に従いお供をする。翌日発輦神事後に 3 回目の獅子舞が奉納され、神輿還御の折、最後の獅子楽を奉納して神幸祭は終了する。

お上り御旅所発輦前の楽打ち

お上り御旅所発輦前に舞われる獅子舞

獅子楽は、集落を 6 地区に分割し、その組が祭座元（山元）として、毎年輪番で氏子青年が獅子舞、子供が大太鼓叩きを、奏曲の篠竹笛にあわせて舞う。演舞は、神社での祭典の後、神輿に神移しが終わってから始まる。まず、男女の 10 数人の小学生が社殿に向かって 2 列に並ぶ。その衣装は、白衣に小倉藩主小笠原氏三階菱の家紋が入った黒の胸当てをつけ、頭にはシャグマに黒の刺しゅうが入った鉢巻きを巻き、黒の手甲を着ける。下は黒の脚絆を履く。青か赤のたすきをして、背中には、黄・赤・緑・白の御幣を掲げる。

獅子楽は子供らの楽打ちから始まる。2 列の前に 1 個ずつ太鼓が置いてあり、先頭の者が

■新旧対照表

様式2

新	旧
（P96） お上り高木神社での獅子舞 無病息災で行われる猛嚙み 落合地区の伝統行事として、旧英彦山神領の高木神社や太祖神社を中心に神々に豊穣と泰平を祈願する獅子楽は毎年奉納されている。神社境内において奉納される子供楽打ちと獅子舞の獅子楽が始まると、三々五々連れ立って多くの人が参集する。普段は静かな山麓農村に、子供たちの楽打ちによる威勢の良い太鼓や笛の音がよく響き、若衆が舞う荒々しい獅子舞への歓声が上がり、静寂を掻き消してゆく。山郷の鎮守の森に鎮座する太祖神社や高木神社の神々に里人たちが楽の音に情念を込めて祈りを捧げる情景が見られる。 96 第2章　添田町の維持向上すべき歴史的風致	（P96） お上り高木神社での獅子舞 無病息災で行われる猛嚙み 落合地区の伝統行事として、旧英彦山神領の高木神社や太祖神社を中心に神々に豊穣と泰平を祈願する獅子楽は毎年奉納されている。神社境内において奉納される子供楽打ちと獅子舞の獅子楽は、普段は静けさに包まれる雰囲気の中、荒々しい獅子舞による舞と楽打ちによる音がよく響く。静けさが漂う中、堂々と鎮座する太祖神社や高木神社への祈願の気持ちが感じられる情景が見られる。 96 第2章　添田町の維持向上すべき歴史的風致

■新旧対照表

様式2

新

（P101）

4．彦山踊りにみる歴史的風致

彦山踊りの由来は、元弘３(1333)年に助有法親王が座主として下向した時に始められたと言い伝えられている。古くから先人達によって、踊り伝え語り伝えて今日まで継承されているものである。

『田川地方　民謡・童謡研究集』によると、昭和３(1928)年、炭坑節の撰者として知られる小野芳香は彦山踊りの譜面を収録しており、この頃には現在の彦山踊りの型ができていることが分かる。また、昭和10（1935）年頃の古写真から、英彦山神宮銅鳥居の下にある勢溜や、旅館や土産物屋が立ち並ぶ前にある町溜で彦山踊りが踊られていることが分かる。昭和45(1970)年の『英彦山民俗資料緊急予備調査』によると、彦山踊りは江戸期～大正期までは主に盆会や祝祭事で踊られ、８月15日、16日頃を中心に、その前後に行われる各谷の祭礼でも踊られ、下谷弁天講、英彦山町大日講、西谷観音講と地蔵講、上谷伽藍講などの座の終わりに踊られていた。

英彦山神宮銅鳥居の下にある勢溜での彦山踊りの様子（昭和10（1935）年頃）

旅館や土産物屋の前にある町溜での彦山踊りの様子（昭和10（1935）年頃）

起源については種々の説があるが、飛騨高山の吉左右踊りを起源とする説がある。江戸時代、飛騨代官長谷川忠崇が著した『飛州志』によれば、文禄年中豊臣秀吉が朝鮮出兵の折、飛騨国主の金森長近が肥前名護屋城に出陣し、国元へ戦勝の吉報が届く毎に城下の臣民が祝い踊ったといわれる。吉左右踊りにある「しんとろとろと眠る目の愛しさ　とりおけ　竿桶」「今宵も鹿の子　あすの夜も鹿の子　めしかえてござれ」という歌詞が彦山踊りにもあり、また衣装も菅笠を被るなど同じ意匠がみられる。また、彦山踊りは別名「松坂公鉾踊り」とも呼ばれ、英彦山山麓では上落合地区の十日観音講など「松坂踊り」として盆会に踊られている。

飛騨高山の高山踊り（吉左右踊り）

上落合地区十日観音（８月10日）で踊られる松坂踊り

旧

（P101）

4．彦山踊りにみる歴史的風致

彦山踊りの由来は、元弘３(1333)年に助有法親王が座主として下向した時に始められたと言い伝えられている。古くから先人達によって、踊り伝え語り伝えて今日まで継承されているものである。

『田川地方　民謡・童謡研究集』によると、昭和３(1928)年、炭坑節の撰者として知られる小野芳香は彦山踊りの譜面を収録しており、この頃には現在の彦山踊りの型ができていることが分かる。また、昭和10（1935）年頃の古写真から、英彦山神宮銅鳥居の下にある勢溜や、旅館や土産物屋が立ち並ぶ前にある町溜で彦山踊りが踊られていることが分かる。昭和45(1970)年の『英彦山民俗資料緊急予備調査』によると、彦山踊りは江戸期～大正期までは主に盆会や祝祭事で踊られ、８月15日、16日頃を中心に、その前後に行われる各谷の祭礼でも踊られ、下谷弁天講、英彦山町大日講、西谷観音講と地蔵講、上谷伽藍講などの座の終わりに踊られていた。

英彦山神宮銅鳥居の下にある勢溜での彦山踊りの様子（昭和10（1935）年頃）

旅館や土産物屋の前にある町溜での彦山踊りの様子（昭和10（1935）年頃）

起源については種々の説があるが、飛騨高山の吉左右踊りを起源とする説がある。江戸時代、飛騨代官長谷川忠崇が著した『飛州志』によれば、文禄年中豊臣秀吉が朝鮮出兵の折、飛騨国主の金森長近が肥前名護屋城に出陣し、国元へ戦勝の吉報が届く毎に城下の臣民が祝い踊ったといわれる。吉左右踊りの歌詞に「しんとろとろと眠る目の愛しさ　とりおけ　竿桶」「今宵も鹿の子　あすの夜も鹿の子　めしかえてござれ」という歌詞が彦山踊りにもあり、また衣装も菅笠を被るなど同じ意匠がみられる。また、彦山踊りは別名「松坂公鉾踊り」とも呼ばれ、英彦山山麓では上落合地区の十日観音講など「松坂踊り」として盆会に踊られている。

飛騨高山の高山踊り（吉左右踊り）

上落合地区十日観音（８月10日）で踊られる松坂踊り

■新旧対照表

様式2

新

（P102）

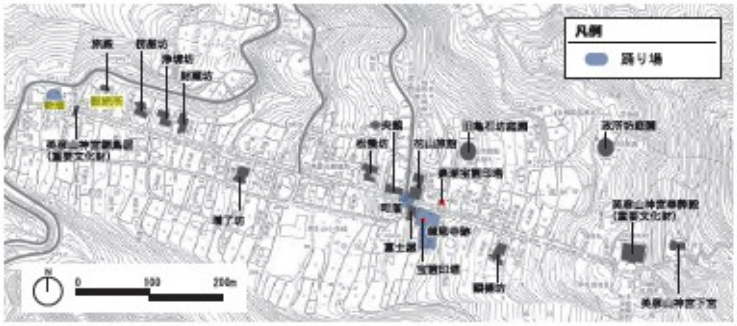

図　彦山踊りの位置

彦山踊りは報恩寺跡、勢溜、町溜を中心として踊られている。

報恩寺は英彦山の菩提寺で、得度山伏であっても葬儀は報恩寺導師によって執り行われた。よって報恩寺は英彦山の祖霊を祀る大切な場所であった。報恩寺前には祖霊を供養するために豪潮律師が建立した巨大な宝篋印塔と報恩寺境内地にも宝篋印塔１基が立っている。

報恩寺跡

報恩寺の創建は定かではないが、座主相有が正徳５（1715）年に編纂し、英彦山景勝地を詠んだ『彦山勝景詩集』には十二景の内に「報恩晩鐘」として夕暮れに響く報恩寺梵鐘の音が英彦山の情景に挙げられている。また、『明治初年坊中屋敷図』にも報恩寺として記されていることからも、明治時代初期までは存続していたことが分かり、山伏の離山とともに廃絶に至った。

豪潮律師は中国密教と戒律等の伝授を受け、御霊の供養と飢饉救済を目的とした仏塔（宝篋印塔）の建立に努め、大小あわせて約八万四千の仏塔を建立したと伝えられる。英彦山報恩寺前に文化14(1817)年に建立した高さ８ｍのものが最大規模である。この宝塔は明治維新の廃仏毀釈の難に遭い、取り壊される間際に塔身の宝篋印陀羅尼を表すシッチリア梵字を削り、豊後日田咸宜園に学んだ高僧平野五岳が「献燈」の文字を彫って灯篭に改変して、損壊の難を逃れた。

豪潮律師宝篋印塔

報恩寺跡宝篋印塔

旧

（P102）

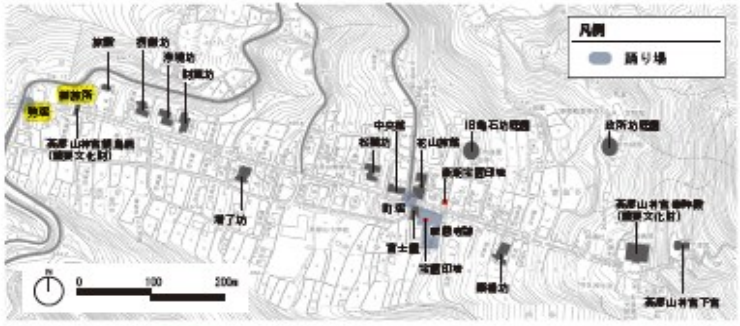

図　彦山踊りの位置

彦山踊りは報恩寺跡、勢溜、町溜を中心として踊られている。

報恩寺は英彦山の菩提寺で、得度山伏であっても葬儀は報恩寺導師によって執り行われた。よって報恩寺は英彦山の祖霊を祀る大切な場所であった。報恩寺前には祖霊を供養するために豪潮律師が建立した巨大な宝篋印塔と報恩寺境内地にも宝篋印塔１基が立っている。

報恩寺跡

報恩寺の創建は定かではないが、座主相有が正徳５（1715）年に編纂し、英彦山景勝地を詠んだ『彦山勝景詩集』には十二景の内に「報恩晩鐘」として夕暮れに響く報恩寺梵鐘の音が彦山の情景に挙げられている。また、『明治初年坊中屋敷図』にも報恩寺として記されていることからも、明治時代初期までは存続していたことが分かり、山伏の離山とともに廃絶に至った。

豪潮律師は中国密教と戒律等の伝授を受け、御霊の供養と飢饉救済を目的とした仏塔（宝篋印塔）の建立に努め、大小あわせて約八万四千の仏塔を建立したと伝えられる。英彦山報恩寺前に文化14(1817)年に建立した高さ８ｍのものが最大規模である。この宝塔は明治維新の廃仏毀釈の難に遭い、取り壊される間際に塔身の宝篋印陀羅尼を表すシッチリア梵字を削り、豊後日田咸宜園に学んだ高僧平野五岳が「献燈」の文字を彫って灯篭に改変して、損壊の難を逃れた。

豪潮律師宝篋印塔

報恩寺跡宝篋印塔

■新旧対照表

様式2

新

（P110）

代参者は、鍋島居から英彦山神宮境内を目指し、奉幣殿での参拝を済ませると、一路御本殿の上宮を目指す。途中、下宮、中宮、行者堂に参拝する。上宮参拝を済ませると、再び奉幣殿へと参拝し、そこで御札や英彦山がらがらを権現講社員のために授かって帰路につく。

佐賀県神崎市猪面地区の英彦山権現講の様子（平成 23（2011）年）

上座にいる４名が当年の施主で、英彦山に代参した報告と御神酒開きをかけて権現講が行われ、次年の施主決めのためのくじ引きも行われる。

英彦山神宮中宮は、英彦山の中岳の中腹に鎮座する。祭神は宗像の三女神であり、豊前国宇佐島から遷座したとされる。安政４（1856）年、鍋島閑叟が寄進した木造社殿があったが、平成３（1991）年の台風 19 号の激甚な災害により滅失し、現在は同所に中宮として石祠が建立されている。

英彦山神宮中宮

英彦山神宮上宮は、英彦山中岳の山頂に鎮座する英彦山神宮の御本宮である。祭神は天忍骨尊である。『英彦山神宮記録』によると、明徳３（1392）年の回禄以来、数回の火災に遭って焼失し、現在の社殿は、天保 13（1842）年から弘化２（1845）年の間に、佐賀藩主鍋島斉正の寄進に係るものとされる。標高約 1199m の山頂に鎮座している社殿のため、人力による建築材料の搬送や、雨量が多い状況下での木造建築の保存は容易でなかったと思われる。現在の建物は覆除けにより覆われている。

英彦山神宮上宮

宝殿は桁行５間、梁間４間、入母屋造、銅板瓦棒葺、向拝３間、総檜造の白無垢社殿で、御殿の板戸には鍋島家の抱茗荷家紋が掲げられ、木鼻、蟇股などクス材の細密彫刻が施される。拝殿は桁行５間、梁間４間、入母屋造、銅板瓦棒葺、向拝１間で、神饌所付である。幣殿はなく、宝殿、拝殿の間は石畳となっている。二十数坪の小規模な建築物であるものの、英彦山を代表する社殿建築の一つといえる。

旧

（P110）

代参者は、鍋島居から英彦山神宮境内を目指し、奉幣殿での参拝を済ませると、一路御本殿の上宮を目指す。途中、下宮、中宮、行者堂に参拝する。上宮参拝を済ませると、再び奉幣殿へと参拝し、そこで御札や英彦山がらがらを権現講社員のために授かって帰路につく。

佐賀県神崎市猪面地区の英彦山権現講の様子（平成 23（2011）年）

上座にいる４名が当年の施主で、英彦山に代参した報告と御神酒開きをかけて権現講が行われ、次年の施主決めのためのくじ引きも行われる。

英彦山神宮中宮は、英彦山の中岳の中腹に鎮座する。祭神は宗像の三女神であり、豊前国宇佐島から遷座したとされる。安政４（1856）年、鍋島閑叟が寄進した木造社殿があったが、平成３（1991）年の台風 19 号の激甚な災害により滅失し、現在は同所に中宮として石祠が建立されている。

英彦山神宮中宮

英彦山神宮上宮は、英彦山中岳の山頂に鎮座する英彦山神宮の御本宮である。祭神は天忍骨尊である。『英彦山神宮記録』によると、明徳３（1392）年の回禄以来、数回の火災に遭って焼失し、現在の社殿は、天保 13（1842）年から弘化２（1845）年の間に、佐賀藩主鍋島斉正の寄進に係るものとされる。標高約 1,200m の山頂に鎮座している社殿のため、人力による建築材料の搬送や、雨量が多い状況下での木造建築の保存は容易でなかったと思われる。現在の建物は覆除けにより覆われている。

英彦山神宮上宮

宝殿は桁行５間、梁間４間、入母屋造、銅板瓦棒葺、向拝３間、総檜造の白無垢社殿で、御殿の板戸には鍋島家の抱茗荷家紋が掲げられ、木鼻、蟇股などクス材の細密彫刻が施される。拝殿は桁行５間、梁間４間、入母屋造、銅板瓦棒葺、向拝１間で、神饌所付である。幣殿はなく、宝殿、拝殿の間は石畳となっている。二十数坪の小規模な建築物であるものの、英彦山を代表する社殿建築の一つといえる。

110 第２章 添田町の維持向上すべき歴史的風致

■新旧対照表

様式2

新

（P113）

コラム３　英彦山詣でと英彦山がらがら

■英彦山がらがらの製作

英彦山がらがらは、約 800 年の歴史を持つ土鈴のことで、お守りとして親しまれている物である。

英彦山がらがらの製作は、英彦山の麓に位置する緑や水が豊かな落合集落の窯元で現在も行われている。

その製作方法は、福岡県産のきめの細かい粘土を使って、粘土をくるくると丸め、丸めた粘土に切れ込みを入れて鈴口を作る。その中に鳴子となる粘土を素焼きした小さな玉を入れ、直径２cm 程度の土鈴の原型を作る。窯元ではこの行程を一つの土鈴につき十数秒で行い、昔は一日に 1,000 個以上を作ったが、現在は 600 個程を作っている。土鈴は乾燥後にまとまった数になると、薪釜で素焼きされる。この際、窯で焼く温度が高すぎると甲高い金属音のような音色になってしまうので、素焼きならではの素朴な音色になるよう調整される。その後、水を表す青色と太陽を表す赤色を鈴口に彩色し、稲わらで５個ずつ束ねて一つの英彦山がらがらが完成する。

一つ一つ手作りの英彦山がらがら

英彦山がらがら

英彦山がらがらの窯元

製作のピークは、参詣者が多くなる年末年始から春を迎える前の、秋から 12 月頃にかけてで、多くの土鈴を製作し、英彦山神宮までの道のりを運んでいる。

英彦山がらがらの特徴は、一つ一つ時間をかけて手作りされているため、音色が一つ一つ異なり、趣が感じられるところにある。

■参詣者への英彦山がらがらの授与

製作された英彦山がらがらは、英彦山神宮でお祓いを受けた後、お守りとして授与所で参詣者に授与される。また、英彦山の参道の店舗でも英彦山がらがらを買い求めることができる。

以前は、参詣者が英彦山がらがらを腰に下げて持ち帰るという光景が、小粋な英彦山情緒として親しまれていた。参道をを下る際に揺れて「カラカラ」と奏でる、その温もりのある音色は、素焼きならではの素朴な音色で、英彦山での風物詩であった。今も「英彦山詣で」の記念として、多くの参詣者が持ち帰っている。

英彦山神宮で授与される英彦山がらがら

旧

（P113）

コラム３　英彦山詣でと英彦山がらがら

■英彦山がらがらの製作

英彦山がらがらは、約 800 年の歴史を持つ土鈴のことで、お守りとして親しまれている物である。

英彦山がらがらの製作は、英彦山の麓に位置する緑や水が豊かな落合集落の窯元で現在も行われている。

その製作方法は、福岡県産のきめの細かい粘土を使って、粘土をくるくると丸め、丸めた粘土に切れ込みを入れて鈴口を作る。その中に鳴子となる粘土を素焼きした小さな玉を入れ、直径２cm 程度の土鈴の原型を作る。窯元ではこの行程を一つの土鈴につき十数秒で行い、昔は一日に 1,000 個以上を作ったが、現在は 600 個程を作っている。土鈴は乾燥後にまとまった数になると、薪釜で素焼きされる。この際、窯で焼く温度が高すぎると甲高い金属音のような音色になってしまうので、素焼きならではの素朴な音色に調整される。その後、水を表す青色と太陽を表す赤色を鈴口に彩色し、稲わらで５個ずつ束ねて一つの英彦山がらがらが完成する。

一つ一つ手作りの英彦山がらがら

英彦山がらがら

英彦山がらがらの窯元

製作のピークは、参詣者が多くなる年末年始から春を迎える前の、秋から 12 月頃にかけてで、多くの土鈴を製作し、英彦山神宮までの道のりを運んでいる。

英彦山がらがらの特徴は、一つ一つ時間をかけて手作りされているため、音色が一つ一つ異なり、趣が感じられるところにある。

■参詣者への英彦山がらがらの授与

製作された英彦山がらがらは、英彦山神宮でお祓いを受けた後、お守りとして授与所で参詣者に授与される。また、英彦山の参道の店舗でも英彦山がらがらを買い求めることができる。

以前は、参詣者が英彦山がらがらを腰に下げて持ち帰るという光景が、小粋な英彦山情緒として親しまれていた。参道をを下る際に揺れて「カラカラ」と奏でる、その温もりのある音色は、素焼きならではの素朴な音色で、英彦山での風物詩であった。今も「英彦山詣で」の記念として、多くの参詣者が持ち帰っている。

英彦山神宮で授与される英彦山がらがら

■新旧対照表

様式2

新

（P118）

御旅所では安置された神輿に常夜灯が灯され、遅くまで参詣者がお参りとなるため、氏子総代によって夜籠が行われる。

夜籠される神輿

２日目は御旅所で牛くじの抽選会が行われる。その後の午後１時から御旅所で神輿還御祭後、前日と同様に稚児舞が奉納される。神輿は還御へと出立し、鍋鳥居から再び別所谷を通り、高住神社へと還御する。高住神社鳥居からは羅輿丁役が神輿を担ぎ勇壮に駆け上る。
神輿着輦祭御霊移しの後、神社では羅輿丁役、総代による直会座が行われる。

牛くじ特賞者の賞品授与

お上り還御での稚児舞

高住神社神輿の還御

豊前坊は高住神社と名を変えた今も英彦山信仰の北の玄関としての役割を果たし、牛馬信仰の中心として農村部から多くの参詣者を集めている。高住神社から発輦する六角形の蓮華輿様を成す神輿は、高住神社の参道から英彦山神宮鍋鳥居、御旅所へと長い距離を神幸する。また、牛馬信仰の中心地として、農村部から多くの参詣者を集める情景が今日も見られる。

旧

（P118）

御旅所では安置された神輿に常夜灯が灯され、遅くまで参詣者のお参りとなるため、氏子総代によって夜籠が行われる。

夜籠される神輿

２日目は御旅所で牛くじの抽選会が行われる。その後の午後１時から御旅所で神輿還御祭後、前日と同様に稚児舞が奉納される。神輿は還御へと出立し、鍋鳥居から再び別所谷を通り、高住神社へと還御する。高住神社鳥居からは羅輿丁役が神輿を担ぎ勇壮に駆け上る。
神輿着輦祭御霊移しの後、神社では羅輿丁役、総代による直会座が行われる。

牛くじ特賞者の賞品授与

お上り還御での稚児舞

高住神社神輿の還御

豊前坊は高住神社と名を変えた今も英彦山信仰の北の玄関としての役割を果たし、牛馬信仰の中心として農村部から多くの参詣者を集めている。高住神社から発輦する六角形の蓮華輿様を成す神輿は、高住神社の参道から英彦山神宮鍋鳥居、御旅所へと長い距離を神幸する。また、牛馬信仰の中心地として、農村部から多くの参詣者を集める情景が今日も見られる。

■新旧対照表

様式2

新

（P126）

（４）歴史的風致の認識に関する課題

本町の維持向上すべき歴史的風致は、本町固有の資源であり、観光業を主施策の一つとして力を入れている本町の大切な資源でもある。また、歴史的風致は、町民のみならず他市町村からも人々が訪れ、その歴史的風致が認識されることで維持向上するものであり、認識されることで活動主体の意識向上にもつながり、総じて町の活性化に寄与するものである。そのため町内外に対して、歴史的風致の認識を高めることは重要である。

しかし本町では、説明板が設置されていない歴史的建造物が多数あり、その歴史的建造物等の位置を案内する案内板や誘導サイン等も、設置数が少なく情報媒体が不足している。また、町外から訪れる観光客に対して、観光マップ等を作成し、添田駅や彦山駅等の公共交通結節点や、道の駅歓遊舎ひこさんや修験道館等の多くの人が訪れる場所に置いているが、歴史的風致に関する情報量が少なく、歴史的風致の認識の低下の要因となっている。

誘導サイン等の公共サインについては、設置されている場合にあっても、周囲の景観への配慮を欠いたデザインの案内板等が設置されている場合や、老朽化によりその機能を果たせていない案内板等も見受けられ、歴史的風致の認識の低下を招いている。

また、歴史的風致の情報発信においても、情報発信力不足から、町内外の歴史的風致に対する意識の低下にも繋がっている。

英彦山門前町においては、歴史的風致を来訪者に体感してもらうための施設が整備されているものの、これらは各施設が孤立し、周遊路として連動していないため、歴史的風致の体感が困難になっており、来訪者の減少につながっている。

説明板がない歴史的建造物

老朽化した説明板

126 第３章　歴史的風致維持向上に関する方針

旧

（P126）

（４）歴史的風致の認識に関する課題

本町の維持向上すべき歴史的風致は、本町固有の資源であり、観光業を主施策の一つとして力を入れている本町の大切な資源でもある。また、歴史的風致は、町民のみならず他市町村からも人々が訪れ、その歴史的風致が認識されることで維持向上するものであり、認識されることで活動主体の意識向上にもつながり、総じて町の活性化に寄与するものである。そのため町内外に対して、歴史的風致の認識を高めることは重要である。

しかし本町では、説明板が設置されていない歴史的建造物が多数あり、その歴史的建造物等の位置を案内する案内板や誘導サイン等も、設置数が少なく情報媒体が不足している。また、町外から訪れる観光客に対して、観光マップ等を作成し、添田駅や彦山駅等の公共交通結節点や、道の駅歓遊舎ひこさんや修験道館等の多くの人が訪れる場所に置いているが、歴史的風致に関する情報量が少なく、歴史的風致の認識の低下の要因となっている。

誘導サイン等の公共サインについては、設置されている場合にあっても、周囲の景観への配慮を欠いたデザインの案内板等が設置されている場合や、老朽化によりその機能を果たせていない案内板等も見受けられ、歴史的風致の認識の低下を招いている。

また、歴史的風致の情報発信においても、情報発信力不足から、町内外の歴史的風致に対する意識の低下にも繋がっている。

説明板がない歴史的建造物

老朽化した説明板

126 第３章　歴史的風致維持向上に関する方針

■新旧対照表

様式2

新

（P133）

（4）歴史的風致の認識を高めるための取組みの推進

歴史的風致の認識を高めるための取組みは、情報発信のための媒体を作成するとともに、歴史的建造物や交通結節点等での情報発信、歴史文化遺産の保存・活用に係るまちづくり団体との連携による情報発信を行うことで、町内外の人々の歴史的風致の認識を向上させる。

歴史的風致の認識を高めるためには、歴史的風致の情報を発信するための説明板や誘導サイン等の設置、観光マップ等の作成を行うとともに、効果的に情報を発信するため、添田駅や修験道会館等の人が集まる場所において情報発信を行う。

誘導サイン等の公共サインは、歴史的風致を醸し出す景観に配慮しつつ、その厳かな雰囲気の増幅と、周遊路としての一体感を生み出すため、関連機関とともに、今後のデザイン方針について協議を進める。

英彦山門前町においては、観光や地域住民と来訪者等の交流を促すため、来訪者のニーズに応じた現有公共施設の利活用や各施設の周遊性の向上等の総合的な検討を踏まえ、これに応じた施設整備を行う。

また、歴史的風致の認識を町内外の方を問わず積極的に高めるため、観光ガイドボランティア等の各種団体と協働により公開イベントの開催等を行う。

表　歴史文化遺産の保存・活用に係る文化財保護・まちづくり団体の一覧

名称	主な活動エリア
添田町郷土史会	町全体
郷山友の会	町全体
添田町アカザを守る会	町全体
添田町観光ガイドボランティア	町全体
林業クラブ	町全体
添田いきいき活動推進実行委員会	町全体
NPO 法人「アートもん」	町全体
上落合一区村おこし実行委員会	落合
上落合須佐神社神楽保存会	落合
下落合獅子楽保存会	落合
庄上を愛する会	庄
上添田財団区棄楽保存会	添田
添田東を美しくする会	添田
添田町 de キャンドルナイト実行委員会	添田
上中元寺青壮年クラブ	中元寺
中元寺っ子まつり実行委員会	中元寺
油木ダムを美しくする会	津野
上津野村づくり推進協議会	津野
津野神楽保存会	津野
野田獅子楽保存会	野田
英彦山こてんぐ塾	英彦山
英彦山神輿を担ぐ会	英彦山
彦山踊り保存会	英彦山

旧

（P133）

（4）歴史的風致の認識を高めるための取組みの推進

歴史的風致の認識を高めるための取組みは、情報発信のための媒体を作成するとともに、歴史的建造物や交通結節点等での情報発信、歴史文化遺産の保存・活用に係るまちづくり団体との連携による情報発信を行うことで、町内外の人々の歴史的風致の認識を向上させる。

歴史的風致の認識を高めるためには、歴史的風致の情報を発信するための説明板や誘導サイン等の設置、観光マップ等の作成を行うとともに、効果的に情報を発信するため、添田駅や修験道会館等の人が集まる場所において情報発信を行う。

誘導サイン等の公共サインは、歴史的風致を醸し出す景観に配慮しつつ、その厳かな雰囲気の増幅と、周遊路としての一体感を生み出すため、関連機関とともに、今後のデザイン方針について協議を進める。

また、歴史的風致の認識を町内外の方を問わず積極的に高めるため、観光ガイドボランティア等の各種団体と協働により公開イベントの開催等を行う。

表　歴史文化遺産の保存・活用に係る文化財保護・まちづくり団体の一覧

名称	主な活動エリア
郷土史会	町全体
郷山友の会	町全体
添田町アカザを守る会	町全体
添田町観光ガイドボランティア	町全体
林業クラブ	町全体
添田いきいき活動推進実行委員会	町全体
NPO 法人「アートもん」	町全体
上落合一区村おこし実行委員会	落合
上落合須佐神社神楽保存会	落合
下落合獅子楽保存会	落合
庄上を愛する会	庄
上添田財団区棄楽保存会	添田
添田東を美しくする会	添田
添田町 de キャンドルナイト実行委員会	添田
上中元寺青壮年クラブ	中元寺
中元寺っ子まつり実行委員会	中元寺
油木ダムを美しくする会	津野
上津野村づくり推進協議会	津野
津野神楽保存会	津野
野田獅子楽保存会	野田
英彦山こてんぐ塾	英彦山
英彦山神輿を担ぐ会	英彦山
彦山踊り保存会	英彦山

■新旧対照表

様式2

新

（P139）

2．重点区域の区域

（1）英彦山区域

英彦山区域は、「柱松神事にみる歴史的風致」と「御潮井採りにみる歴史的風致」、「御田祭にみる歴史的風致」、「神幸祭にみる歴史的風致」、「彦山踊りにみる歴史的風致」、「英彦山詣でと英彦山権現講にみる歴史的風致」、「神幸祭（豊前坊丑日祭）にみる歴史的風致」、「豊前坊採燈護摩供にみる歴史的風致」の８つの維持向上すべき歴史的風致が相互に重なり合う地域を重要な場所として設定する。

英彦山区域は、英彦山をはじめとする豊かな自然環境の中に、重要文化財の英彦山神宮銅鳥居から英彦山神宮奉幣殿を結ぶ英彦山神宮の参道と、その沿道に宿坊や土産屋、旅館等が建ち並ぶ門前町を共通の舞台として、柱松神事や御潮井採り、御田祭、神幸祭から成る松会祈年祭、英彦山権現講の英彦山詣でが今日まで受け継がれている。また、英彦山の北側に位置する高住神社では、護摩壇や参道の下に位置する旅殿までを往来する神幸祭が行われている。

これらの歴史的風致は、社殿や宿坊等の歴史的建造物の損傷が進行するとともに、参道沿いの石垣が近代的なよう壁となったり、石垣等の工作物の損傷が進行したり、上水用パイプ等の景観を阻害する要素が見られ、歴史的風致を感じにくくなっている。また、歴史的建造物等の説明板や案内板、誘導サイン等の公共サインが老朽化したり、未設置であることなどから、歴史的風致を認識することも困難な状況となっている。

そのため、区域の設定にあたっては英彦山神宮の参道を中心としつつ、英彦山の山頂に鎮座する英彦山神宮上宮や関連する歴史的建造物等を包含する区域とし、古くから英彦山としての地域のつながりを示す古地図『英彦山境界絵図』を参考に区域を設定する。

英彦山区域の区域は、北側を別所河内から北坂本へ至る道路と北坂本神社の敷地境界、南側へ至る県道 418 号、北坂本集落内の道路、ひこさんホテル和の敷地、国道 500 号を結ぶ区域とし、西側を別所河内から南坂本へ至る山林内を通る道路とし、南側を沙井川と登山道で結ぶ区域とし、東側を英彦山を中心とした尾根沿いとして、その区域を設定する。

名称　英彦山区域
面積　約 1,177.2ha

旧

（P139）

2．重点区域の区域

（1）英彦山区域

英彦山区域は、「柱松神事にみる歴史的風致」と「御潮井採りにみる歴史的風致」、「御田祭にみる歴史的風致」、「神幸祭にみる歴史的風致」、「彦山踊りにみる歴史的風致」、「英彦山権現講と英彦山詣でにみる歴史的風致」、「神幸祭（豊前坊丑日祭）にみる歴史的風致」、「豊前坊採燈護摩供にみる歴史的風致」の８つの維持向上すべき歴史的風致が相互に重なり合う地域を重要な場所として設定する。

英彦山区域は、英彦山をはじめとする豊かな自然環境の中に、重要文化財の英彦山神宮銅鳥居から英彦山神宮奉幣殿を結ぶ英彦山神宮の参道と、その沿道に宿坊や土産屋、旅館等が建ち並ぶ門前町を共通の舞台として、柱松神事や御潮井採り、御田祭、神幸祭から成る松会祈年祭、英彦山権現講の英彦山詣でが今日まで受け継がれている。また、英彦山の北側に位置する高住神社では、護摩壇や参道の下に位置する旅殿までを往来する神幸祭が行われている。

これらの歴史的風致は、社殿や宿坊等の歴史的建造物の損傷が進行するとともに、参道沿いの石垣が近代的なよう壁となったり、石垣等の工作物の損傷が進行したり、上水用パイプ等の景観を阻害する要素が見られ、歴史的風致を感じにくくなっている。また、歴史的建造物等の説明板や案内板、誘導サイン等の公共サインが老朽化したり、未設置であることなどから、歴史的風致を認識することも困難な状況となっている。

そのため、区域の設定にあたっては英彦山神宮の参道を中心としつつ、英彦山の山頂に鎮座する英彦山神宮上宮や関連する歴史的建造物等を包含する区域とし、古くから英彦山としての地域のつながりを示す古地図『英彦山境界絵図』を参考に区域を設定する。

英彦山区域の区域は、北側を別所河内から北坂本へ至る道路と北坂本神社の敷地境界、南側へ至る県道 418 号、北坂本集落内の道路、ひこさんホテル和の敷地、国道 500 号を結ぶ区域とし、西側を別所河内から南坂本へ至る山林内を通る道路とし、南側を沙井川と登山道で結ぶ区域とし、東側を英彦山を中心とした尾根沿いとして、その区域を設定する。

名称　英彦山区域
面積　約 1,177.2ha

■新旧対照表

様式2

新	旧
（P151）	（P151）

第５章　文化財の保存及び活用に関する事項

１．全町に関する方針

（１）文化財の保存・活用の現状と今後の方針

本町は、国指定文化財が 11 件、県指定文化財が 13 件、町指定文化財が 6 件の合計 30 件の有形・無形の指定文化財が存在する。これらの指定文化財は、文化財保護法や福岡県文化財保護条例、添田町文化財保護条例の他、関連法令に基づき、これまで保護の為の措置が講じられてきており、引き続き保護の為の措置を講じる。一方で、指定されていない歴史的・文化的価値を有する未指定文化財も町内に数多く存在し、歴史的風致の維持向上を図る上でも、これらの未指定文化財の保存・活用を図ることが重要である。

本町では、このような町内各地に眠る数多くの未指定の歴史・文化遺産を掘り起こし、活用することを趣旨とする「添田町歴史文化遺産活用まちづくり基本構想」を策定しており、この基本構想に基づき施策を展開している。

このような状況を踏まえ、今後も地域に存在する指定・未指定の文化財の実態を把握する取組みを進めるとともに、本計画における保存・活用の方策を講じる他、文化財として新たに指定すること等により、文化財の保護を図る。

本町の維持向上すべき歴史的風致の核となる以下の文化財については、項目毎に今後の方針を定める。

【有形文化財（建造物）】

有形文化財のうち歴史的風致の核となる建造物は、指定・未指定の文化財が多くあり、そのうち指定文化財の建造物は、保存活用計画が策定されておらず、計画的な保存管理がなされていない。

有形文化財の保護にあたっては、文化財の指定後の適切な保存管理や活用が図られるよう、文化財毎に保存活用計画の策定を進め、保存活用計画に基づき修理・整備、防災対策等を行う。

【無形文化財・無形民俗文化財】

無形文化財・無形民俗文化財のうち歴史的風致の核となる文化財は、彦山踊り以外は未指定の文化財であり、それらの大部分の実態等は把握されていない。

無形文化財・無形民俗文化財の保護にあたっては、伝統芸能や伝統工芸等の活動の記録を作成するとともに、今後も活動を継承していくことが可能となるよう担い手育成に対する支援を行う。

【未指定文化財】

英彦山には、修験窟等の修験道に関する遺跡などが数多く点在するとともに、英彦山神宮参道には、現在も地域の人々が生活する宿坊がある他、石段や石垣、石塔等の工作物が残されているが、経年劣化による損傷が進行している。

これらを後世に継承するため、本計画年度内に、文化財保護法に基づく史跡の指定に向けた調査・保護措置の検討を推進する。保護措置の検討においては、山内の遺跡は史跡指定の検討を推進し、調査を行い保護を担保するとともに、地域の人々の暮らしとのバランスを図りながら、参道周辺の宿坊等は伝統的建造物群保存地区の指定を想定し、保存対策調査の実施を検討する。

（P151）

第５章　文化財の保存及び活用に関する事項

１．全町に関する方針

（１）文化財の保存・活用の現状と今後の方針

本町は、国指定文化財が 11 件、県指定文化財が 14 件、町指定文化財が 6 件の合計 31 件の有形・無形の指定文化財が存在する。これらの指定文化財は、文化財保護法や福岡県文化財保護条例、添田町文化財保護条例の他、関連法令に基づき、これまで保護の為の措置が講じられてきており、引き続き保護の為の措置を講じる。一方で、指定されていない歴史的・文化的価値を有する未指定文化財も町内に数多く存在し、歴史的風致の維持向上を図る上でも、これらの未指定文化財の保存・活用を図ることが重要である。

本町では、このような町内各地に眠る数多くの未指定の歴史・文化遺産を掘り起こし、活用することを趣旨とする「添田町歴史文化遺産活用まちづくり基本構想」を策定しており、この基本構想に基づき施策を展開している。

このような状況を踏まえ、今後も地域に存在する指定・未指定の文化財の実態を把握する取組みを進めるとともに、本計画における保存・活用の方策を講じる他、文化財として新たに指定すること等により、文化財の保護を図る。

本町の維持向上すべき歴史的風致の核となる以下の文化財については、項目毎に今後の方針を定める。

【有形文化財（建造物）】

有形文化財のうち歴史的風致の核となる建造物は、指定・未指定の文化財が多くあり、そのうち指定文化財の建造物は、保存活用計画が策定されておらず、計画的な保存管理がなされていない。

有形文化財の保護にあたっては、文化財の指定後の適切な保存管理や活用が図られるよう、文化財毎に保存活用計画の策定を進め、保存活用計画に基づき修理・整備、防災対策等を行う。

【無形文化財・無形民俗文化財】

無形文化財・無形民俗文化財のうち歴史的風致の核となる文化財は、彦山踊り以外は未指定の文化財であり、それらの大部分の実態等は把握されていない。

無形文化財・無形民俗文化財の保護にあたっては、伝統芸能や伝統工芸等の活動の記録を作成するとともに、今後も活動を継承していくことが可能となるよう担い手育成に対する支援を行う。

【未指定文化財】

英彦山には、修験窟等の修験道に関する遺跡などが数多く点在するとともに、英彦山神宮参道には、現在も地域の人々が生活する宿坊がある他、石段や石垣、石塔等の工作物が残されているが、経年劣化による損傷が進行している。

これらを後世に継承するため、本計画年度内に、文化財保護法に基づく史跡の指定に向けた調査・保護措置の検討を推進する。保護措置の検討においては、山内の遺跡は史跡指定の検討を推進し、調査を行い保護を担保するとともに、地域の人々の暮らしとのバランスを図りながら、参道周辺の宿坊等は伝統的建造物群保存地区の指定を想定し、保存対策調査の実施を検討する。

■新旧対照表

様式2

新

（P154）

（7）埋蔵文化財の取扱いに関する方針

本町における「周知の埋蔵文化財包蔵地」は、29ヶ所存在し、そのうち6ヶ所については詳細な調査が完了している。これらは地域や我が国にとって重要な歴史的資料であり、文化財保護法に基づく保護が求められる。

周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等を行おうする際の届出や、それ以外の場所における歴史を理解する上で重要な遺構が発見された場合の届出等について、その義務を徹底するとともに、福岡県教育委員会の指導助言を仰ぎながら、開発に係る関係者と十分な協議の上、その保存を図る。

（8）文化財の保存・活用に係る添田町教育委員会の体制に関する方針

本町では、文化財に関わる業務はまちづくり課の文化財係が担当している。職員は、文化財保護技師として職員2名、事務職として職員2名で携わっている。歴史的風致の維持向上を図るため、添田町教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成25年添田町教育委員会規則第2号）に基づき、平成25年4月より教育委員会にあった文化財係を企画財政課へ移行、平成26年4月には企画財政課からまちづくり課へと移行し、文化財の保存・活用だけでなく、それらを活用したまちづくりや歴史的風致の維持向上の取組みを推進していくために、文化財部局とまちづくり部局が一体となった体制の見直しを行った。これにより文化財の保存・活用、歴史的風致の維持向上の取組みを推進していく。

また、文化財行政に関わる教育委員会の諮問機関として、添田町文化財保護条例に基づき、添田町文化財専門委員会が設置されている。添田町文化財専門委員会は、5人以内の委員で組織するとされており、その委員は現在、学識経験者で構成されている。歴史的風致を維持向上する上で、未指定文化財を町指定文化財にする際は、添田町文化財専門委員会に諮り指定していくこととする。

表　添田町文化財専門委員　委員一覧

氏名	所属	専門分野
梶谷　敏明	添田町郷土史会員	郷土史
水嶋　榮明	元中学校教諭（社会科）	地理・歴史
竹野　功一	英彦山神宮　総代会長	生物（昆虫史）
那須　正義	添田郷土史会員	郷土史
桃坂　豊	文化財保護指導委員	地理・歴史

旧

（P154）

（7）埋蔵文化財の取扱いに関する方針

本町における「周知の埋蔵文化財包蔵地」は、29ヶ所存在し、そのうち6ヶ所については詳細な調査が完了している。これらは地域や我が国にとって重要な歴史的資料であり、文化財保護法に基づく保護が求められる。

周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等を行おうする際の届出や、それ以外の場所における歴史を理解する上で重要な遺構が発見された場合の届出等について、その義務を徹底するとともに、福岡県教育委員会の指導助言を仰ぎながら、開発に係る関係者と十分な協議の上、その保存を図る。

（8）文化財の保存・活用に係る添田町教育委員会の体制に関する方針

本町では、文化財に関わる業務はまちづくり課の文化財係が担当している。職員は、文化財保護技師として職員2名、事務職として職員2名で携わっている。歴史的風致の維持向上を図るため、添田町教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成25年添田町教育委員会規則第2号）に基づき、平成25年4月より教育委員会にあった文化財係を企画財政課へ移行、平成26年4月には企画財政課からまちづくり課へと移行し、文化財の保存・活用だけでなく、それらを活用したまちづくりや歴史的風致の維持向上の取組みを推進していくために、文化財部局とまちづくり部局が一体となった体制の見直しを行った。これにより文化財の保存・活用、歴史的風致の維持向上の取組みを推進していく。

また、文化財行政に関わる教育委員会の諮問機関として、添田町文化財保護条例に基づき、添田町文化財専門委員会が設置されている。添田町文化財専門委員会は、5人以内の委員で組織するとされており、その委員は現在、学識経験者で構成されている。歴史的風致を維持向上する上で、未指定文化財を町指定文化財にする際は、添田町文化財専門委員会に諮り指定していくこととする。

表　添田町文化財専門委員　委員一覧

氏名	所属	専門分野
梶谷　敏明	郷土史会員	郷土史
水嶋　榮明	元中学校教諭（社会科）	地理・歴史
竹野　功一	英彦山神宮　総代会長	生物（昆虫史）
那須　正義	郷土史会員	郷土史
桃坂　豊	文化財保護指導委員	地理・歴史

■新旧対照表

様式2

新

（P155）

（9）文化財の保存・活用に関わっている住民、NPO など各種団体の状況及び今後の体制整備に関する方針

本町の文化財を保存・活用していくためには、添田町をはじめとする行政機関だけで取り組むことは難しく、地域において文化財の保存・活用に取り組んでいる団体と連携することは必要不可欠である。

本町において文化財の保存・活用に関わる団体は、現在下表に示す７団体あり、文化財の調査・発信をしている団体や、無形民俗文化財を保護するために活動している団体が存在する。これらの活動団体と連携して保存・活用を図るため、これらの活動団体に対する担い手育成のための支援や、必要な助言・指導等を継続的に行っていく。

表　添田町の文化財の保存・活用に関わる団体の一覧

名称	主な活動エリア	活動概要
添田郷土史会	町全体	添田町の歴史・文化の調査・情報発信、郷土史誌そえだの刊行
上落合須佐神社獅子楽保存会	落合	上落合集落の獅子楽の継承、毎年５月上旬に奉納
下落合獅子楽保存会	落合	下落合集落の獅子楽の継承、毎年５月上旬に奉納
津野神楽保存会	津野	津野集落の神楽の継承、毎年５月上旬に奉納
野田獅子楽保存会	野田	野田集落の獅子楽の継承、毎年５月中旬に奉納
英彦山神輿を担ぐ会	英彦山	英彦山神幸祭の神輿担ぎの継承、毎年４月中旬の土日に奉納
彦山踊り保存会	英彦山	彦山踊りの継承

旧

（P155）

（9）文化財の保存・活用に関わっている住民、NPO など各種団体の状況及び今後の体制整備に関する方針

本町の文化財を保存・活用していくためには、添田町をはじめとする行政機関だけで取り組むことは難しく、地域において文化財の保存・活用に取り組んでいる団体と連携することは必要不可欠である。

本町において文化財の保存・活用に関わる団体は、現在下表に示す７団体あり、文化財の調査・発信をしている団体や、無形民俗文化財を保護するために活動している団体が存在する。これらの活動団体と連携して保存・活用を図るため、これらの活動団体に対する担い手育成のための支援や、必要な助言・指導等を継続的に行っていく。

表　添田町の文化財の保存・活用に関わる団体の一覧

名称	主な活動エリア	活動概要
郷土史会	町全体	添田町の歴史・文化の調査・情報発信、郷土史誌そえだの刊行
上落合須佐神社獅子楽保存会	落合	上落合集落の獅子楽の継承、毎年５月上旬に奉納
下落合獅子楽保存会	落合	下落合集落の獅子楽の継承、毎年５月上旬に奉納
津野神楽保存会	津野	津野集落の神楽の継承、毎年５月上旬に奉納
野田獅子楽保存会	野田	野田集落の獅子楽の継承、毎年５月中旬に奉納
英彦山神輿を担ぐ会	英彦山	英彦山神幸祭の神輿担ぎの継承、毎年４月中旬の土日に奉納
彦山踊り保存会	英彦山	彦山踊りの継承

■新旧対照表

様式2

新	旧
（P156）	（P156）

新

２．重点区域に関する事項

（１）文化財の保存・活用の現状と今後の具体的な計画

重点区域内には、国指定文化財が６件、県指定文化財が７件、町指定文化財が４件の合計17件の有形・無形の指定文化財が存在する。これらの指定文化財は、文化財保護法や福岡県文化財保護条例、添田町文化財保護条例の他、関連法令に基づき、これまで保護の為の措置が講じられてきた。

有形文化財について、重要文化財の中島家住宅は、保存活用計画を策定し、計画的な保護を図る。

未指定の文化財について、英彦山神宮参道に立地する宿坊や添田本町に立地する伝統家屋等の有形文化財は損傷が進行していることから、歴史的風致形成建造物に指定の上、修理を実施するとともに、町指定文化財等の指定等を検討する。また、地域に根付く伝統行事等の無形民俗文化財は、担い手育成を視野に入れた活動団体への支援を実施する。古文書も損傷が進行していることから、後世に継承するための補修を行い、デジタルデータ化を行う。

【中島家住宅保存活用計画策定事業】（平成 26 年度）
重要文化財である町所有の中島家住宅について、文化財調査を実施の上、文化財の公開活用に向けた保存活用計画を策定する。

【民俗芸能文化財等伝承支援事業】（平成 27 年度～平成 35 年度）
歴史的風致に関わる神幸祭などの民俗祭礼や伝統的な神楽等の芸能活動を行っている団体に対して、その活動の維持や後継者育成のための経費の一部を助成する。

【歴史的古文書保存活用事業】（平成 28 年度～平成 35 年度）
文化財に指定されていない古文書等の文化遺産について、後世に継承するため補修を行うとともに、それを活用するためデジタルデータ化を行う。

（２）文化財の修理・整備に関する具体的な計画

重点区域内において修理が必要な有形文化財は、重要文化財である中島家住宅、町指定文化財である中村家住宅の他、未指定文化財も多く存在している。これらの文化財は、経年劣化による外壁等のき損が進行しており、滅失の恐れにつながることから、早急に修理事業を行う必要がある。

そのため、文化財の価値を損ねないよう過去の改変履歴や調査記録等の活用と、新たな調査研究に基づき、文化財保護法や福岡県文化財保護条例、添田町文化財保護条例の現状変更等の許可制度に適合させ修理を行う。未指定の有形文化財である建造物は、所有者等と協議を行い歴史的風致形成建造物として指定の上、修理や活用等に係る費用に対して支援する。

【英彦山神宮参道保存整備事業】（平成 29 年度～平成 31 年度）
英彦山神宮参道について、石段や石垣、石塔等の工作物は、経年劣化による損傷が進行していることから、保存整備を実施する。

旧

２．重点区域に関する事項

（１）文化財の保存・活用の現状と今後の具体的な計画

重点区域内には、国指定文化財が６件、県指定文化財が７件、町指定文化財が４件の合計17件の有形・無形の指定文化財が存在する。これらの指定文化財は、文化財保護法や福岡県文化財保護条例、添田町文化財保護条例の他、関連法令に基づき、これまで保護の為の措置が講じられてきた。

有形文化財について、重要文化財の中島家住宅や町指定文化財の中村家住宅は、保存活用計画を策定し、計画的な保護を図る。

未指定の文化財について、英彦山神宮参道に立地する宿坊や添田本町に立地する伝統家屋等の有形文化財は損傷が進行していることから、歴史的風致形成建造物に指定の上、修理を実施するとともに、町指定文化財等の指定等を検討する。また、地域に根付く伝統行事等の無形民俗文化財は、担い手育成を視野に入れた活動団体への支援を実施する。古文書も損傷が進行していることから、後世に継承するための補修を行い、デジタルデータ化を行う。

【中島家住宅保存活用計画策定事業】（平成 26 年度）
重要文化財である町所有の中島家住宅について、文化財調査を実施の上、文化財の公開活用に向けた保存活用計画を策定する。

【中村家住宅保存活用計画策定事業】（平成 26 年度）
町指定文化財である町所有の中村家住宅について、文化財調査を実施の上、文化財の公開活用に向けた保存活用計画を策定する。

【民俗芸能文化財等伝承支援事業】（平成 27 年度～平成 35 年度）
歴史的風致に関わる神幸祭などの民俗祭礼や伝統的な神楽等の芸能活動を行っている団体に対して、その活動の維持や後継者育成のための経費の一部を助成する。

【歴史的古文書保存活用事業】（平成 28 年度～平成 35 年度）
文化財に指定されていない古文書等の文化遺産について、後世に継承するため補修を行うとともに、それを活用するためデジタルデータ化を行う。

（２）文化財の修理・整備に関する具体的な計画

重点区域内において修理が必要な有形文化財は、重要文化財である中島家住宅、町指定文化財である中村家住宅の他、未指定文化財も多く存在している。これらの文化財は、経年劣化による外壁等のき損が進行しており、滅失の恐れにつながることから、早急に修理事業を行う必要がある。

そのため、文化財の価値を損ねないよう過去の改変履歴や調査記録等の活用と、新たな調査研究に基づき、文化財保護法や福岡県文化財保護条例、添田町文化財保護条例の現状変更等の許可制度に適合させ修理を行う。未指定の有形文化財である建造物は、所有者等と協議を行い歴史的風致形成建造物として指定の上、修理や活用等に係る費用に対して支援する。

■新旧対照表

様式2

新	旧
（P157）	（P157）

【中島家住宅保存修理事業、中島家住宅活用整備事業】（平成 27 年度～平成 31 年度）
重要文化財である町所有の中島家住宅について、策定した保存活用計画に基づき保存や公開活用の為の整備を実施する。

【中村家住宅保存活用整備事業】（平成 29 年度～平成 31 年度）
町指定文化財である町所有の中村家住宅について、保存や公開活用の為の整備を実施する。

【英彦山区域歴史的風致形成建造物修理事業、添田本町等区域歴史的風致形成建造物修理事業】（平成 28 年度～平成 35 年度）
歴史的風致形成建造物指定方針に基づき、歴史的風致形成建造物と指定された建造物において、個人（団体）が実施する修理・活用等に係る費用の一部を助成する。

（3）文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画

重点区域内に立地する文化財の保存や情報発信をする施設は、英彦山に係る文化財等の保存、情報発信をする英彦山修験道館があるものの、添田本町の神幸祭等の情報発信を行う施設はない。また、重点区域内に分布する文化財は、文化財としての価値を説明する案内板の老朽化や未設置等により、ガイダンス機能が不十分な状況にある。また、駐車場やトイレ等の便益施設が未設置等により、来訪者をもてなす環境が不十分な状況にある。

英彦山門前町においては英彦山神宮への参詣者などで賑わっていたが、信仰心の薄れから徐々に参詣者が減少してきており、減少に歯止めをかけるために、英彦山修験道館やスロープカーの整備などの対策を講じてきた。しかし、抜本的な対策には至っておらず、また、周遊路として整備されていないため、各施設が孤立しており、若年者に魅力を感じられていないため、結果的に観光客の減少にもつながっている。

そのため、歴史的風致に係る神幸祭等の情報を発信するため、中島家住宅や中村家住宅等を活用した情報発信のための機能の導入を検討する。また、重点区域内における文化財の説明板等の整備を行うとともに、総合案内板や誘導サイン等を設置することで、ガイダンス機能を向上させる。中島家住宅をはじめとして、駐車場やトイレ等の便益施設が整備されていない文化財においては、便益施設を整備し、来訪者をもてなす環境を向上させる。

また、英彦山門前町の一体的な魅力を発信する周遊路の整備を検討するなど再興を図るための計画を策定する。

【案内板等デザイン方針策定事業、案内板等整備事業】（平成 26 年度～平成 35 年度）
周遊路としての一体感を創出するため、町が新規設置する誘導サイン・案内板等のデザイン方針を策定する。また、老朽化した案内板等の取替えを実施するとともに、未設置である歴史的建造物等に対して、案内板等を設置する。併せて交通結節点等に総合案内板や誘導サイン等を設置する。

【中島家住宅保存活用計画策定事業、中島家住宅活用整備事業】（平成 26 年度～平成 31 年度）
重要文化財である町所有の中島家住宅について、駐車場やトイレ等の便益施設を整備するとともに、地域住民が活用するコミュニティ施設を整備する。

【英彦山神宮参道保存整備事業】（平成 29 年度～平成 31 年度）
英彦山神宮参道について、石段や石垣、石塔等の工作物は、経年劣化による損傷が進行していることから、保存整備を実施する。

【中島家住宅保存修理事業、中島家住宅活用整備事業】（平成 27 年度～平成 28 年度）
重要文化財である町所有の中島家住宅について、策定した保存活用計画に基づき保存や公開活用の為の整備を実施する。

【中村家住宅保存活用整備事業】（平成 27 年度～平成 28 年度）
町指定文化財である町所有の中村家住宅について、策定した保存活用計画に基づき保存や公開活用の為の整備を実施する。

【英彦山区域歴史的風致形成建造物修理事業、添田本町等区域歴史的風致形成建造物修理事業】（平成 28 年度～平成 35 年度）
歴史的風致形成建造物指定方針に基づき、歴史的風致形成建造物と指定された建造物において、個人（団体）が実施する修理・活用等に係る費用の一部を助成する。

（3）文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画

重点区域内に立地する文化財の保存や情報発信をする施設は、英彦山に係る文化財等の保存、情報発信をする英彦山修験道館があるものの、添田本町の神幸祭等の情報発信を行う施設はない。また、重点区域内に分布する文化財は、文化財としての価値を説明する案内板の老朽化や未設置等により、ガイダンス機能が不十分な状況にある。また、駐車場やトイレ等の便益施設が未設置等により、来訪者をもてなす環境が不十分な状況にある。

そのため、歴史的風致に係る神幸祭等の情報を発信するため、中島家住宅や中村家住宅等を活用した情報発信のための機能の導入を検討する。また、重点区域内における文化財の説明板等の整備を行うとともに、総合案内板や誘導サイン等を設置することで、ガイダンス機能を向上させる。中島家住宅をはじめとして、駐車場やトイレ等の便益施設が整備されていない文化財においては、便益施設を整備し、来訪者をもてなす環境を向上させる。

【案内板等デザイン方針策定事業、案内板等整備事業】（平成 26 年度～平成 29 年度）
周遊路としての一体感を創出するため、町が新規設置する誘導サイン・案内板等のデザイン方針を策定する。また、老朽化した案内板等の取替えを実施するとともに、未設置である歴史的建造物等に対して、案内板等を設置する。併せて交通結節点等に総合案内板や誘導サイン等を設置する。

【中島家住宅保存活用計画策定事業、中島家住宅活用整備事業】（平成 27 年度～平成 28 年度）
重要文化財である町所有の中島家住宅について、策定した保存活用計画に基づき、駐車場やトイレ等の便益施設を整備するとともに、地域住民が活用するコミュニティ施設を整備する。

■新旧対照表

様式2

新	旧
（P158）	（P158）

新

【中村家住宅保存活用整備事業】（平成 29 年度～平成 31 年度）
町指定文化財である町所有の中村家住宅について、添田本町神幸祭や岩石城等の地域の歴史や文化財等に関する情報発信を行う機能の導入とともに、トイレ等の便益施設を整備する。

【英彦山地区再興整備方針策定事業】（平成 27 年度～平成 28 年度）
英彦山門前町全体において、来訪者のニーズの把握や現有公共施設の利活用、各施設の周遊性の向上、参詣者や観光客の誘導等の総合的な検討を行い、英彦山門前町全体の観光や地域住民と来訪者等の交流を促すための施設整備の方針を策定する。

（4）文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画

重点区域「英彦山地区」は、その大部分が耶馬日田英彦山国定公園に指定されており、重要文化財である英彦山神宮奉幣殿や銅鳥居等の周辺は第１種特別地域に指定され、豊かな自然の保全が図られているものの、歴史的環境を阻害している要素が見受けられる。

そのため、英彦山神宮参道においては、歴史的環境にそぐわない派手な色の消火設備や水道パイプが設置されている環境の改善、英彦山体育館の解体・取り壊しと展望所の整備を図るとともに、スロープカー花駅（旧英彦山小学校）の外観について、周囲の景観と調和を図るための修景整備を実施する。

重点区域「添田本町等区域」内は、岩石城が立地していた岩石山の山麓を活かして添田公園が開園されたが、散策路の一部が未整備となっている。そのため、既存の散策路を再整備するとともに、未整備の散策路の整備を実施する。

また、文化財の周遊路として添田町全体の一体感を創出せさるため、誘導サインや施設説明版のデザインの統一性を図るための公共サインのデザイン方針を策定し、それに基づいた整備を実施する。

【英彦山神宮参道修景整備事業】（平成 29 年度～平成 31 年度）
町道英彦山線である英彦山神宮参道において、歴史的景観を乱している消火設備を、周囲の景観と調和させるための整備を行うとともに、水道パイプの地中化を行う。また、歴史的景観と調和したデザインの街灯へ順次取り換えを行う。

【眺望広場整備事業】（平成 29 年度～平成 31 年度）
現在活用されていない英彦山体育館について、解体・取り壊しを行い、麓からの眺望景観の改善と英彦山からの眺望を望める展望所として、案内板やベンチを設置した広場や駐車場を整備する。

【公共施設修景整備事業】（平成 29 年度～平成 30 年度）
スロープカー花駅（旧英彦山小学校校舎）の外観について、周辺景観に配慮した修景整備を行う。

158 第５章　文化財の保存及び活用に関する事項

旧

【中村家住宅保存活用整備事業】（平成 27 年度～平成 28 年度）
町指定文化財である町所有の中村家住宅について、策定した保存活用計画に基づき、添田本町神幸祭や岩石城等の地域の歴史や文化財等に関する情報発信を行う機能の導入とともに、トイレ等の便益施設を整備する。

（4）文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画

重点区域「英彦山地区」内は、その大部分が耶馬日田英彦山国定公園に指定されており、重要文化財である英彦山神宮奉幣殿や銅鳥居等の周辺は第１種特別地域に指定され、豊かな自然の保全が図られているものの、歴史的環境を阻害している要素が見受けられる。

そのため、英彦山神宮参道においては、歴史的環境にそぐわない派手な色の消火設備や水道パイプが設置されている環境の改善、英彦山体育館の解体・取り壊しと展望所の整備を図るとともに、スロープカー花駅（旧英彦山小学校）の外観について、周囲の景観と調和を図るための修景整備を実施する。

重点区域「添田本町等区域」内は、岩石城が立地していた岩石山の山麓を活かして添田公園が開園されたが、散策路の一部が未整備となっている。そのため、既存の散策路を再整備するとともに、未整備の散策路の整備を実施する。

また、文化財の周遊路として添田町全体の一体感を創出せさるため、誘導サインや施設説明版のデザインの統一性を図るための公共サインのデザイン方針を策定し、それに基づいた整備を実施する。

【英彦山神宮参道修景整備事業】（平成 29 年度～平成 31 年度）
町道英彦山線である英彦山神宮参道において、歴史的景観を乱している消火設備を、周囲の景観と調和させるための整備を行うとともに、水道パイプの地中化を行う。また、歴史的景観と調和したデザインの街灯へ順次取り換えを行う。

【眺望広場整備事業】（平成 26 年度～平成 27 年度）
現在活用されていない英彦山体育館について、解体・取り壊しを行い、麓からの眺望景観の改善と英彦山からの眺望を望める展望所として、案内板やベンチを設置した広場や駐車場を整備する。

【公共施設修景整備事業】（平成 27 年度）
スロープカー花駅（旧英彦山小学校校舎）の外観について、周辺景観に配慮した修景整備を行う。

【添田公園整備事業】（平成 31 年度～平成 32 年度）
岩石城が立地していた岩石山麓の山谷林泉の美しさを活かして開園した添田公園について、散策路の再整備とともに未整備となっている散策路の整備を行う。

158 第５章　文化財の保存及び活用に関する事項

■新旧対照表

様式2

新	旧
（P159）	（P159）

新

【添田公園整備事業】（平成 31 年度～平成 32 年度）
岩石城が立地していた岩石山麓の山谷林泉の美しさを活かして開園した添田公園について、散策路の再整備とともに未整備となっている散策路の整備を行う。

【案内板等デザイン方針策定事業、案内板等整備事業】（平成 26 年度～平成 35 年度）
町が新規設置するサインのデザインを統一し、周遊路としての一体感を創出するため、案内板等のデザイン方針を策定する。また、老朽化した案内板等の取替えを実施するとともに、未設置である歴史的建造物等について、案内板等を設置する。併せて交通結節点等に総合案内板や誘導サイン等を設置する。

（５）文化財の防災に関する具体的な計画

重点区域内に立地する重要文化財の中島家住宅は、老朽化によるき損の進行とともに、江戸時代の建物であることから、耐震性に課題がある。
そのため、耐震診断を実施するとともに、その結果に基づき耐震補強の実施を検討する。
また、美術工芸品等の有形文化財が盗難にあわないよう所有者への意識啓発に努める等、町全体の方針に従い取り組む。

【中島家住宅保存修理事業】（平成 27 年度～平成 31 年度）
重要文化財である町所有の中島家住宅について、耐震診断を実施し、その結果に基づく耐震補強の実施を検討する。

（６）文化財の保存・活用の普及・啓発に関する具体的な計画

重点区域内に分布する文化財の普及・啓発に係る取組みを推進することは、歴史的風致を維持向上させる上でも重要である。
そのため、訪れる人々の周遊を促すため、文化財を結びつける観光マップを作成し配布する。また、町民内外の方への普及啓発イベントを実施するとともに、無形民俗文化財の将来の担い手である児童・生徒に対し、添田町の歴史や文化財に係る授業を実施するなど、愛着を育むための取組みを推進する。

【添田本町・岩石山・添田公園周遊マップ作製事業】（平成 27 年度）
岩石城とその城下町として整備された町割りにある中島家住宅（重要文化財）と中村家住宅（町指定文化財）をはじめ、岩石城と添田本町、添田公園を一つの周遊路として捉え、ガイドブックと観光マップを作製する。

【児童・生徒に対する意識向上推進事業】（平成 27 年度～平成 35 年度）
後世への伝承者である児童・生徒に対し、町内の小・中学校と協力しながら、添田町の歴史や歴史文化遺産に関する授業に取組むため、テキストを作成するとともに、授業への学芸員等の派遣、文化財の現地見学等の本町の歴史文化への意識向上に資する取組みを実施する。

旧

【案内板等デザイン方針策定事業、案内板等整備事業】（平成 26 年度～平成 29 年度）
町が新規設置するサインのデザインを統一し、周遊路としての一体感を創出するため、案内板等のデザイン方針を策定する。また、老朽化した案内板等の取替えを実施するとともに、未設置である歴史的建造物等について、案内板等を設置する。併せて交通結節点等に総合案内板や誘導サイン等を設置する。

（５）文化財の防災に関する具体的な計画

重点区域内に立地する重要文化財の中島家住宅は、老朽化によるき損の進行とともに、江戸時代の建物であることから、耐震性に課題がある。
そのため、耐震診断を実施するとともに、その結果に基づき耐震補強の実施を検討する。
また、美術工芸品等の有形文化財が盗難にあわないよう所有者への意識啓発に努める等、町全体の方針に従い取り組む。

【中島家住宅保存修理事業】（平成 27 年度～平成 28 年度）
重要文化財である町所有の中島家住宅について、耐震診断を実施し、その結果に基づく耐震補強の実施を検討する。

（６）文化財の保存・活用の普及・啓発に関する具体的な計画

重点区域内に分布する文化財の普及・啓発に係る取組みを推進することは、歴史的風致を維持向上させる上でも重要である。
そのため、訪れる人々の周遊を促すため、文化財を結びつける観光マップを作成し配布する。また、町民内外の方への普及啓発イベントを実施するとともに、無形民俗文化財の将来の担い手である児童・生徒に対し、添田町の歴史や文化財に係る授業を実施するなど、愛着を育むための取組みを推進する。

【添田本町・岩石山・添田公園周遊マップ作製事業】（平成 26 年度）
岩石城とその城下町として整備された町割りにある中島家住宅（重要文化財）と中村家住宅（町指定文化財）をはじめ、岩石城と添田本町、添田公園を一つの周遊路として捉え、ガイドブックと観光マップを作製する。

【児童・生徒に対する意識向上推進事業】（平成 27 年度～平成 35 年度）
後世への伝承者である児童・生徒に対し、町内の小・中学校と協力しながら、添田町の歴史や歴史文化遺産に関する授業に取組むため、テキストを作成するとともに、授業への学芸員等の派遣、文化財の現地見学等の本町の歴史文化への意識向上に資する取組みを実施する。

【普及啓発イベント事業】（平成 26 年度～平成 35 年度）
本町に点在する歴史文化遺産を活かしたまちづくりや歴史的風致維持向上計画の推進のため、勉強会や講演会等の普及啓発のためのイベントを開催する。

■新旧対照表

様式2

新	旧
（P161）	（P161）

第６章　歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

１．歴史的風致維持向上施設の整備・管理の基本的な考え方

本計画における歴史的風致維持向上施設は、地域における歴史的風致の維持及び向上に寄与する公共施設等を指し、歴史的風致維持向上施設の整備と適切な管理を行うことにより、歴史的風致の維持向上を図る。

歴史的風致維持向上施設の整備は、歴史的風致を構成する建造物の保存や整備、歴史的風致の維持向上に資する環境の維持・形成、歴史的風致の認識を向上させる事業等を実施する。事業の実施に際しては、施設やその周辺の歴史的背景を十分に調査するとともに周辺の景観に配慮した整備を行うこととし、関係機関と十分な協議調整をした上で整備を行う。また、整備を行った施設は、積極的な公開・活用を行い歴史的風致の維持向上を図る。

歴史的風致維持向上施設の維持管理は、施設の所有者や関係課などと十分な協議・調整の上、今後も適切な維持管理に努める。また、地域住民や関連団体等との連携による維持管理にも取り組むこととし、必要に応じて、所有者等に対して指導・助言を行うこととする。

上記の基本的な考え方に基づき、以下の事業を推進する。

ア　歴史的風致を構成する建造物の保存や整備に関する事業

英彦山神宮門前町や添田本町をはじめ、重点区域内に点在する歴史的風致を構成する建造物が損なわれないよう、適切な維持管理とともに必要な修理を行う。また、これらの建造物を整備し、活用することにより、歴史的風致の維持向上を図る。

【事業一覧】

1．英彦山神宮参道保存整備事業（平成 29 年度～平成 31 年度）
2．中島家住宅保存活用計画策定事業（平成 26 年度）
3．中島家住宅保存修理事業（平成 27 年度～平成 31 年度）
4．中島家住宅活用整備事業（平成 27 年度～平成 31 年度）
5．中村家住宅保存活用整備事業（平成 29 年度～平成 31 年度）
6．英彦山区域歴史的風致形成建造物修理事業（平成 28 年度～平成 35 年度）
7．添田本町等区域歴史的風致形成建造物修理事業（平成 28 年度～平成 35 年度）

イ　歴史的風致の維持向上に資する環境の維持・形成に関する事業

英彦山神宮門前町や添田本町をはじめ、重点区域内の歴史的環境や周囲の豊かな自然景観等が損なわれないよう、必要な事業を実施することで、環境の維持・形成を図る。

【事業一覧】

8．添田公園整備事業（平成 31 年度～平成 32 年度）
9．公共施設修景整備事業（平成 29 年度～平成 30 年度）
10．眺望広場整備事業（平成 29 年度～平成 31 年度）
11．英彦山神宮参道修景整備事業（平成 29 年度～平成 31 年度）

第６章　歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

１．歴史的風致維持向上施設の整備・管理の基本的な考え方

本計画における歴史的風致維持向上施設は、地域における歴史的風致の維持及び向上に寄与する公共施設等を指し、歴史的風致維持向上施設の整備と適切な管理を行うことにより、歴史的風致の維持向上を図る。

歴史的風致維持向上施設の整備は、歴史的風致を構成する建造物の保存や整備、歴史的風致の維持向上に資する環境の維持・形成、歴史的風致の認識を向上させる事業等を実施する。事業の実施に際しては、施設やその周辺の歴史的背景を十分に調査するとともに周辺の景観に配慮した整備を行うこととし、関係機関と十分な協議調整をした上で整備を行う。また、整備を行った施設は、積極的な公開・活用を行い歴史的風致の維持向上を図る。

歴史的風致維持向上施設の維持管理は、施設の所有者や関係課などと十分な協議・調整の上、今後も適切な維持管理に努める。また、地域住民や関連団体等との連携による維持管理にも取り組むこととし、必要に応じて、所有者等に対して指導・助言を行うこととする。

上記の基本的な考え方に基づき、以下の事業を推進する。

ア　歴史的風致を構成する建造物の保存や整備に関する事業

英彦山神宮門前町や添田本町をはじめ、重点区域内に点在する歴史的風致を構成する建造物が損なわれないよう、適切な維持管理とともに必要な修理を行う。また、これらの建造物を整備し、活用することにより、歴史的風致の維持向上を図る。

【事業一覧】

1．英彦山神宮参道保存整備事業（平成 29 年度～平成 31 年度）
2．中島家住宅保存活用計画策定事業（平成 26 年度）
3．中島家住宅保存修理事業（平成 27 年度～平成 28 年度）
4．中島家住宅活用整備事業（平成 27 年度～平成 28 年度）
5．中村家住宅保存活用計画策定事業（平成 26 年度）
6．中村家住宅保存活用整備事業（平成 27 年度～平成 28 年度）
7．英彦山区域歴史的風致形成建造物修理事業（平成 28 年度～平成 35 年度）
8．添田本町等区域歴史的風致形成建造物修理事業（平成 28 年度～平成 35 年度）

イ　歴史的風致の維持向上に資する環境の維持・形成に関する事業

英彦山神宮門前町や添田本町をはじめ、重点区域内の歴史的環境や周囲の豊かな自然景観等が損なわれないよう、必要な事業を実施することで、環境の維持・形成を図る。

【事業一覧】

9．添田公園整備事業（平成 31 年度～平成 32 年度）
10．公共施設修景整備事業（平成 27 年度）
11．眺望広場整備事業（平成 26 年度～平成 27 年度）
12．英彦山神宮参道修景整備事業（平成 29 年度～平成 31 年度）

■新旧対照表

様式2

新	旧
（P162） ウ　歴史的風致の認識の向上に関する事業 歴史的建造物の情報を発信するための説明板や案内板、誘導サイン等の公共サインの設置、観光マップの作成・配布を行うことにより、町民や観光客等の歴史的風致の認識の向上を図る。 【事業一覧】 12. 英彦山地区再興整備方針策定事業（平成 27 年度～平成 28 年度） 13. 案内板等デザイン方針策定事業（平成 26 年度） 14. 案内板等整備事業（平成 27 年度～平成 35 年度） 15. 添田本町・岩石山・添田公園周遊マップ作製事業（平成 27 年度） 16. 普及啓発イベント事業（平成 26 年度～平成 35 年度） 17. 歴史的古文書保存活用事業（平成 28 年度～平成 35 年度） エ　歴史と伝統を反映した人々の活動の継承支援に関する事業 神幸祭や神楽等の地域に受け継がれている人々の活動を後世に残すため、これらの活動の担い手の育成支援や、保護団体への支援を行うことにより、活動の継承を図る。 【事業一覧】 18. 民俗芸能文化財等伝承支援事業（平成 27 年度～平成 35 年度） 19. まちづくり団体設立支援事業（平成 26 年度～平成 35 年度） 20. まちづくり団体育成支援事業（平成 27 年度～平成 35 年度） 21. 児童・生徒に対する意識向上推進事業（平成 27 年度～平成 35 年度） 162 第６章　歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項	（P162） ウ　歴史的風致の認識の向上に関する事業 歴史的建造物の情報を発信するための説明板や案内板、誘導サイン等の公共サインの設置、観光マップの作成・配布を行うことにより、町民や観光客等の歴史的風致の認識の向上を図る。 【事業一覧】 13. 案内板等デザイン方針策定事業（平成 26 年度） 14. 案内板等整備事業（平成 27 年度～平成 29 年度） 15. 添田本町・岩石山・添田公園周遊マップ作製事業（平成 26 年度） 16. 普及啓発イベント事業（平成 26 年度～平成 35 年度） 17. 歴史的古文書保存活用事業（平成 28 年度～平成 35 年度） エ　歴史と伝統を反映した人々の活動の継承支援に関する事業 神幸祭や神楽等の地域に受け継がれている人々の活動を後世に残すため、これらの活動の担い手の育成支援や、保護団体への支援を行うことにより、活動の継承を図る。 【事業一覧】 18. 民俗芸能文化財等伝承支援事業（平成 27 年度～平成 35 年度） 19. まちづくり団体設立支援事業（平成 26 年度～平成 35 年度） 20. まちづくり団体育成支援事業（平成 27 年度～平成 35 年度） 21. 児童・生徒に対する意識向上推進事業（平成 27 年度～平成 35 年度） 162 第６章　歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

■新旧対照表

様式2

新	旧
（P163）	（P163）

2．歴史的風致維持向上施設の整備・管理に関する事業

歴史的風致維持向上施設の整備・管理の基本的な考え方に基づき、計画期間内に実施する事業は以下のとおりである。

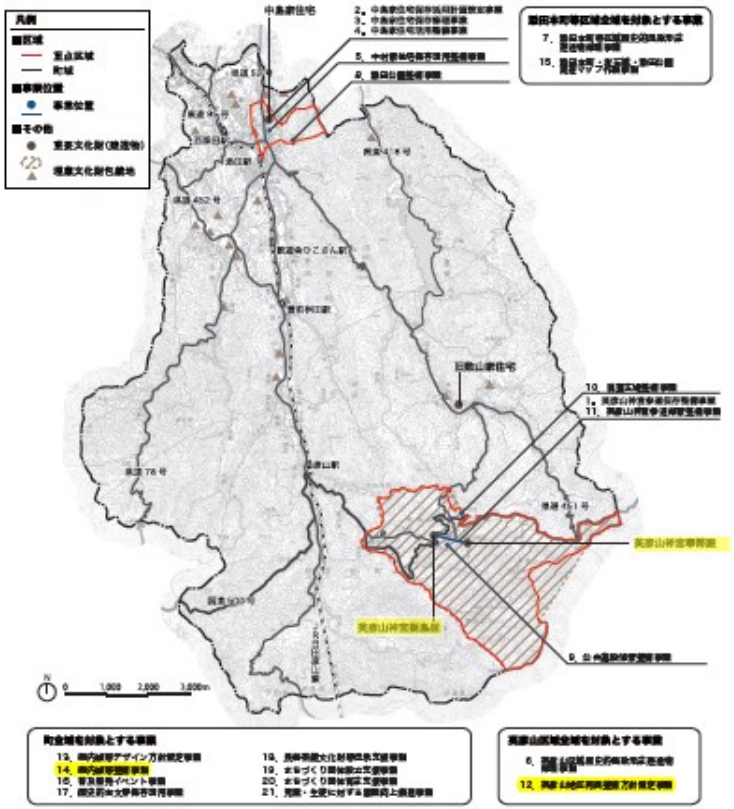

図　歴史的風致維持向上施設に係る事業位置

2．歴史的風致維持向上施設の整備・管理に関する事業

歴史的風致維持向上施設の整備・管理の基本的な考え方に基づき、計画期間内に実施する事業は以下のとおりである。

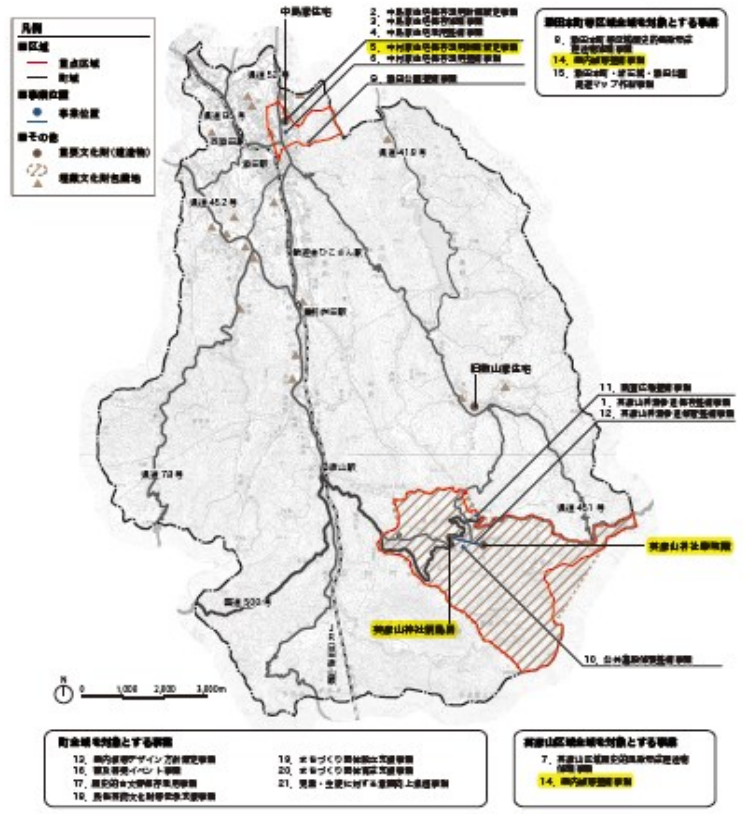

図　歴史的風致維持向上施設に係る事業位置

第６章　歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項　163

■新旧対照表

様式2

新

（P165）

事業 No. 事業名	2．中島家住宅保存活用計画策定事業
整備主体	添田町
支援事業名	文化財建造物等を活用した地域活性化事業
事業期間	平成 26 年度
事業位置	大字添田

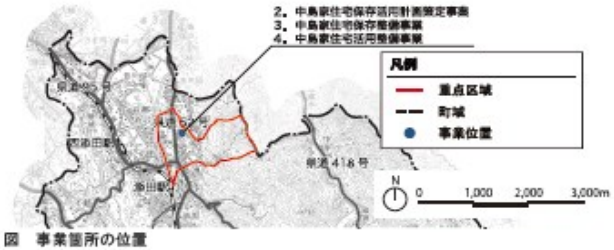

図　事業箇所の位置

事業概要	昭和 52 年 1 月に重要文化財に指定され、平成 25 年度に町が取得した中島家住宅は、損傷が進行しており、今後の保存修理及び公開活用を計画的に行うため、文化財調査を実施の上、保存活用計画を策定する。

中島家住宅（重要文化財）

敷地内の庭園

事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	重要文化財である中島家住宅は、昭和 58 ～ 60 年の保存修理により適切に保存されているものの、増築部分は、平成 10 年からの空き家化により損傷が進行しており、重要文化財としての価値を損ねている。 本事業の実施により、保存管理や環境保全、防災、活用を行うための計画がつくられ、計画的な保存活用が図られることで、日田道沿いの歴史的町並みが維持されるとともに、来訪者の歴史的風致に対する認識が高められることで歴史的風致の維持向上に寄与する。

旧

（P165）

事業 No. 事業名	2．中島家住宅保存活用計画策定事業
整備主体	添田町
支援事業名	町単独事業 ＊文化財建造物等を活用した地域活性化事業の活用を検討
事業期間	平成 26 年度
事業位置	大字添田

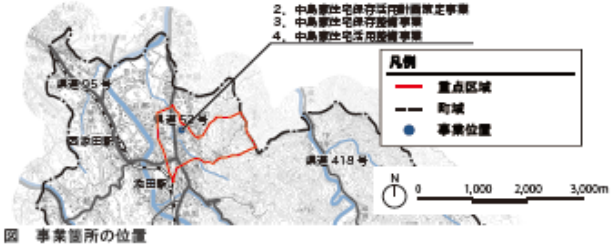

図　事業箇所の位置

事業概要	昭和 52 年 1 月に重要文化財に指定され、平成 25 年度に町が取得した中島家住宅は、損傷が進行しており、今後の保存修理及び公開活用を計画的に行うため、文化財調査を実施の上、保存活用計画を策定する。

中島家住宅（重要文化財）

敷地内の庭園

事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	重要文化財である中島家住宅は、昭和 58 ～ 60 年の保存修理により適切に保存されているものの、増築部分は、平成 10 年からの空き家化により損傷が進行しており、重要文化財としての価値を損ねている。 本事業の実施により、保存管理や環境保全、防災、活用を行うための計画がつくられ、計画的な保存活用が図られることで、日田道沿いの歴史的町並みが維持されるとともに、来訪者の歴史的風致に対する認識が高められることで歴史的風致の維持向上に寄与する。

■新旧対照表

様式2

新

（P166）

事業No. 事業名	3．中島家住宅保存修理事業
整備主体	添田町
支援事業名	町単独事業 ＊重要文化財（建造物・美術工芸品）修理、防災事業の活用を検討
事業期間	平成27年度～平成31年度
事業位置	大字添田
事業概要	重要文化財に指定されている主屋の保存修理を実施する。また、耐震診断を実施の上、必要に応じて耐震補強を実施する。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	重要文化財である中島家住宅は、昭和58～60年の保存修理により適切に保存されているものの、経年劣化による損傷が進行しており、重要文化財としての価値を損ねている。 本事業の実施により、計画的な保存修理が行われ、日田道沿いの歴史的町並みが維持されることで歴史的風致の維持向上に寄与する。

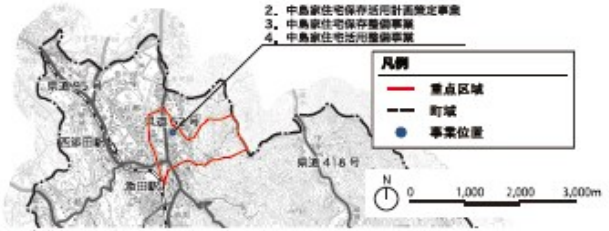

図　事業箇所の位置

主屋の玄関口の様子

主屋の内部空間の様子

旧

（P166）

事業No. 事業名	3．中島家住宅保存修理事業
整備主体	添田町
支援事業名	町単独事業 ＊重要文化財（建造物・美術工芸品）修理、防災事業の活用を検討
事業期間	平成27年度～平成28年度
事業位置	大字添田
事業概要	重要文化財に指定されている主屋の保存修理を実施する。また、耐震診断を実施の上、必要に応じて耐震補強を実施する。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	重要文化財である中島家住宅は、昭和58～60年の保存修理により適切に保存されているものの、経年劣化による損傷が進行しており、重要文化財としての価値を損ねている。 本事業の実施により、計画的な保存修理が行われ、日田道沿いの歴史的町並みが維持されることで歴史的風致の維持向上に寄与する。

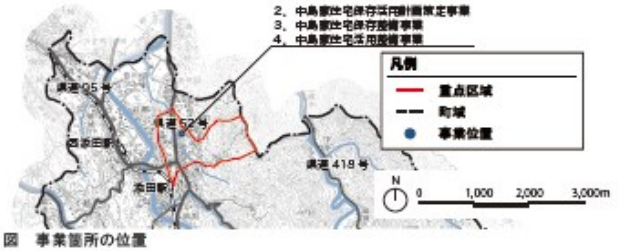

図　事業箇所の位置

主屋の玄関口の様子

主屋の内部空間の様子

■新旧対照表

様式2

新

（P167）

事業No. 事業名	4．中島家住宅活用整備事業
整備主体	添田町
支援事業名	町単独事業 ＊社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）の活用を検討
事業期間	平成27年度～平成31年度
事業位置	大字添田
事業概要	策定した保存活用計画に基づき、今後の公開活用に向けて、文化財に指定されていない蔵や庭園等の活用整備、駐車場等の便益施設の整備を実施する。 また、円滑な公開活用のために、施設説明板等の整備とパンフレットの作成も併せて行う。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	重要文化財である中島家住宅は、昭和52年1月に重要文化財に指定され、平成10年に空き家となり、平成25年度に町が取得したが、現在まで活用が図られていない。また、活用が図られていないため、日常的な維持管理が行き届かず損傷が進行している。増築部分は、平成10年からの空き家化により損傷が進行している。 本事業の実施により、計画的な活用整備が行われ、公開活用されることで日常的な維持管理も図られる。これにより、日田道沿いの歴史的町並みが維持されるとともに、来訪者の歴史的風致に対する認識が高められることで歴史的風致の維持向上に寄与する。

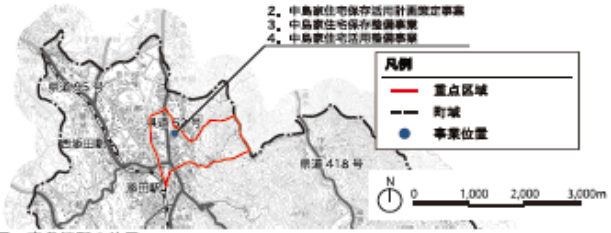

図　事業箇所の位置

中島家住宅の活用イメージ

旧

（P167）

事業No. 事業名	4．中島家住宅活用整備事業
整備主体	添田町
支援事業名	町単独事業 ＊社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）の活用を検討
事業期間	平成27年度～平成28年度
事業位置	大字添田
事業概要	策定した保存活用計画に基づき、今後の公開活用に向けて、文化財に指定されていない蔵や庭園等の活用整備、駐車場等の便益施設の整備を実施する。 また、円滑な公開活用のために、施設説明板等の整備とパンフレットの作成も併せて行う。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	重要文化財である中島家住宅は、昭和52年1月に重要文化財に指定され、平成10年に空き家となり、平成25年度に町が取得したが、現在まで活用が図られていない。また、活用が図られていないため、日常的な維持管理が行き届かず損傷が進行している。増築部分は、平成10年からの空き家化により損傷が進行している。 本事業の実施により、計画的な活用整備が行われ、公開活用されることで日常的な維持管理も図られる。これにより、日田道沿いの歴史的町並みが維持されるとともに、来訪者の歴史的風致に対する認識が高められることで歴史的風致の維持向上に寄与する。

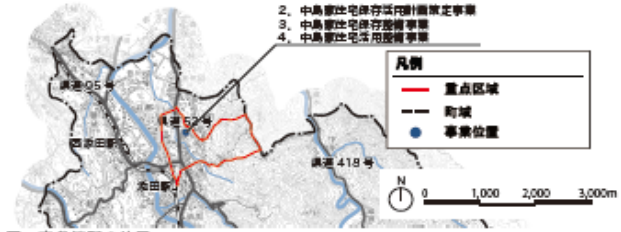

図　事業箇所の位置

中島家住宅の活用イメージ

■新旧対照表

様式2

新	旧
(−) 事業見直しにより削除	(P168) 事業 No. 事業名：5．中村家住宅保存活用計画策定事業 整備主体：添田町 支援事業名：町単独事業 ＊社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業の効果促進事業）の活用を検討 事業期間：平成 26 年度 事業位置：大字添田 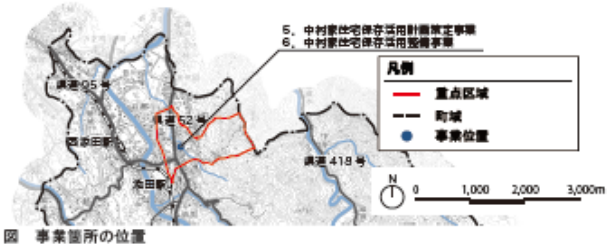 図　事業箇所の位置 事業概要：平成 23 年度に町が取得した町指定文化財である中村家住宅は、損傷が進行しており、今後の公開活用を計画的に行うため、文化財調査を実施の上、保存活用計画を策定する。 中村家住宅（町指定文化財） 内部の土間（店舗跡） 事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由：町指定文化財である中村家住宅は、平成 14 年から空き家となっており、平成 23 年に町が取得してからは換気や清掃を行っているものの、老朽化が著しく、雨漏り等により損傷が進行している。本事業の実施により、保存管理や環境保全、防災、公開活用を行うための計画がつくられ、計画的な保存活用が図られることで、日田道沿いの歴史的町並みが維持される。また、来訪者の歴史的風致に対する認識が高められることで歴史的風致の維持向上に寄与する。 168 第６章　歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

■新旧対照表

様式2

新

（P168）

事業No. 事業名	5．中村家住宅保存活用整備事業
整備主体	添田町
支援事業名	町単独事業 ＊社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）の活用を検討
事業期間	平成29年度～平成31年度
事業位置	大字添田

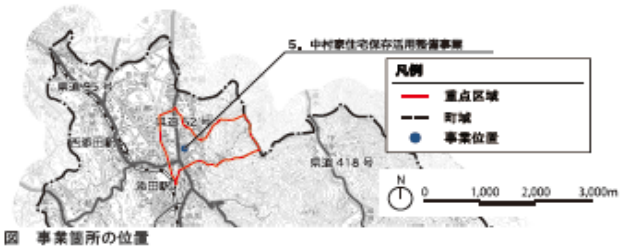

図　事業箇所の位置

事業概要	平成23年度に町が取得した町指定文化財である中村家住宅を、歴史的風致形成建造物に指定するとともに、保存修理や公開活用を図るための整備を実施する。 また、円滑な公開活用を図るために、施設説明板等の整備とパンフレットの作成も併せて行う。

中村家住宅の活用イメージ

損傷が進行している中村家住宅

事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	町指定文化財である中村家住宅は、平成14年から空き家となっており、平成23年に町が取得してからは換気や清掃を行っているものの、老朽化が著しく、雨漏り等により損傷が進行している。 本事業の実施により、計画的な保存活用整備が行われ、公開活用されることで日常的な維持管理も図られる。これにより、日田道沿いの歴史的町並みが維持されるとともに、来訪者の歴史的風致に対する認識が高められることで歴史的風致の維持向上に寄与する。

旧

（P169）

事業No. 事業名	6．中村家住宅保存活用整備事業
整備主体	添田町
支援事業名	町単独事業 ＊社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）の活用を検討
事業期間	平成27年度～平成28年度
事業位置	大字添田

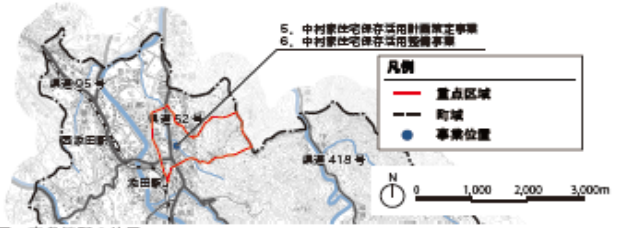

図　事業箇所の位置

事業概要	平成23年度に町が取得した町指定文化財である中村家住宅を、歴史的風致形成建造物に指定するとともに、策定した保存活用計画に基づき、保存修理や公開活用を図るための整備を実施する。 また、円滑な公開活用を図るために、施設説明板等の整備とパンフレットの作成も併せて行う。

中村家住宅の活用イメージ

損傷が進行している中村家住宅

事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	町指定文化財である中村家住宅は、平成14年から空き家となっており、平成23年に町が取得してからは換気や清掃を行っているものの、老朽化が著しく、雨漏り等により損傷が進行している。 本事業の実施により、計画的な保存活用整備が行われ、公開活用されることで日常的な維持管理も図られる。これにより、日田道沿いの歴史的町並みが維持されるとともに、来訪者の歴史的風致に対する認識が高められることで歴史的風致の維持向上に寄与する。

■新旧対照表

様式2

新

（P172）

事業No. 事業名	9．公共施設修景整備事業
整備主体	添田町
支援事業名	町単独事業 ＊社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）の活用を検討
事業期間	平成29年度～平成30年度
事業位置	スロープカー花駅（旧英彦山小学校）
事業概要	スロープカー花駅（旧英彦山小学校校舎）について、周辺景観と調和した材料・色彩で覆う等の修景整備を行う。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	参道沿道にあるスロープカー花駅（旧英彦山小学校）は、特徴的なデザインであるため周囲の景観を阻害している。 本事業の実施により、スロープカー花駅の外観が周囲の景観と調和が図られることで歴史的風致の維持向上に寄与する。

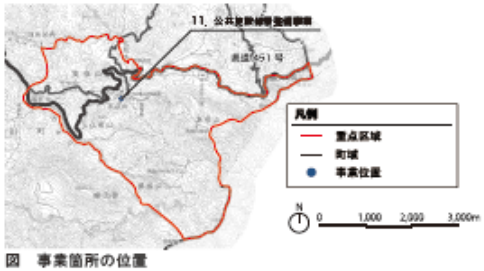

図　事業箇所の位置

スロープカー花駅

旧

（P173）

事業No. 事業名	10．公共施設修景整備事業
整備主体	添田町
支援事業名	町単独事業 ＊社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）の活用を検討
事業期間	平成27年度
事業位置	スロープカー花駅（旧英彦山小学校）
事業概要	スロープカー花駅（旧英彦山小学校校舎）について、周辺景観と調和した材料・色彩で覆う等の修景整備を行う。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	参道沿道にあるスロープカー花駅（旧英彦山小学校）は、特徴的なデザインであるため周囲の景観を阻害している。 本事業の実施により、スロープカー花駅の外観が周囲の景観と調和が図られることで歴史的風致の維持向上に寄与する。

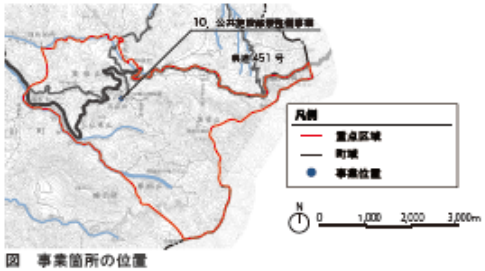

図　事業箇所の位置

スロープカー花駅

■新旧対照表

様式2

新

（P173）

事業 No. 事業名	10. 眺望広場整備事業
整備主体	添田町
支援事業名	町単独事業 ＊社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業の効果促進事業）及び社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）の活用を検討
事業期間	平成 29 年度～平成 31 年度
事業位置	英彦山体育館 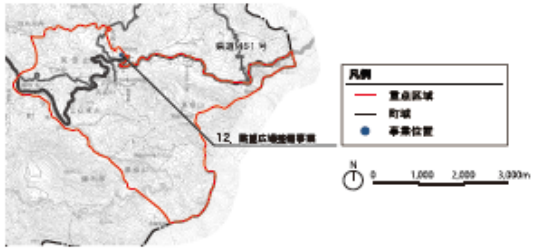 図　事業箇所の位置
事業概要	麓から英彦山を眺望した際の景観を改善するため、現在活用されていない英彦山体育館を解体・取り壊すとともに、英彦山からの展望を望める場として、ベンチ・駐車場を整備するとともに、案内板も併せて設置する。 英彦山体育館
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	英彦山体育館は、国道 500 号に隣接する昭和 59 年に建設された建物であるが、現在は使用されておらず、老朽化も進行している。また、英彦山体育館が立地していることで、麓から英彦山への良好な眺望が阻害されている。 本事業の実施により、英彦山への良好な眺望が確保されるとともに、英彦山の山容や自然環境を来訪者が眺められ、雄大な自然と歴史的建造物の調和した風情が醸し出されることで、歴史的風致の維持向上に寄与する。

旧

（P174）

事業 No. 事業名	11. 眺望広場整備事業
整備主体	添田町
支援事業名	町単独事業 ＊平成 26 年度：社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業の効果促進事業） 平成 27 年度：社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）の活用を検討
事業期間	平成 26 年度～平成 27 年度
事業位置	英彦山体育館 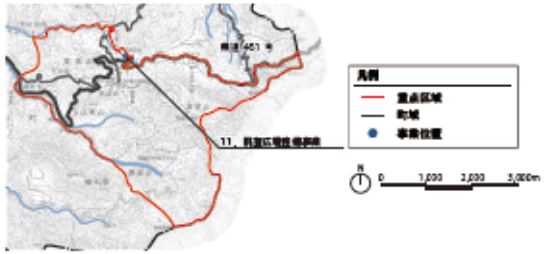 図　事業箇所の位置
事業概要	麓から英彦山を眺望した際の景観を改善するため、現在活用されていない英彦山体育館を解体・取り壊すとともに、英彦山からの展望を望める場として、ベンチ・駐車場を整備するとともに、案内板も併せて設置する。 英彦山体育館
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	英彦山体育館は、国道 500 号に隣接する昭和 59 年に建設された建物であるが、現在は使用されておらず、老朽化も進行している。また、英彦山体育館が立地していることで、麓から英彦山への良好な眺望が阻害されている。 本事業の実施により、英彦山への良好な眺望が確保されるとともに、英彦山の山容や自然環境を来訪者が眺められ、雄大な自然と歴史的建造物の調和した風情が醸し出されることで、歴史的風致の維持向上に寄与する。

■新旧対照表

様式2

新	旧
（P175）	（-）

ウ　歴史的風致の認識の向上に関する事業

事業 No. 事業名	12. 英彦山地区再興整備方針策定事業
整備主体	添田町
支援事業名	町単独事業 ＊社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業の効果促進事業）の活用を検討
事業期間	平成 27 年度～平成 28 年度
事業位置	大字英彦山
事業概要	英彦山門前町全体において、来訪者のニーズの把握や現有公共施設の利活用、各施設の周遊性の向上、参詣者や観光客の誘導等等の総合的な検討を行い、英彦山門前町全体の観光や地域住民と来訪者等の交流を促すための施設整備の方針を策定する。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	英彦山門前町は英彦山神宮への参詣者などで賑わっていたが、信仰心の薄れから徐々に参詣者が減少し、その対策として英彦山修験道館やスロープカーの整備などの対策を講じてきたが、抜本的な対策には至っておらず、周遊路として連動していない。周遊路として整備されていないため、各施設が孤立し、結果的に観光客の減少にもつながっている。 本事業の実施により、各施設の整備方針及び英彦山門前町の一体的な魅力を発信する周遊路の整備方針が策定され、それに基づく事業が実施されることにより、効率的かつ魅力的な周遊が図られ、来訪者が歴史的風致の体感をすることができるようになることで、歴史的風致の維持向上に寄与する。

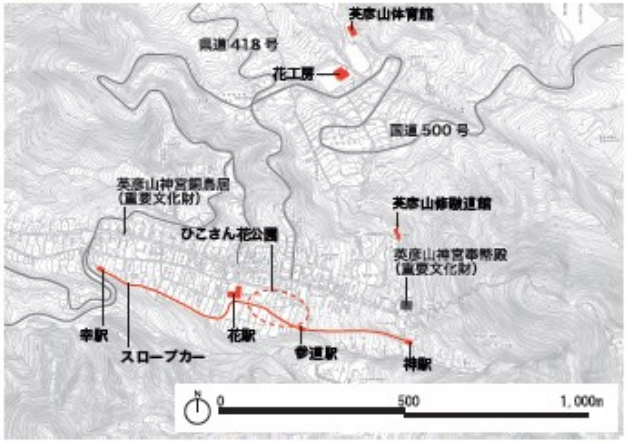

英彦山修験道館

スロープカー

新規事業の追加

■新旧対照表

様式2

新

（P176）

事業 No. 事業名	13. 案内板等デザイン方針策定事業
整備主体	添田町
支援事業名	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業の効果促進事業）
事業期間	平成 26 年度
事業位置	町全域
事業概要	町が新規設置するサインのデザインを統一し、周遊路としての一体感を創出するため、案内板等のデザイン方針を策定する。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	町内に設置されている説明板や案内板、誘導サイン等の公共サインについて、明確な指針がなく設置時期等の違いによりデザインが異なるため町としての一体感がなく、周囲の景観への配慮が欠けているため、歴史的な風情を阻害している。 本事業の実施により、今後設置される案内板や誘導サイン等のデザインが統一され、周遊路としての風情を醸し出すことで歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業 No. 事業名	14. 案内板等整備事業
整備主体	添田町
支援事業名	町単独事業 ＊社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）の活用を検討
事業期間	平成 27 年度～平成 35 年度
事業位置	重点区域全域
事業概要	歴史的建造物等の資源に設置されている案内板や誘導サインのうち、経年劣化等によりその機能を発揮できていない物を除去するとともに、未設置の資源も含めてデザイン方針に基づいた案内板等を設置する。併せて、交通結節点等に総合案内板を設置する。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	歴史的建造物等の説明板や案内板、誘導サイン等の公共サイン等は、経年劣化によりその機能を発揮できていない場合が多く、必要な場所に未設置となっていることにより、歴史的建造物等の認知がなされていない。 本事業の実施により、説明板や誘導サイン等が設置され、町内外問わず多くの人々の認知が高まることで歴史的風致の維持向上に寄与する。

旧

（P176）

ウ 歴史的風致の認識の向上に関する事業

事業 No. 事業名	13. 案内板等デザイン方針策定事業
整備主体	添田町
支援事業名	町単独事業 ＊社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業の効果促進事業）の活用を検討
事業期間	平成 26 年度
事業位置	町全域
事業概要	町が新規設置するサインのデザインを統一し、周遊路としての一体感を創出するため、案内板等のデザイン方針を策定する。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	町内に設置されている説明板や案内板、誘導サイン等の公共サインについて、明確な指針がなく設置時期等の違いによりデザインが異なるため町としての一体感がなく、周囲の景観への配慮が欠けているため、歴史的な風情を阻害している。 本事業の実施により、今後設置される案内板や誘導サイン等のデザインが統一され、周遊路としての風情を醸し出すことで歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業 No. 事業名	14. 案内板等整備事業
整備主体	添田町
支援事業名	町単独事業 ＊社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）の活用を検討
事業期間	平成 27 年度～平成 29 年度
事業位置	重点区域全域
事業概要	歴史的建造物等の資源に設置されている案内板や誘導サインのうち、経年劣化等によりその機能を発揮できていない物を除去するとともに、未設置の資源も含めてデザイン方針に基づいた案内板等を設置する。併せて、交通結節点等に総合案内板を設置する。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	歴史的建造物等の説明板や案内板、誘導サイン等の公共サイン等は、経年劣化によりその機能を発揮できていない場合が多く、必要な場所に未設置となっていることにより、歴史的建造物等の認知がなされていない。 本事業の実施により、説明板や誘導サイン等が設置され、町内外問わず多くの人々の認知が高まることで歴史的風致の維持向上に寄与する。

■新旧対照表

様式2

新

（P177）

事業No. 事業名	15. 添田本町・岩石山・添田公園周遊マップ作製事業
整備主体	添田町
支援事業名	町単独事業 ＊社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業の効果促進事業）の活用を検討
事業期間	平成 27 年度
事業位置	添田本町等区域全域
事業概要	岩石城跡の遺跡、その城下町として整備され添田手永の中心を成した町割りにある中島家住宅（重要文化財）や中村家住宅（町指定文化財）、添田公園を一つの周遊路として捉え、一体的な文化財・観光地巡りができるようガイドブックと観光マップを作製する。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	岩石城跡は、老若男女問わず比較的登りやすい岩石山の山頂に立地する史跡である。また、岩石城跡の遺跡や城下町として整備された添田本町に立地する中島家住宅や中村家住宅の存在をはじめ、添田本町等の形成に大きく寄与した背景の経緯はほとんど知られておらず、その情報を詳しく発信する媒体は現在ない。 本事業の実施により、添田公園とともに岩石山や中島家住宅、中村家住宅等を普及啓発する情報が発信されるとともに、周遊路としての一体感が創出され、町内外問わず多くの人々に認知が高まることで歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業No. 事業名	16. 普及啓発イベント事業
整備主体	添田町
支援事業名	町単独事業 ＊社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業の効果促進事業）の活用を検討
事業期間	平成 26 年度～平成 35 年度
事業位置	町全域
事業概要	本町に点在する歴史文化遺産を活かしたまちづくりや歴史的風致維持向上計画の推進のため、勉強会や講演会等の普及啓発のためのイベントを開催する。 講演会の様子
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	本町に点在する歴史文化遺産は、町外の方のみならず町民の認識も低下している。本事業の実施により、町民のみならず町外の方の歴史的風致の認識が向上することで歴史的風致の維持向上に寄与する。

旧

（P177）

事業No. 事業名	15. 添田本町・岩石山・添田公園周遊マップ作製事業
整備主体	添田町
支援事業名	町単独事業 ＊社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業の効果促進事業）の活用を検討
事業期間	平成 26 年度
事業位置	添田本町等区域全域
事業概要	岩石城跡の遺跡、その城下町として整備され添田手永の中心を成した町割りにある中島家住宅（重要文化財）や中村家住宅（町指定文化財）、添田公園を一つの周遊路として捉え、一体的な文化財・観光地巡りができるようガイドブックと観光マップを作製する。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	岩石城跡は、老若男女問わず比較的登りやすい岩石山の山頂に立地する史跡である。また、岩石城跡の遺跡や城下町として整備された添田本町に立地する中島家住宅や中村家住宅の存在をはじめ、添田本町等の形成に大きく寄与した背景の経緯はほとんど知られておらず、その情報を詳しく発信する媒体は現在ない。 本事業の実施により、添田公園とともに岩石山や中島家住宅、中村家住宅等を普及啓発する情報が発信されるとともに、周遊路としての一体感が創出され、町内外問わず多くの人々に認知が高まることで歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業No. 事業名	16. 普及啓発イベント事業
整備主体	民間団体
支援事業名	町単独事業 ＊社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業の効果促進事業）の活用を検討
事業期間	平成 26 年度～平成 35 年度
事業位置	町全域
事業概要	本町に点在する歴史文化遺産を活かしたまちづくりや歴史的風致維持向上計画の推進のため、勉強会や講演会等の普及啓発のためのイベントを開催する。 講演会の様子
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	本町に点在する歴史文化遺産は、町外の方のみならず町民の認識も低下している。本事業の実施により、町民のみならず町外の方の歴史的風致の認識が向上することで歴史的風致の維持向上に寄与する。

■新旧対照表

様式2

新	旧
（奥付） ひこちゃん　ゆずちゃん **添田町歴史的風致維持向上計画** 発　行　日　平成26年5月 変　更　日　平成27年3月 発行・編集　添田町　まちづくり課 〒824-0691 福岡県田川郡添田町大字添田2151 TEL　0947-82-1231（代表）　FAX　0947-82-2869 HP　https://www.town.soeda.fukuoka.jp/	（奥付） ひこちゃん　ゆずちゃん **添田町歴史的風致維持向上計画** 発　行　日　平成26年5月 発行・編集　添田町　まちづくり課 〒824-0691 福岡県田川郡添田町大字添田2151 TEL　0947-82-1231（代表）　FAX　0947-82-2869 HP　https://www.town.soeda.fukuoka.jp/

■新旧対照表

新

（概要版）

旧
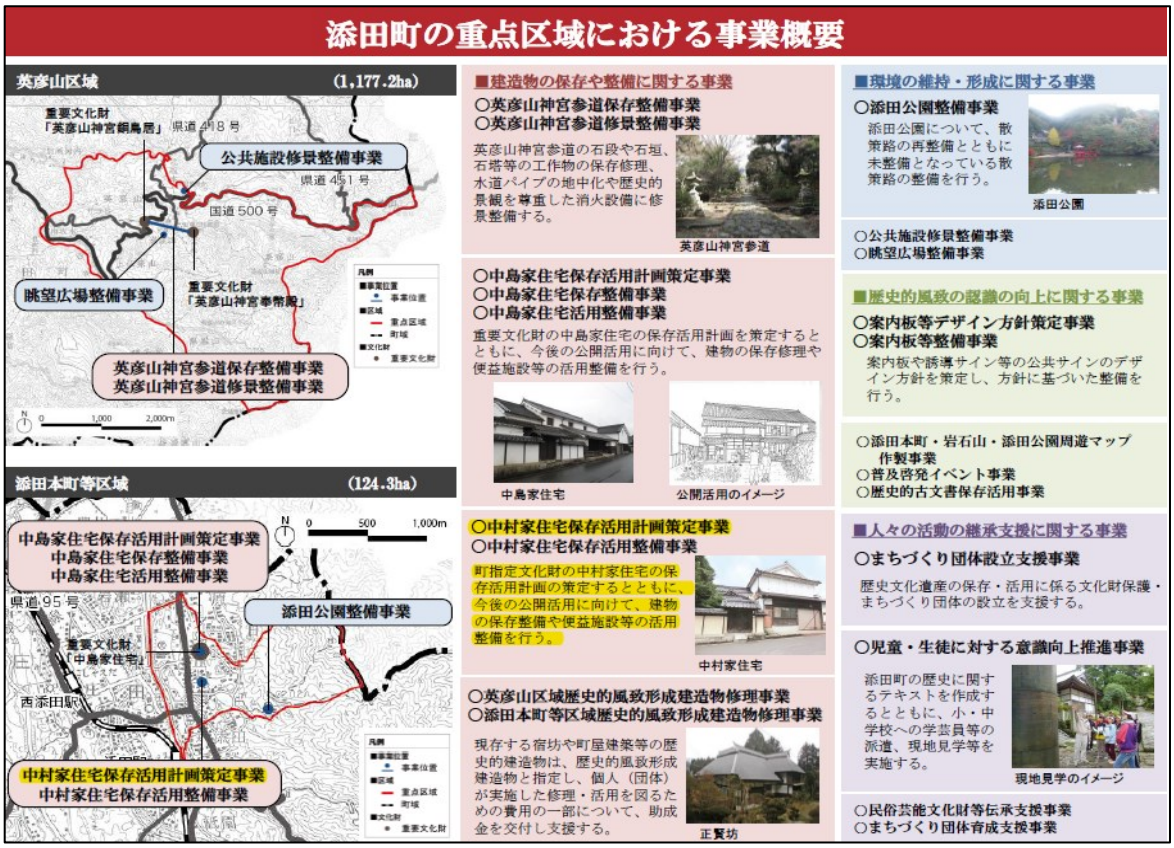
（概要版）